

7. 財政金融

21-22

⑧

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	390



裏面白紙

財政 金融

昭和21-22年

⑧

産業資金融資(2)

裏面
白紙

産業資金の供給に関する措置要綱

(臨時関係懇談会了解)
経済安定本部

方針

一 石炭、鉱業及び肥料工業等現下の最重点産業の所要資金を優先的に確保し、一方不急産業への資金の融通は種カニこれを抑制して生産の均衡的發展を圖り産業の復興を促進する。

二 現下の資金蓄積及び資金需要特に財政需要の状況等を勘案して産業資金總額について凡その目標を樹て原則として産業資金の供給をその範囲内に止めインフレーションの防止に努める。

三 資金の吸収を促進し日本銀行借入への依存を排すると

其にシンデケートの結成、金融機関相互間の資金融通
を行わしめ金融秩序の回復と金融の正常化とを図る。
四) 資金の運用については一定の準則の下にならべく金融
機関の自主的調整を為さしめると共に日本銀行の貸出
操作に依つて実質的に調整する。
なお金融の実施状況の監査を重視して徹底的にこれを
行ふ。

二 要 領

一) 産業資金の供給はつきり産業資金供給総額の目標を定め
その範囲内において最重点産業(差当り石炭、鉱業及
肥料工業)に資金、重要産業設備資金、その他資金(一
般産業運転資金等)のそれぞれ供給計画を概定す

る。

二) 前項の計画を基礎として主要金融機関について融資限
度を設け融資額を調整する。

右の融資限度は差当り各金融機関の一般自由預金(公
金預金及び金融機関預金を除く)の増加見込額の
五〇%とし、日本銀行の指導の下に各金融機関の自主
的申合せによりこれを設定せしめる。
金融機関の自己資金が融資限度以下である場合におい
てはその資金の限度内において融資するものとし原則
として日本銀行よりの借入れに依存せしめない。

三) 金融機関は前項の融資限度内において別に定める資金
融通準則及び産業資金貸出優先順位表に依り融資する

ものとし、前記最重点産業資金、その他緊要な資金を、優先的に取扱わしめる。

四 特に重要産業資金についてはなるべく多くの金融機関を参加せしめ、シンジケート又は特別の融資機構を設け、計画金融を行ふ。

五 日本銀行の指導幹旋の下にシンジケートの結成、融資金融機関の設置転換、金融債券等に依る余裕資金の吸收、スタンパ手形及び商業手形の賣買の奨励等に依り金融機関相互間の資金の流通を図る。

六 金融機関の資金に余剰あるときは日本銀行借入金の返済、國債の消化、復興金融債の買入利率に充てしめらる。

(七) 復興金融金庫の融資は経済復興の爲必要な重要産業の資金に一般金融機関より融資し難い特別の事情のある場合に限り之とする。但し運転資金は極力一般金融機関より融資せしめる。

(八) 大蔵省及び日本銀行は本措置の実施状況を常時厳密に監査する。監査の結果不当な取扱があることを認め、右場合には大蔵省及び日本銀行において適當の措置を講ずる。

(備考)

一 本措置は昭和二十二年一月より実施する。

二 金融機関資金融通通草則は金融緊急措置令に基き制定する。

（一）直接本指置を適用しない金融機関については本指置に
準じ融資するようには指導する。

徳永邦貞

21.22-3
2-21(4)

方針

産業資金等の供給調整に関する措置要綱 (附録ニハ)

一 石炭鉱業、鉄鋼業及び肥料工業等現下の最重点産業の
所要資金を優先的に確保し、一方不急産業への資金の
融通は極力これを抑制して生産の均衡的發展を圖り産
業の復興を促進する。

二 現下の資金蓄積及び資金需要特に財政需要の状況等を
勘案して産業資金総額について凡その目標を樹て原則
として産業資金の供給をその範囲内に止めインフレ
シヨンの防止に努める。

三 資金の吸収を促進し日本銀行借入れへの依存を排する
と共にシンデケートの結成、金融機関相互間の資金疏

22
228
2-17

通を行われしめ金融秩序の回復と金融の正常化とを期する。
四 資金の運用については一定の準則の下にならるべく金融
機関の自主的調整を為さしめると共に日本銀行の貸出
操作に依つて実質的に調整する。
なお金融の実施状況の監査を重視して徹底的にこれを
行う。

ニ 要 領

一 産業資金の供給につき産業資金供給総額の目標を定め
その範囲内において最重点産業（差当り石炭鉱業、鉄
鋼業及び肥料工業）資金、重要産業設備資金、その他
資金（一般産業運転資金等）のそれぞれ供給計画を
概定する。

二 前項の計画を基礎として主要金融機関について融資限
度を設け融資額を調整する。

右の融資限度は差当り各金融機関の一般自由預金（公
金預金及び金融機関預金を除いたもの）増加見込額の
五〇%とし、日本銀行の指導の下に各金融機関の自主
的申合せによりこれを設定せしめる。

金融機関の自己資金が融資限度以下である場合には
その資金の限度内において融資するものとし原則
として日本銀行よりの借入れに依存せしめず。

三 金融機関は前項の融資限度内において別に定める資金
融通率則及び産業資金貸出優先順位表に依り融資する
ものとし、前記最重点産業資金、その他緊要な資金を

優先的に取扱われぬ。

四 特に重要産業資金についてはなるべく多くの金融機関と参加せしめてシンデケート又は特別の融資機構を設け野田金融を行ふ。

四 日本銀行の指導幹炭の下にレンデレート³の結成、融資、金融機関の配置、金融債券等²に依る余裕資金の吸収、ストック²手形及び商業手形の賣買の奨励等は依り金融機関相互間の資金の融通を図る。

四 金融機関の資金に余剰あるときは日本銀行借入金²の返済、国債の消化、復興金融債券の買入れ等に充てしめらる。

四 復興金融金庫の融資は経済復興の爲必要なる重要産業の

資金で一般金融機関より融資し難い特別の事情のある場合には限ることとする。但し運転資金は種々一般金融機関より融資せしめる。

四 大蔵省及び日本銀行は本措置の実施状況を常時厳密に監査する。監査の結果不当な取扱があることを認められた場合は大蔵省及び日本銀行において適當の措置を講ずる。

(備考)

一 本措置は昭和二十二年三月より実施する。

二 金融機関資金融通準則は金融緊急措置令に基き制定する。

三 本措置は直接銀行、信託会社、保険会社、農林中央金

庫及び商工組合中央金庫に於いて適用するものとし、
その他の金融機関に於いては本措置に準じ融資するもの
に指導する。

金融機関再建整備法に基く暫定評價基準(案)

(昭和二三 三、二四)

金融機関の暫定評價基準は、確定評價基準決定前の假の基準であつて、企業における特別損失額の概算に對應し、助定の預金等の移換の前提となるものである点を考慮し、左の如く簡明直截を旨としてこれを決定する。なお公債及び不動産不動産の評價基準は、その性質にかんがみ、左の如くはこれを確定評價基準とするものとする。

有價証券

公債の價格はその発行價格に経過年數に應じ、左價還差益(三分半利特別國庫債券及び大東亞戰爭特別國庫債券)

券については経過年数に應じ左償還の際の特別利子に
は加欠額による。但し利率四分以上の國債及び國債
以外の公債と利率四分五厘以上のものの價格はその額
面金額による。
割引の方法により発行した公債の價格は前項にかゝわ
らず発行價格に経過年数に應じ左割引額を加欠額に
よる。但し大藏省証券及び食糧証券は帳簿價格による
ものとする。
前二項による計算は別は定める方法によつてこれを行
う。

四 社債

1) 特別経理会社（準用特別経理会社を含む。以下同じ）

この社債については、その発行價格より戻し料を差し
引いた額に、額面金額より企業再建整備法第九條の
規定により通知を受けた損失負担額を差し引いた額
の額面金額に対する割合と乘じて得た額による。
2) 特別経理会社でない会社の社債については、その發
行價格より戻し料を差引いた金額による。
3) 新勘定に属する金融債券については、特別経理会社
でない会社の社債に準ずる。旧勘定に属する金融債
券については特別経理会社の社債に準ずる。但し、
この場合の金融債券の損失負担額は評價時後二十日
以内はこの評價基準により仮計算とした結果により
当該金融債券を発行した金融機関より通知を受けた

類による。

三 株式（出資証券等を含む以下同じ）

1) 特別経理会社の株式

1) 気配相場ある株式については評價時前一月間の平均相場と当該株式の掛込済金額より企業再建整備法第九條の規定により当該会社の作成する書類によつて明らかとなつた損失負担額を差し引いた金額とのうち何れの低い額による。

2) 気配相場のない株式については当該株式の掛込済金額より企業再建整備法第九條の規定により当該会社の作成する書類によつて明らかとなつた損失負担額を差し引いた額による。

2) 特別経理会社でないものの株式

1) 気配相場ある株式については評価時前一月間の平均相場と帳簿価額のうち何れか低い額による。

2) 気配相場のない株式については特別経理会社の株式に準ずる。但し、この場合の株主たる金融機関の損失負担額は評価時後二十日以内は三の評價基準により假計算とし結果により当該株式を発行し金融機関より通知を受けられた額による。

ニ 貸出金（コールローンを含む以下同じ）

1) 特別経理会社に對する貸出金についてはその債権額より企業再建整備法第九條の規定により通知を受けられた損失負担額を差し引いた額による。

四 特別經理会社でないものは付する貸出金については帳簿価格による。

四 特別經理会社に対する貸出金の利息の取扱については別に定めることによる。

四 開鎖金融機関に対する貸出金については特別經理会社に対する貸出金に準ずる。

三 動産及不動産

一 動産
公定価格あるものは公定価格の正しいものは取得価格による。

二 不動産
但し処分確定しそのものは処分価格による。
三 不動産（船舶を含む無体財産を除く。）

取得価額から償却額（但し償却額が法定普通償却額を超えたる場合は法定普通償却額）と資産の減失、毀損、損壊、更改、用途変更その他の事情による価格の減少額が償却額を超えたる場合はかかる超過額との合計額を控除しその額による。但し、処分確定しそのものは処分価格による。

四 在外資産等
一 外国証券

一 戦時においては本店が本邦（指定する地域を除く。）以外の地域（以下外国という。）にあり在外地法人（滿洲国法人を含む。）及び開鎖機関（戦時金融全庫資金統合銀行南方開發金庫及び外資金庫を除く。）の

「発行し左證券（満洲國債及び外地地方債を含む。）は
零とする。

「右以外の外国法人（日佛銀行及び印度支那銀行を含
む。）の発行し左證券は帳簿価格による。

「在外資産

「外国に在る地金銀、外国通貨、現金、預り金、有価
證券、動産及び不動産は零とする。

「外国に在る者に対する貸出金等の対外債権は零とす
る。

「金融機関相互間の勘定については

「外国にある他の金融機関に対する勘定は、同一金
融機関に対する債権債務は相殺し、その尻の貸借

に於いて、異なる相手方に対する貸借はその貸
借は零とし、借は帳簿価格とする。

「外国にある同一金融機関の店舗に対する貸借はつ
いて、貸借差引とし尻については、貸は零とし

借は帳簿価格とする。

「右以外の在外資産及び負債については、資産は零と
し負債は帳簿価格とする。

「戦時補償請求権については戦時補償特別措置法による戦
時補償特別税額を差し引いた額による。

「未帰還資金は、帰込を徴収すべきものはその徴収可能
見込額とし、徴収せざるものは帳簿価格とする。

「其の他

11) 貸付有価証券(運用有価証券信託勘定における貸付有価証券を含む)については貸付借契約によるものは有価証券の評価方法は禁じ、消費貸借契約によるものは貸出金の評価方法に準ずる。
 12) 地金銀及び外国通貨は帳簿価格とする。
 13) 特別経理会社以外のものに対する支拂承諾見返りは、主たる債務者の資力に応じて切捨てる。
 14) 買入外国為替は零とし、賣渡外国為替については帳簿価格による。
 15) 前各項に掲げる資産及び負債以外の資産及び負債の評価は帳簿価格による。但し、特別のものについては、別にこれを定める。

九 金融機関においては、不良と認めらるる資産は前各項にかかわらず、主務大臣の承認を得てこれを切捨てる。
 一
 16) 最終処理に際し、確定益又は暫定益の金額が積立金の金額と合して、確定損又は暫定損の金額を越える金融機関は、その評価基準を政府の定める評価基準以下にする。ことが出来る。但し、その結果確定益又は暫定益の金額を積立金と合して、確定損又は暫定損の金額以下とするときは出来な
 い。
 二 閉鎖金融機関については、その評価基準はこれを通用しな
 い。

(参考)

公債の評価額算出方法

公債の評価額(X)は左の式により算出する。

$$X = \frac{A}{1 + r} + \frac{A}{(1 + r)^2} + \dots + \frac{A + P}{(1 + r)^n}$$

右式中(額面金額)発行価格)は三分半利特別國庫債券及び大東亞戦争特別國庫債券については(償還の際の特別利子額)とし、割引の方法により発行した國債については(割引額)として計算する。

(備考)

1) 償還年限及び経過年数については年未満の端数はこれを切り捨てる。

2) 評価額については一銭位未満の金額はこれを切り捨てる。

3) 同一銘柄の公債についてはその総額により一括計算して差支ない。

(参考)二

特別経理会社等に対する自動定に属する貸出金の利息の取扱

一 特別経理会社の自動定に属する貸出金に対し八月十日迄の利息を元加し、これを整理債務とする。

二 右の利息については、指定時前延滞の場合には延滞利息を合み、延滞利息の定めがなければ法定利息を含んばものによろ。

三 企業再建整備法第九條の規定による自動定に属する貸出

金の損失負担額は一の整理債務につき二兆を決定する。
四 特別経理会社の田勸定に属する貸出金の八月十日以降の
利息は損失負担額を控除した金額に対して新田勸定併合
後金融機関に支払う。

昭和二十二年三月

産業資金貸出優先順位表

第一 鑛業

部 門	一、採鑛業
業 別	(一) 金屬鑛業…
細 目	(1) 金鑛(砂金を含む) (2) 銅鑛 (3) 鉛鑛 (4) 錫鑛(砂錫を含む) (5) アンチモン鑛 (6) 水銀鑛 (7) 亜鉛鑛 (8) 鐵鑛(砂鐵を含む) (9) 硫磺鑛 (10) クロム鐵鑛 (11) マンガン鑛 (12) タングステン鑛 (13) モリブデン鑛 (14) ニッケル鑛 (15) コバルト鑛 (16) その他の金屬鑛
別	甲 設 甲 備 乙 備 丙 備 甲 運 甲 運 甲 運 乙 轉

部 門	二、土採取業
業 別	(三) 石油鑛業… (四) その他の鑛業…
細 目	(1) 燐 (2) 黒雲石 (3) 雲石 (4) 硫石 (5) 砒石 (6) 砒石 (7) 砒石 (8) 燐の他
別	甲 設 甲 備 乙 備 丙 備 甲 運 甲 運 甲 運 乙 轉

第二工業

部門	業別	細目	別	甲	乙	丙	甲	乙	丙
一、紡績業	(一) 生糸製造業	(1) 器械生糸製造	...	○					
		(2) 座繰生糸製造	...	△					
		(3) 玉糸生糸製造	...	△					
		(4) 繭短繊維製造	...	△					
		(5) 真綿製造	...	△					
		(2) ス人絹	...	△					
		(1) 綿スフ	...	△					
(四) 反毛業	(1) 毛糸	...	△						
	(2) 毛糸	...	△						
(五) 紡績業	(1) 絹糸	...	△						
	(2) 毛糸	...	△						
	(3) 麻糸	...	△						
	(4) 綿糸	...	△						
	(5) その他糸	...	△						
(六) 漁網(漁網用燃糸を含む)業	△						
	△						
(七) 燃糸業	△						
	△						

部門	業別	細目	別	甲	乙	丙	甲	乙	丙	
		(9) 陶石	...							
		(10) 抗火石	...							
		(11) 蠟石	...							
		(12) 加里鑽石	...							
		(13) 砂利	...							
		(14) 土建用碎石	...							
		(15) その他	...							
		(16) その他	...							
		甲								
		乙								
		丙								
		甲								
		乙								
		丙								

部門	業別	細目	別	甲	乙	丙	甲	乙	丙
	(一) 原動機製造業	(1) 強電機	○						
	(二) 電気機械器具製造業	(1) 蓄電池	○						
	(三) 電気機械器具製造業	(1) 計測機器	○						
	(四) 通信機械器具製造業	(1) 電線及び電纜	○						
		(2) 有線電信電話及び附属装置	○						
		(3) ラヂオ送信受信及び附属装置	○						
	(五) 農林水産業機械器具製造業	(1) 電	○						
		(2) 電	○						
		(3) 電	○						
	(六) 土木建築用機械器具製造業	(1) 電	○						
		(2) 電	○						
		(3) 電	○						
	(七) 製鐵鋼山機械器具製造業	(1) 電	○						
		(2) 電	○						
		(3) 電	○						
	(八) 紡績機械器具製造業	(1) 電	○						
		(2) 電	○						
		(3) 電	○						

部門	業別	細目	別	甲	乙	丙	甲	乙	丙
三、機械器具工業	(一) 鍍金製品製造業	(1) 針	△						
		(2) ミシン針、メリヤス針、縫針	△						
	(二) シヤリング	(1) 鋼製ペン先	△						
		(2) 鋼製ペン先	△						
	(三) 蒸気罐製造業	(1) 生活用鍍金製品	△						
		(2) プリキ板	△						
	(四) 洋傘	(1) 釣鉤	△						
		(2) 釣鉤	△						
	(五) 磨棒	(1) シヤベル、スコップ	△						
		(2) シヤベル、スコップ	△						
	(六) 粉砕機	(1) 粉砕機	△						
		(2) 粉砕機	△						
	(七) 厨房用金属製品	(1) 利器工匠具	△						
		(2) 利器工匠具	△						
	(八) 化学工業用白金鋼	(1) 化学工業用白金鋼	△						
		(2) 化学工業用白金鋼	△						
	(九) 人造纖維製造用ノズル	(1) 人造纖維製造用ノズル	△						
		(2) 人造纖維製造用ノズル	△						
	(十) 鋼製ベン先	(1) 鋼製ベン先	△						
		(2) 鋼製ベン先	△						

部門	業別	細目別	設備	運輸
五、工業學業	(三) 煉瓦及耐火物製造業	：	△	△
	(四) 屋根瓦製造業	：	△	△
	(五) セメント製造業	：	△	△
	(六) セメント製品製造業	：	△	△
	(七) 石綿セメント製品製造業	：	△	△
	(八) 石灰製造業	：	△	△
	(九) 無機纖維製品製造業	：	△	△
	(一〇) 珪礫製品製造業	：	△	△
	(一一) 石膏製品製造業	：	△	△
	(一二) 工業藥品製造業	：	△	△
(一) 醫藥	：	△	△	
(二) 賣藥及賣藥類似品	：	△	△	
(1) 硝	：	△	△	
(2) ソーダ	：	△	△	
(3) 苛性ソーダ	：	△	△	
(4) 石膏	：	△	△	
(5) 珪酸	：	△	△	
(6) 硫酸	：	△	△	
(7) 硝酸	：	△	△	
(8) 苛性ソーダ	：	△	△	
(9) 石膏	：	△	△	
(10) 工業藥品	：	△	△	
甲	○			
乙				
丙				
甲				
乙				
丙				

部門	業別	細目別	設備	運輸
四、窯業	(一) 陶磁器製造業	：	△	△
	(二) ガラス及ガラス製品製造業	：	△	△
	(三) 煉瓦及耐火物製造業	：	△	△
	(四) 屋根瓦製造業	：	△	△
	(五) セメント製造業	：	△	△
	(六) セメント製品製造業	：	△	△
	(七) 石綿セメント製品製造業	：	△	△
	(八) 石灰製造業	：	△	△
	(九) 無機纖維製品製造業	：	△	△
	(一〇) 珪礫製品製造業	：	△	△
(1) 自動車用ガス發生機關	：	△	△	
(2) 自動車修理	：	△	△	
(3) 自轉車及リヤカー	：	△	△	
(4) 荷牛馬車荷車類	：	△	△	
(5) 鋼	：	△	△	
(6) 木	：	△	△	
(7) 船舶修繕業	：	△	△	
(8) 船舶	：	△	△	
(9) 板ガラス	：	△	△	
(10) ガラス製品	：	△	△	
甲	○			
乙				
丙				
甲				
乙				
丙				

部門	業別	細目別	甲	甲	乙	丙	甲	甲	乙	丙
	(一) 農業藥品製造業 (二) 染料及中間物製造業 (三) 漁網用染料製造業 (四) 再生ゴム製造業 (五) 鞣皮材料製造業 (六) 人造香料製造業 (七) 塗料及顔料製造業 (八) 化粧料製造業 (九) 石鹼及化粧品製造業 (一〇) 發火物製造業	(19) 炭酸マグネシア及炭酸石灰 (20) クロム酸鹽(重クロム酸ソーダ) (21) 過マンガン酸カリ (22) 硫酸ソーダ (23) カーボンブラック (24) その他								
			△							
			x	x	x					
			○							
			△	△	△	△	△	△	△	△
			x	x	x					

部門	業別	細目別	甲	甲	乙	丙	甲	甲	乙	丙
		(1) アンモニア (2) 鹽 (3) 炭酸 (4) 炭酸 (5) 炭酸 (6) 炭酸 (7) 炭酸 (8) 炭酸 (9) 炭酸 (10) エーテル (11) グリセリン (12) 硝酸カリ (13) クロルズルフォン酸 (14) カーバイト (15) 人造クリオリット (16) アセト (17) プチルアルコール (18) アルコール								
			△	△	△	△	△	△	△	△
							x	x	x	
			○	○	○	○	○	○	○	○
			△	△	△	△	△	△	△	△

部門	業別	細目別	設備	運轉
	(四) 製紙業	セルロイド及同製品製造業		
	(五) セルロイド及同製品製造業	セルロイド及同製品製造業		
	(六) アセチルセルロース製品製造業	アセチルセルロース製品製造業		
	(七) ヴァルカナイズドフアイバー製造業	ヴァルカナイズドフアイバー製造業		
	(八) 寫真用フィルム乾板及感光紙製造業	寫真用フィルム乾板及感光紙製造業		
	(九) 肥料製造業	肥料製造業		
	(一) 植物質及動物質のもの	植物質及動物質のもの		
	(二) 礦物質のもの	礦物質のもの		
	(イ) 過磷酸石灰	過磷酸石灰		
	(ロ) 磷酸アンモン	磷酸アンモン		
	(ハ) 硫酸	硫酸		
	(ニ) 硫酸	硫酸		
	(ホ) 硫酸	硫酸		
	(ヘ) 石灰窒素	石灰窒素		
	(ト) その他	その他		
	(三) 配合肥料	配合肥料		

部門	業別	細目別	設備	運轉
	(一) 石油精製業	石油精製業		
	(二) 人造石油(頁岩油)製造業	人造石油(頁岩油)製造業		
	(三) コークス及タール製品製造業	コークス及タール製品製造業		
	(四) 植物油製造業	植物油製造業		
	(一) 樟腦製造業	樟腦製造業		
	(二) 動物油脂製造業	動物油脂製造業		
	(三) 蠟燭製造業	蠟燭製造業		
	(四) 加工油製造業	加工油製造業		
	(一) ゴム製品製造業	ゴム製品製造業		
	(二) 合成樹脂及同製品製造業	合成樹脂及同製品製造業		
	(三) 蓄音機レコード製造業	蓄音機レコード製造業		
	(四) パルプ製造業	パルプ製造業		
	(一) 硬化油及脂肪酸	硬化油及脂肪酸		
	(2) その他	その他		
	(1) 魚油	魚油		
	(2) 糖	糖		
	(3) 菜種油	菜種油		

部門	業別	細目	甲	乙	丙
	(一) 調味料製造業	(1) 味			
		(2) 味			
		(3) 味			
		(4) 味			
		(5) 味			
	(二) 清涼飲料製造業	(1) 小			
		(2) 小			
		(3) 小			
		(4) 小			
		(5) 小			
	(三) 製粉業	(1) 粉			
		(2) 粉			
		(3) 粉			
		(4) 粉			
		(5) 粉			
	(四) 澱粉製造業	(1) 澱粉			
		(2) 澱粉			
		(3) 澱粉			
		(4) 澱粉			
		(5) 澱粉			
	(五) 澱粉製造業	(1) 澱粉			
		(2) 澱粉			
		(3) 澱粉			
		(4) 澱粉			
		(5) 澱粉			
甲					
乙					
丙					

部門	業別	細目	甲	乙	丙
六、 木製材及 工業製品	(一) 製材業	(1) 製材			
		(2) 製材			
		(3) 製材			
		(4) 製材			
		(5) 製材			
		(6) 製材			
		(7) 製材			
		(8) 製材			
		(9) 製材			
		(10) 製材			
七、 印刷製 食料本 工業品	(一) 印刷製工業品	(1) 印刷製工業品			
		(2) 印刷製工業品			
		(3) 印刷製工業品			
		(4) 印刷製工業品			
		(5) 印刷製工業品			
		(6) 印刷製工業品			
		(7) 印刷製工業品			
		(8) 印刷製工業品			
		(9) 印刷製工業品			
		(10) 印刷製工業品			
八、 印刷製 食料本 工業品	(一) 印刷製工業品	(1) 印刷製工業品			
		(2) 印刷製工業品			
		(3) 印刷製工業品			
		(4) 印刷製工業品			
		(5) 印刷製工業品			
		(6) 印刷製工業品			
		(7) 印刷製工業品			
		(8) 印刷製工業品			
		(9) 印刷製工業品			
		(10) 印刷製工業品			
甲					
乙					
丙					

部門	業別	細目別	設備	運輸
九、電氣及瓦斯業	(一) 電氣供給事業	(5) 節電		
	(二) 電氣工事業	(6) 天節		
	(三) 瓦斯供給事業	(7) 布		
	(一) 紙製品製造業	(8) 煮品		
	(二) 刷毛、刷子製造業	(9) 製		
	(三) 綿及麻製網繩及網製造業	その他		
	(四) 製帽業			
八、土木建築業	(一) 建築業			
	(二) 土木業			
	(三) 其他業			
七、其他業	(一) 石綿製品製造業			
	(二) 衛生材料製品製造業			
	(三) 防水布類製造業			
	(四) 製帽業			
	(五) 衛生材料製品製造業			
	(六) 衛生材料製品製造業			
	(七) 石綿製品製造業			

部門	業別	細目別	設備	運輸
(一) 果實蔬菜加工業	(一) 果實蔬菜加工業	(1) 乳製品		
	(二) 精米業	(2) 食肉加工		
	(三) 精麥業	(3) 糖		
	(四) 製麵及製パン業	(4) 節		
	(五) 製茶業			
(二) 水産品加工業	(一) 水産品加工業			
	(二) 水産品加工業			
	(三) 水産品加工業			

第四、交通業

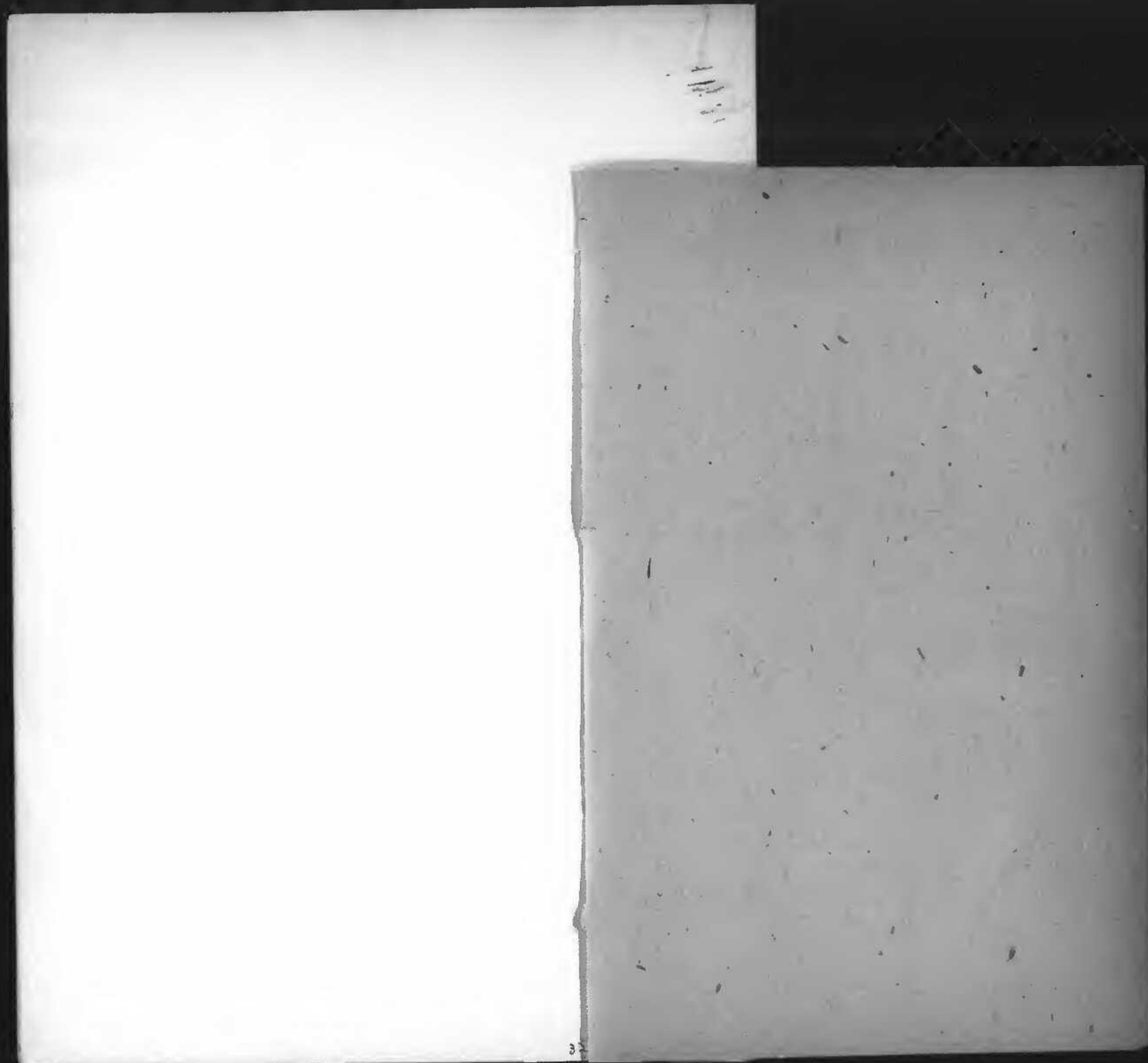
部門	業	別	細目	別	甲	乙	丙		
一、運輸業	(一) 地方鐵道軌道業 (二) 自動車運輸事業	::	(一) 旅客	::	○	○	○		
			(二) 貨物	::	○	○	○		
二、電信電話事業 三、その他の交通業	(一) 道路橋梁の經營 (二) 港灣運河の經營	::	(三) 小運送業	::	○	○	○		
			(四) 小運搬業	::	○	○	○		
			(五) 旅行斡旋業驛構内營業	::	○	○	○		
			(六) 海運業	::	○	○	○		
			(七) 海運中立業	::	○	○	○		
			(八) 港灣運送業	::	○	○	○		
			電信電話工事業	::	○	○	○		
			その他の交通業	::	○	○	○		
甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	

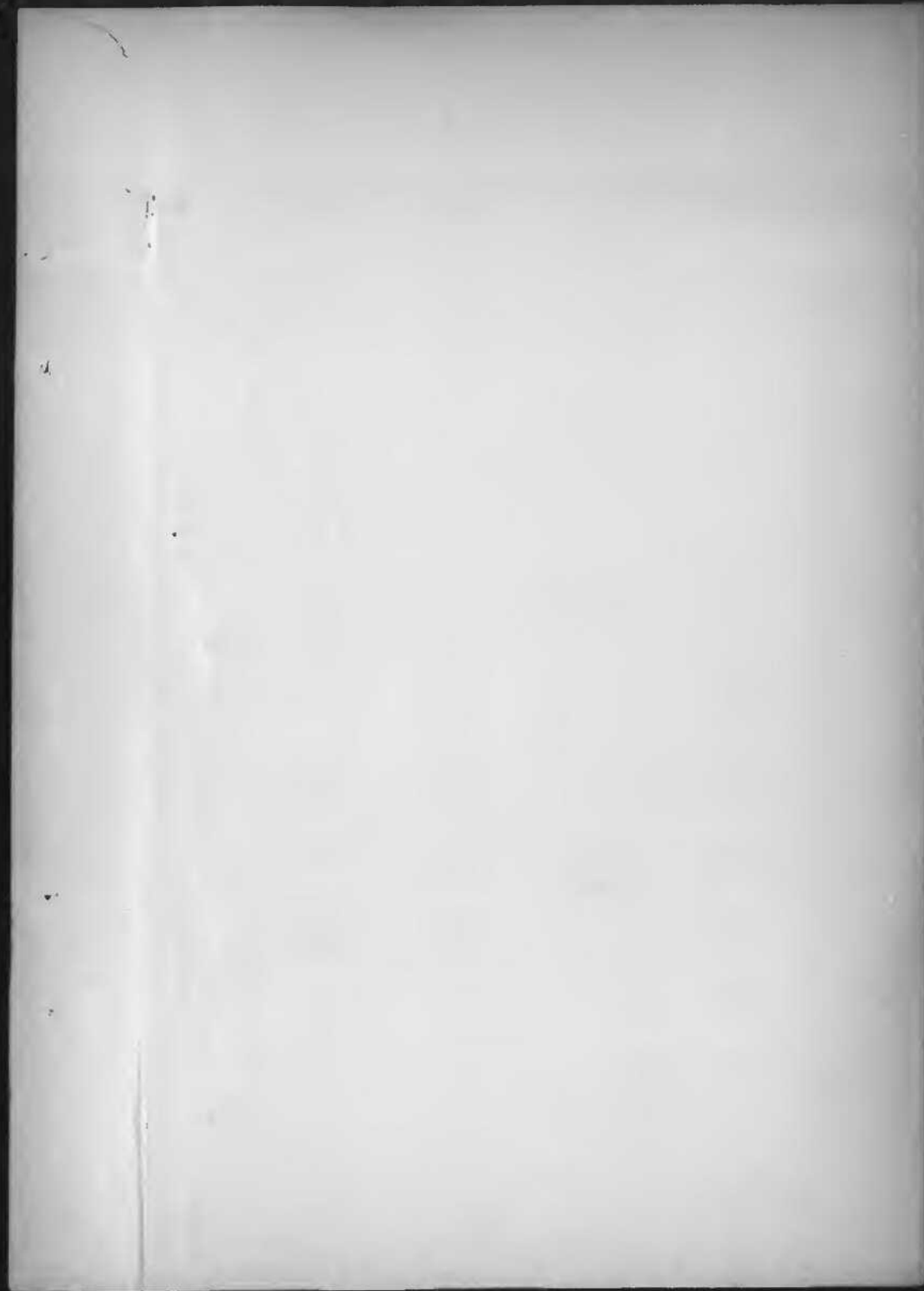
第五、商業

部門	業	別	細目	別	甲	乙	丙	
一、物販賣業 二、貿易業 三、倉庫業 四、證券業 五、その他の商業	::	::	(1) 配給の機關	::	○	○	○	
			(2) その他	::	○	○	○	
				::	○	○	○	
				::	○	○	○	
				::	○	○	○	
甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙

第七、その他の事業及施設

部門	業別	細目別	甲	甲	乙	丙	甲	甲	乙	丙
一、その他 及施設	(一) 教育事業	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(二) 体育事業	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(三) 文化事業	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(四) 慈善事業	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(五) 社会事業	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(六) 医療施設	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(七) 博覧會	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(八) 觀光施設	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(九) 放送事業	：	：	：	：	：	△	△	△	△
第八 地方公 共團體	(一) 公共土木事業	：	：	：	：	：	○	○	○	○
	(二) その他	：	：	：	：	：	△	△	△	△
第九 金融業	(一) 金融機關(含保險業)	：	：	：	：	：	△	△	△	△
	(二) その他	：	：	：	：	：	△	△	△	△
第十 住宅	住宅建設	：	：	：	：	：	○	○	○	○
	住宅建設	：	：	：	：	：	△	△	△	△
第十一 無業	：	：	：	：	：	：	×	×	×	×
	：	：	：	：	：	：	×	×	×	×





産業資金等の供給調整に関する措置要綱

一 方針

- (一) 石炭鉱業、鉄鋼業及び肥料工業等現下の最重要産業の
 所要資金を優先的に確保し、一方不急産業への資金の
 融通は極力これを抑制して生産の均衡的發展を図り産
 業の復興を促進する。
- (二) 現下の資金蓄積及び資金需要特に財政需要の状況等を
 勘案して産業資金總額について凡その目標を樹て原則
 として産業資金の供給をその範囲内に止めインフレー
 ションの防止に努める。
- (三) 資金の吸収を促進し日本銀行借入州への依存を非する
 と共にシンデケートの結成、金融機関相互間の資金流

50

2-7

- (四) 資金の運用については一定の原則の下に行なうべく金融
 機関の自主的調整を為さしめると共に日本銀行の貸出
 操作に依つて実質的に調整する。
- なお金融の実施状況の監査を重視して徹底的にこれを
 行う。

二 要 領

- (一) 産業資金の供給につき産業資金供給總額の目標を定め
 その範囲内において最重要産業（差当り石炭鉱業、鉄
 鋼業及び肥料工業）へ資金、重要産業設備資金、その他
 資金（一般産業運転資金等）のそれぞれ別の供給計画を
 擬定する。

三 前項の計画を基礎として主要金融機関について融資限度を設け融資額を調整する。

右の融資限度は差当り各金融機関の一般自由預金（公金預金及び金融機関預金を除いたもの）増加見込額の五〇%とし、日本銀行の指導の下に各金融機関の自主的申合せによりこれを設定せしめる。

金融機関の自己資金が融資限度以下である場合においては、その資金の限度内において融資するものとし、原則として日本銀行よりの借入に依存せしめたい。

三 金融機関は前項の融資限度内において別に定める資金融通率則及び産業資金貸出優先順位表に従い融資するものとし、前記最重要産業資金、その他重要な資金を

優先的に取扱はしめる。

四 特に重要産業資金については、なるべく多くの金融機関を参加せしめ、シンデケート又は特別の融資機構を設け計画金融を行う。

四 日本銀行の指導幹旋の下にシンデケートの結成、融資金融機関の配置転換、金融債券等に依る余剰資金の吸収、スタンプ手形及び商業手形の賣買の奨励等に依り金融機関相互間の資金の流通を図る。

四 金融機関の資金に余剰あるときは日本銀行借入金、返済、国債の消化、復興金融債券の買入等による。

四 復興金融基金の融資は経済復興の爲必要で重要産業の

資金で一般金融機関より融資し難い特別の事情のある
場合に限ることとする。但し運転資金は極力一般金融
機関より融資せしめる。

ハ大蔵省及び日本銀行は本措置の実施状況常時厳密に監
査する。監査の結果不当な取扱があることを認められた場合
には大蔵省及び日本銀行において適當の措置を講ずる。

(備考)

一 本措置は昭和二十二年三月より実施する。

二 金融機関資金融通率則は金融緊急措置令に基き制定す

三 本措置は直接銀行 信託会社 保険会社 森林中央金

庫及び商工組合中央金庫について適用するものとし、
その他の金融機関については本措置に準じ融資するよ
うに指導する。

昭和二十二年六月改正

産業資金貸出優先順位表

22
6.15
2-7

36

第一號 業

部門	第一、採礦業
業別	(一) 金屬鑛業
細目別	(1) 金鑛(砂金を含む) (2) 銅鑛 (3) 鉛鑛 (4) 錫鑛(砂錫を含む) (5) アンチモン鑛 (6) 水銀鑛 (7) 亜鉛鑛 (8) 鐵鑛(砂鐵を含む) (9) 硫磺鑛 (10) クロム鐵鑛 (11) マンガン鑛 (12) タングステン鑛 (13) モリブデン鑛 (14) ニッケル鑛 (15) コバルト鑛 (16) その他の金屬鑛
設備	甲 〇 乙 〇 丙 〇
運轉	甲 〇 乙 〇 丙 〇

部門	二、土採取業
業別	(四) その他の鑛業
細目別	(1) 燐 (2) 雲母 (3) 石棉 (4) 硫石 (5) 砒石 (6) 砒石 (7) 砒石 (8) 砒石 (9) 砒石 (10) 砒石 (11) 砒石
設備	甲 〇 乙 〇 丙 〇
運轉	甲 〇 乙 〇 丙 〇

部門	工業業																																						
業別	(一) 鐵鋼業 ...																																						
細目別	<table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>一つの場所に於て製鉄及製鋼設備を以て替むもの</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>普通鉄のみを製造するもの</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>平鐵製鋼に依るもの(炭素をも含み、平鐵製鋼の製造を除く)</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>炭素をも含み、特殊鋼の製造を除外するもの(特殊鋼を除く)</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>電氣鉄のみを製造するもの</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>電炉製鋼に依るもの</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>砂鉄製鋼その他特殊の鐵鋼利用を目的とするもの</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>フェニクス</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>低炭素鉄</td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td>鑄鋼</td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td>鋼品</td> </tr> <tr> <td>(12)</td> <td>特殊鋼</td> </tr> <tr> <td>(13)</td> <td>特殊鋼目</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>白金</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>銀</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>銅</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>鉛</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>錫</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>...</td> </tr> </table>	(1)	一つの場所に於て製鉄及製鋼設備を以て替むもの	(2)	普通鉄のみを製造するもの	(3)	平鐵製鋼に依るもの(炭素をも含み、平鐵製鋼の製造を除く)	(4)	炭素をも含み、特殊鋼の製造を除外するもの(特殊鋼を除く)	(5)	電氣鉄のみを製造するもの	(6)	電炉製鋼に依るもの	(7)	砂鉄製鋼その他特殊の鐵鋼利用を目的とするもの	(8)	フェニクス	(9)	低炭素鉄	(10)	鑄鋼	(11)	鋼品	(12)	特殊鋼	(13)	特殊鋼目	(1)	白金	(2)	銀	(3)	銅	(4)	鉛	(5)	錫	(6)	...
(1)	一つの場所に於て製鉄及製鋼設備を以て替むもの																																						
(2)	普通鉄のみを製造するもの																																						
(3)	平鐵製鋼に依るもの(炭素をも含み、平鐵製鋼の製造を除く)																																						
(4)	炭素をも含み、特殊鋼の製造を除外するもの(特殊鋼を除く)																																						
(5)	電氣鉄のみを製造するもの																																						
(6)	電炉製鋼に依るもの																																						
(7)	砂鉄製鋼その他特殊の鐵鋼利用を目的とするもの																																						
(8)	フェニクス																																						
(9)	低炭素鉄																																						
(10)	鑄鋼																																						
(11)	鋼品																																						
(12)	特殊鋼																																						
(13)	特殊鋼目																																						
(1)	白金																																						
(2)	銀																																						
(3)	銅																																						
(4)	鉛																																						
(5)	錫																																						
(6)	...																																						
設備	<table border="1"> <tr> <td>甲</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td></td> </tr> </table>	甲	○	乙	△	丙																																	
甲	○																																						
乙	△																																						
丙																																							
運轉	<table border="1"> <tr> <td>甲</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td></td> </tr> </table>	甲	○	乙	△	丙																																	
甲	○																																						
乙	△																																						
丙																																							

部門									
業別									
細目別	<table border="1"> <tr> <td>(12)</td> <td>加里鐵石</td> </tr> <tr> <td>(13)</td> <td>砂利類</td> </tr> <tr> <td>(14)</td> <td>土建用碎石類</td> </tr> <tr> <td>(15)</td> <td>その他</td> </tr> </table>	(12)	加里鐵石	(13)	砂利類	(14)	土建用碎石類	(15)	その他
(12)	加里鐵石								
(13)	砂利類								
(14)	土建用碎石類								
(15)	その他								
設備	<table border="1"> <tr> <td>甲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>△△△</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td>x</td> </tr> </table>	甲		乙	△△△	丙	x		
甲									
乙	△△△								
丙	x								
運轉	<table border="1"> <tr> <td>甲</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>△△△</td> </tr> <tr> <td>丙</td> <td></td> </tr> </table>	甲	○	乙	△△△	丙			
甲	○								
乙	△△△								
丙									

部門	業別	細目	別	設 甲 乙 丙	備 甲 乙 丙	運 甲 乙 丙	轉 甲 乙 丙
	(四) 鉄鋼製品製造業						
		(9) 輕金屬鑄物			△		
		(10) 金の網					△
		(11) その他					△
		(1) ホールナット及ワッシャ					△
		(2) リベット					△
		(3) 釘類					△
		(4) 針金鉄線					△
		(5) パネ					△
		(6) 硬鋼					△
		(7) 熔接鋼					△
		(8) 鋼網					△
		(9) 鋼索					△
		(10) 鐵塔橋梁の建設材料					△
		(11) ドラム罐五ガロン罐					△
		(12) 罐詰用罐					△
		(13) 高圧容器					△
		(14) 粉碎ポール					△

部門	業別	細目	別	設 甲 乙 丙	備 甲 乙 丙	運 甲 乙 丙	轉 甲 乙 丙
	(三) 非鐵金屬材料製品製造業						
		(7) アンチモン			△		
		(8) 水銀					△
		(9) 亜鉛					△
		(10) タングステン					△
		(11) モリブデン					△
		(12) ニッケル					△
		(13) コバルト					△
		(14) アルミニウム					△
		(15) マグネシウム					△
		(16) 硫磺					△
		(17) その他					△
		(1) 電線					△
		(2) 伸銅					△
		(3) 銅合金鑄物					△
		(4) 鉛管鉛板					△
		(5) 半鉛板					△
		(6) 減磨合金板					△
		(7) 亞鉛板					△
		(8) 輕金屬壓延品					△

輸出用と区別

部門	業別	細目別	設備	運轉
✓	(八) 鑄山用機械器具製造業	(2) その他	○	○
	(九) 纖維機械器具製造業	(1) 切削研磨用	△	△
	(一〇) 蠶絲機械器具製造業	(1) 起及工具	△	△
	(一一) 金屬工作機械器具(部品を含む)製造業	(1) 肥料用のもの	△	△
	(一二) 農材木工機械器具製造業	(2) その他	△	△
	(一三) 工業器具	(1) 肥料用のもの	△	△
	(一四) 化學工業用機械装置	(2) その他	△	△
	(一五) 食品製造加工用機械器具製造業	(2) その他	△	△
	(一六) 印刷及製本機械器具製造業	(2) その他	△	△
	(一七) 運搬機械製造業	(2) その他	△	△
(一八) 送風機製造業	(2) その他	△	△	
(一九) 度量衡器具製造業	(2) その他	△	△	
(二〇) 時計製造業	(2) その他	△	△	
(二一) 軸受製造業	(2) その他	△	△	
(二二) 精密螺子製造業	(2) その他	△	△	
(二三) 齒車製造業	(2) その他	△	△	

部門	業別	細目別	設備	運轉
✓✓	(四) 通信機械器具製造業	(1) 電線及電纜	○	○
	(五) 農林水産業機械器具製造業	(1) 電	○	○
	(六) 土木建築用機械器具製造業	(1) 電	○	○
	(七) 製糖用機械器具製造業	(1) 電	○	○
	(一) 鑄型定板ロール	(1) 電	○	○
	(2) 有線電信電話及び附屬装置	(1) 電	○	○
	(3) ラヂオ受信受信及び附屬装置	(1) 電	○	○
	(4) 屋外装置	(1) 電	○	○
	(5) 電	(1) 電	○	○
	(6) ラヂオ	(1) 電	○	○
(7) 電	(1) 電	○	○	
(8) 豆電球	(1) 電	○	○	
(9) 家庭用電氣器具	(1) 電	○	○	
(10) その他	(1) 電	○	○	

部門	業別	細目	設 備 運 轉
		(エ) 壓縮ガス	
		(イ) アンモニア	△△△
		(ロ) 塩素	△△△
		(ハ) 液体炭酸	△△△
		(ニ) その他	△△△
		(ホ) その他	△△△
		(7) 石炭酸	△△△
		(8) エーテル	△△△
		(9) グリセリン	△△△
		(10) クロルズルフォン酸	△△△
		(11) カイバイト	△△△
		(12) アセチレン系誘導物	△△△
		(イ) 酢酸	△△△
		(ロ) 無水酢酸	△△△
		(ハ) アセトン及ブタノール	△△△
		(ニ) 酢酸エステル	△△△
		(ホ) 酢酸ビニール	△△△
		(ヘ) 酢酸繊維素	△△△
		(ト) その他	△△△

部門	業別	細目	設 備 運 轉
四、 工化 業學	(一) 工業藥品製造業	(1) 醫藥	
		(イ) 特定重要醫藥品(別表)	
		(ロ) 指定重要醫藥品(別表)	
		(ハ) その他重要醫藥品(別表)	
		(ニ) その他	
		(2) 醫藥部外品	
		(イ) 重要醫藥部外品(別表)	
		(ロ) その他	
		(1) 硫酸	○
		(2) 硝酸	○
(3) ソーダ灰	△△△△		
(4) 苛性ソーダ	△△△△		
(5) 珪石粉	△△△△		
(1) 醫藥			
(2) 工業藥品製造業			
(3) 石膏製品製造業			
(4) 珪璃儀器製造業			
(5) 無機繊維製品製造業			
(6) 石綿製品製造業			
(7) 石綿製品製造業			
(8) 無機繊維製品製造業			
(9) 珪璃儀器製造業			
(10) 石膏製品製造業			
(11) 工業藥品製造業			
(12) 工業藥品製造業			

部門	業別	細目	別	設 備 運 轉
	(八) 人造香料製造業	(1) 塗料		△
	(九) 塗料及顔料製造業	(1) 顔料		△
	(一〇) 石鹼及化粧品製造業	(1) 化粧品		△
	(一一) 發火物製造業	(2) 化粧品		△
	(一二) 石油製糖業	(1) 糖		△
	(一三) 人造石油製糖業	(1) 糖		△
	(一四) 製品製造業	(1) 糖		△
	(一五) 植物油製造業	(1) 糖		△
	(一六) 樟腦製造業	(1) 糖		△
	(一七) 動物油脂製造業	(1) 糖		△
	(一八) 蠟燭製造業	(1) 糖		△
	(一九) 加工油製造業	(1) 糖		△
	(二〇) ゴム製品製造業	(1) 糖		△
		(2) 硬化油及脂肪酸		△
		(2) その他		△
		(2) 地下足袋		△

部門	業別	細目	別	設 備 運 轉
	(三) 農業用藥品製造業	(13) メタノール系誘導物		△
	(四) 染料及中間物製造業	(イ) メタノール		△
	(五) 漁網用染料製造業	(ロ) ホルマリン		△
	(六) 再生ゴム製造業	(ハ) 尿酸		△
	(七) 鞣皮材料製造業	(ニ) 尿酸		△
		(ホ) その他		△
		(14) 人造クリオソット		△
		(15) 加里鹽類		△
		(16) アルコール		△
		(17) 炭酸マグネシア		△
		(18) クロム酸鹽 (重クロム酸、無水クロム酸)		△
		(19) 硫酸ソーダ		△
		(20) ガーボンブラック		△
		(21) その他		△

部門	業別	細目別	設備	運輸
	(三九) 製鹽工業	(ト) 石灰及炭酸カルシウム (チ) その他	△△△△△	○
	(三〇) 皮革工業	(1) 製革	△△△△△	○
		(2) 工靴	△△△△△	○
		(3) 革靴	△△△△△	○
		(4) その他	△△△△△	○
	(三一) 擬革製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○
		(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○
		(3) その他	△△△△△	○
	(三二) 精製毛皮製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○
		(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○
(3) その他		△△△△△	○	
(三三) 糊料製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(三四) 研磨材料及研磨用品製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(三五) 炭素製品製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(三六) 絶縁材料製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(三七) 蛋白質着劑製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(三八) ルーフィング製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(三九) その他の化学工業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	

45

部門	業別	細目別	設備	運輸
	(三三) 合成樹脂及同製品製造業	(1) 人絹	△△△△△	○
		(2) クラフトバルブ	△△△△△	○
		(3) サルファイトバルブ	△△△△△	○
		(4) グラントバルブ	△△△△△	○
		(5) ソーダバルブ	△△△△△	○
	(三二) 製紙業	(1) 植物質及動物質のもの	△△△△△	○
		(2) 礦物質のもの	△△△△△	○
		(イ) 過燐酸石灰	△△△△△	○
		(ロ) 燐酸アンモン	△△△△△	○
		(ハ) 硫酸アンモン	△△△△△	○
(二五) セルロイド及同製品製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(二六) グラフカナイズドフアイバール製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(二七) 寫真用フィルム乾板及感光板製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	
(二八) 肥料製造業	(1) 窩真用セラチン	△△△△△	○	
	(2) 化工澱粉製造業	△△△△△	○	
	(3) その他	△△△△△	○	

部門	業	別	細	目	別	設 備 運 轉													
	(一) 纖維二次製品製造業	(二) 染色整理業	(一) 綿	縫糸編糸	作業衣學生服	布帛製品	足帳及寢具他	(5) 麻織物(その他)	(6) 網	(1) 綿	(2) 網	(1) 綿	(2) 網	(1) 綿	(2) 網	(1) 綿	(2) 網	(1) 綿	(2) 網
	(七) メリヤス製造業 (八) 漁網(漁網用網糸を含む) (九) 網網織品製造業	(一〇) 燃糸業 (一一) フェルト製造業 (一二) 染色整理業	(1) 綿	網	綿糸	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網	網
	(五) 織物業	(四) 反毛業 (三) 製綿業 (二) 化學纖維製造業 (一) 生糸製造業	(1) 綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿
	(六) 織物業	(五) 紡績業	(1) 綿	スフ織物(交織物を含む)	毛織物	絹人絹織物													

部門	業	別	細	目	別	設 備 運 轉													
	(一) 生糸製造業	(2) 座繰生糸製造 (3) 玉糸生糸製造 (4) 繭短絨織製造 (5) 真綿製造	(1) 器械生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造	生糸製造
	(二) 化學纖維製造業	(1) 人造絹	(1) 絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹	絹
	(三) 製綿業	(1) 綿	(1) 綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿
	(四) 反毛業	(1) 毛	(1) 毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛
	(五) 紡績業	(1) 綿	(1) 綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿
	(六) 織物業	(1) 綿	(1) 綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿

46

部門	業	細目	設備	運輸
業別	(三) 清涼飲料製造業	(6) ソン		
	(四) 製粉業	(1) 小麦粉		
	(五) 畜産品製造業	(1) 煉乳		
細目別	(三) 清涼飲料製造業	(1) 未利用麥粉		
	(四) 製粉業	(1) 小麦粉		
	(五) 畜産品製造業	(1) 煉乳		
設備	(三) 清涼飲料製造業	(1) 未利用麥粉		
	(四) 製粉業	(1) 小麦粉		
	(五) 畜産品製造業	(1) 煉乳		
運輸	(三) 清涼飲料製造業	(1) 未利用麥粉		
	(四) 製粉業	(1) 小麦粉		
	(五) 畜産品製造業	(1) 煉乳		

部門	業	細目	設備	運輸
業別	(一) 調味料製造業	(1) 清酒		
	(二) 酒類製造業	(1) 清酒		
	(三) 製材業	(1) 清酒		
細目別	(一) 調味料製造業	(1) 清酒		
	(二) 酒類製造業	(1) 清酒		
	(三) 製材業	(1) 清酒		
設備	(一) 調味料製造業	(1) 清酒		
	(二) 酒類製造業	(1) 清酒		
	(三) 製材業	(1) 清酒		
運輸	(一) 調味料製造業	(1) 清酒		
	(二) 酒類製造業	(1) 清酒		
	(三) 製材業	(1) 清酒		

部門	業	別	細目	別	設備	運輸
二、土木建築業 その他の業	(一) 紙製品製造業		(1) 學校用品		△	△
	(二) 刷毛刷子製造業		(2) その他			
	(三) 防水布類製造業		(1) 工業用		△	△
	(四) 衛生材料品製造業		(2) その他		△	△
	(五) 石綿製品製造業					
	(六) 燐寸製造業					
	(七) 汽罐車用ピッチ煉炭					
	(八) 金屬箔製造業					
	(九) 製糖用糖蜜及シロップ					
	(一〇) 機械用ベルト製造業					
	(一一) 繰綿製造業					
	(一二) 印刷用インキ製造業					
	(一三) テックス製造業					
	(一四) コルク製造業					
	(一五) リノリウム製造業					
	(一六) 洋傘和傘製造業					

部門	業	別	細目	別	設備	運輸
九、電氣及瓦斯業	(一) 電氣供給事業		(1) 電力		△	△
	(二) 電氣工事業		(2) 電線		△	△
	(三) 瓦斯供給事業		(1) 瓦斯		△	△
	(四) 精米業		(1) 精米		△	△
	(五) 精麥業		(1) 精麥		△	△
	(六) 精茶業		(1) 精茶		△	△
	(七) 水産品加工業		(1) 魚干		△	△
	(八) 魚粉		(1) 魚粉		△	△
	(九) 節節		(1) 節節		△	△
	(一〇) 天布		(1) 天布		△	△
	(一一) 煮品		(1) 煮品		△	△
	(一二) 他物		(1) 他物		△	△
	(一三) 代乳		(1) 代乳		△	△
	(一四) 漬物		(1) 漬物		△	△
	(一五) 他		(1) 他		△	△

第三、農林水産業

部門	業別	細目	設備	運輸
一、農業	(一) 開拓 開墾改良事業	(1) 開墾及干拓	○	○
		(2) 開拓用道路建設	△	○
二、林業	(二) 農耕業	(1) 主要食料農産品	△	○
		(2) 園藝農産品	△	○
二、林業	(一) 原木伐採及植林 (二) 薪炭供給業 (三) 薪炭製造業	(1) 酒-精-原料	△	○
		(2) 工業原料農産品	△	○
		(3) 製紙原料	△	○
		(4) 麻-紙-原料	△	○
		(5) 油-種-原料	△	○
		(6) 油-種-原料	△	○
		(7) 油-種-原料	△	○
		(8) 油-種-原料	△	○
		(9) 油-種-原料	△	○
		(10) 油-種-原料	△	○

部門	業別	細目	設備	運輸
	(七) 袋物製造業 (八) 農工品製造業 (九) 蠶製業 (十) 麻袋修理加工業 (十一) テグス製造業 (十二) 漆器製造業 (十三) その他	(1) 袋物製造	△	○
		(2) 農工品製造	△	○
		(3) 蠶製	△	○
		(4) 麻袋修理加工	△	○
		(5) テグス製造	△	○
		(6) 漆器製造	△	○
		(7) その他	△	○
		(8) 袋物製造	△	○
		(9) 農工品製造	△	○
		(10) 蠶製	△	○

部 門	一、運輸業	業 別	細 目	別	設 備 運 轉
	二、電報 三、電話 四、電報 五、電話 六、電報 七、電話 八、電報 九、電話 十、電報 十一、電話 十二、電報 十三、電話 十四、電報 十五、電話 十六、電報 十七、電話 十八、電報 十九、電話 二十、電報				
	(一) 地方鐵道軌道業 (二) 自動車運輸事業 (三) 小運送業 (四) 小運搬業 (五) 旅行幹旋業驛構內營業 (六) 海運業 (七) 海運中立業 (八) 港灣運送業 (九) 港灣電話工事業 (十) 道路橋梁の經營 (十一) 港灣運河の經營		(一) 旅客 (二) 貨物 (三) 自動車 (四) 自動車		甲 乙 丙 甲 乙 丙

部 門	三、水産業	業 別	細 目	別	設 備 運 轉
	四、畜産業 五、養蠶業				
	(一) 椎茸製造業 (二) 漁業(漁船を含む) (三) 養殖業 (四) 冷蔵業 (五) 特殊林産物製造業 (六) 飼料製造業 (七) 牛馬飼育業 (八) 飼羊飼育業 (九) 飼鹿飼育業 (十) 養蠶並附帶業		(一) 天竺 (二) 漆木 (三) 松木 (四) 炭 (五) 家庭用炭 (六) 薪炭 (七) 製氷 (八) 冷蔵 (九) 養蠶 (十) 養蠶具種製業 (十一) 養蠶具製業 (十二) 養蠶具製業 (十三) 養蠶具製業 (十四) 養蠶具製業 (十五) 養蠶具製業 (十六) 養蠶具製業 (十七) 養蠶具製業 (十八) 養蠶具製業 (十九) 養蠶具製業 (二十) 養蠶具製業		甲 乙 丙 甲 乙 丙

50

第五、商業

部門	第五、商業					部門	第六、雜業								
	一、取物賣藥品	二、貿易業	三、倉庫業	四、證券業	五、その他商業		一、雑業	二、建物供給業(住宅を除外)	三、土地供給業	四、新開地及新築の建築業	五、船舶救難業	六、旅館業	七、料業	八、貸業	九、その他業
業	:	:	:	:	:	業	:	:	:	:	:	:	:	:	:
別	:	:	:	:	:	別	:	:	:	:	:	:	:	:	:
細目	(1)配給機關	(2)その他	:	:	:	(1)映畫の經營	(2)その他	:	:	:	:	:	:	:	
別	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
設備	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
運轉	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
備考	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

映画製作と發行
を区分す

第七、その他の事業及施設

部門	業別	細目別	設備	運轉
一、その他の事業及施設	(一) 教育事業
	(二) 體育事業
	(三) 文化事業
	(四) 慈善事業
	(五) 社會事業
	(六) 醫療施設
	(七) 博覽會
	(八) 觀光施設
	(九) 放送事業
第八、地方公営	(一) 公共土木事業
	(二) その他
第九、金融業	(一) 金融機關(含保險業)
	(二) その他
第十、住宅	住宅建設
	その他
第二、無業

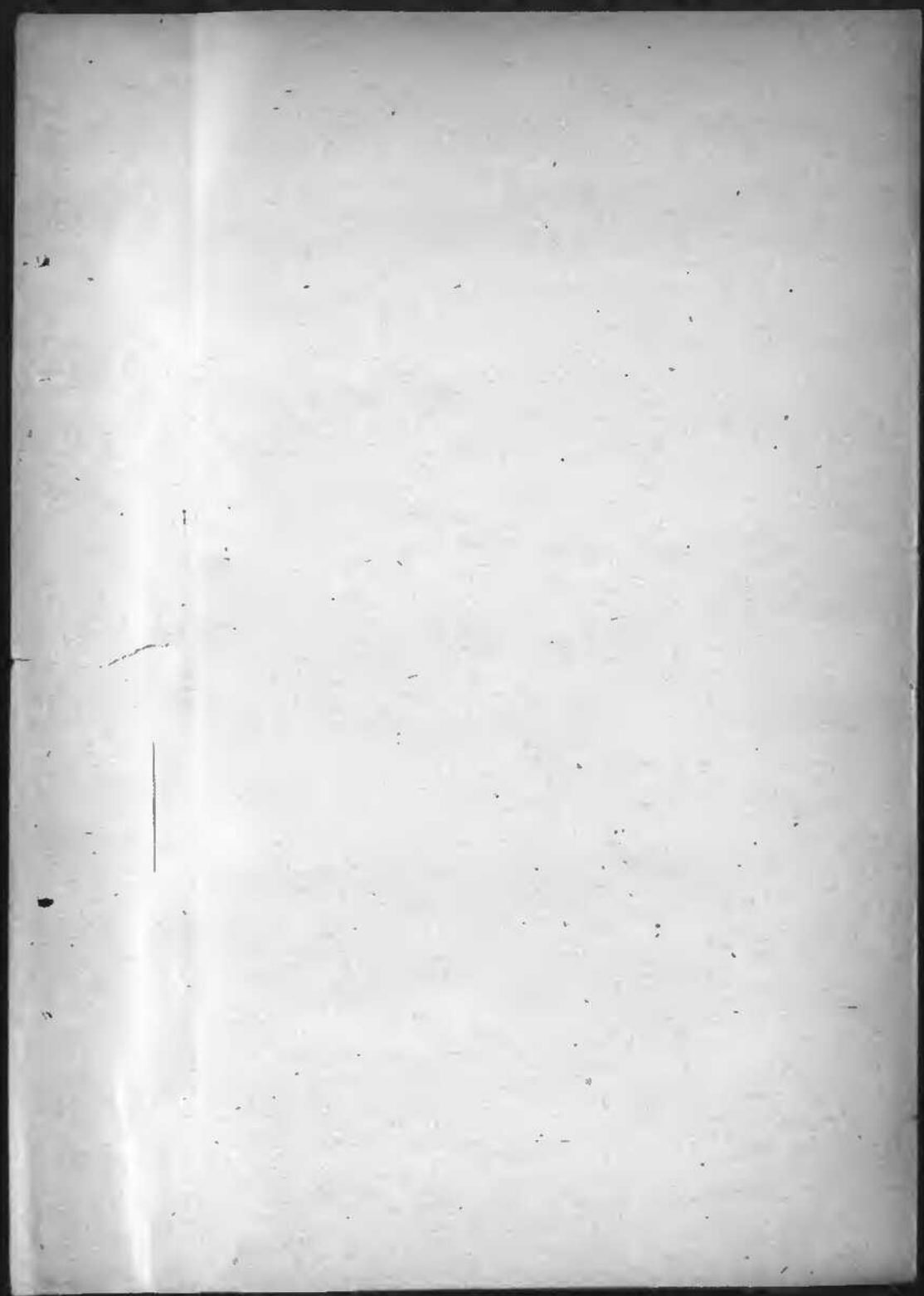
			甲	乙
			丙	甲
			乙	丙

註 第二工業、四化學工業 (一) 製菓業 (イ) 醫藥 (イ) 特定重要醫藥品 (ロ) 指定重要醫藥品 (ハ) その他重要醫藥品の別表に關しては官報参照或は最寄日本銀行に照會のこと。

正 誤 表

29	26	20	19	15	9	8	7	6	5	頁	
七	二	一五	一一	八	五	一九	九	二	一四	五	
六、雜業	(2) 開拓用道路建設	(2) 作業衣、學生服	(3) 絹、人絹	(1) 綿、絹、綿	(二) 蠟、酸、蔴、酸	(1) 鑄型、定板、ロール	(12) 燧、房、冷房	(7) 化學工業用白金鋼	(ロ) ミシン針、メリヤス針	(19) 磨、棒、帶、鋼	(4) 鉛管、鉛板
第六、雜業	(2) 開拓用道路建設	(2) 作業衣、學生服	(3) 絹、人絹	(1) 綿、絹、綿	(二) 蠟、酸、蔴、酸	(1) 鑄型、定板、ロール	(12) 燧、房、冷房	(7) 化學工業用白金鋼	(ロ) ミシン針、メリヤス針	(19) 磨、棒、帶、鋼	(4) 鉛管、鉛板

めくられず



農林復興貸付金特別融通措置要綱案

(一) 閣議決定

第一方 針

日本経済の再建並びに民生安定上緊要なる農林復興の復興に要する資金の供給については農林復興資金の特質上これら資金の供給を一般金融機関に仰ぐ事が困難を呈極めて通達した現況にあるので、政府は復興金融庫並びに預金部からの資金供給の困難を因る外、左記要領により新に農林復興貸付金融通法並びに同特別会計法を制定し、農林復興の責任に於て農林復興の急速な復興に必要を資金の供給を図る。

第二 要 領

一 農林復興貸付金融通法

(一) 政府は農林復興貸付金の為に必要を土地改良、造林、船舶取締、その他農林復興興金融審議会(以下審議会といふ)に定める施設の復旧拡充に要する生産的資金を、あつて他の金融機関から供給を受けることが困難なものを限り、毎年度予算の範囲内で審議会の議を経て貸付する。

(二) 政府は前項の資金を原則として農林復興業者の組織する団体に對して貸付する。

(三) この法律に基いて貸付けらるる資金は審議会の議を経て特に定めるものを除く外貸付期間二十箇年以内とし、定期若しくは別賦償還の方法によつて償還するものとする。

(四) この資金を貸付けらるる場合には原則として担保を徴する。但し審議会の議を経て定

める事業については担保を徴しないのでこの資金を貸付けることができない。
④ 政府は審議会の議を経てこの法律に規定する資金を現行金融機関金庫等を通じて貸付若しくは此等の機関として貸付に關する事務の一部を取扱はしめることができらる。

(v) 農林漁業復興資金融通法の適確公平なる運営を図るため中央に農林漁業復興金融審議会を設け、融資方針等を審議させる。

ニ 農林漁業復興資金融通特別会計法

(i) 政府は農林漁業復興資金融通法による資金の融通をなすために一般会計と区別して別に農林漁業復興資金融通特別会計を設ける。

(ii) 昭和二十三年度における貸付金の限度は四十億円とする。

備 考

該案は閣議決定を経るも実施に到らず

通貨発行限度の決定に關する件

(六月三十日第四回通貨発行審議会決定)

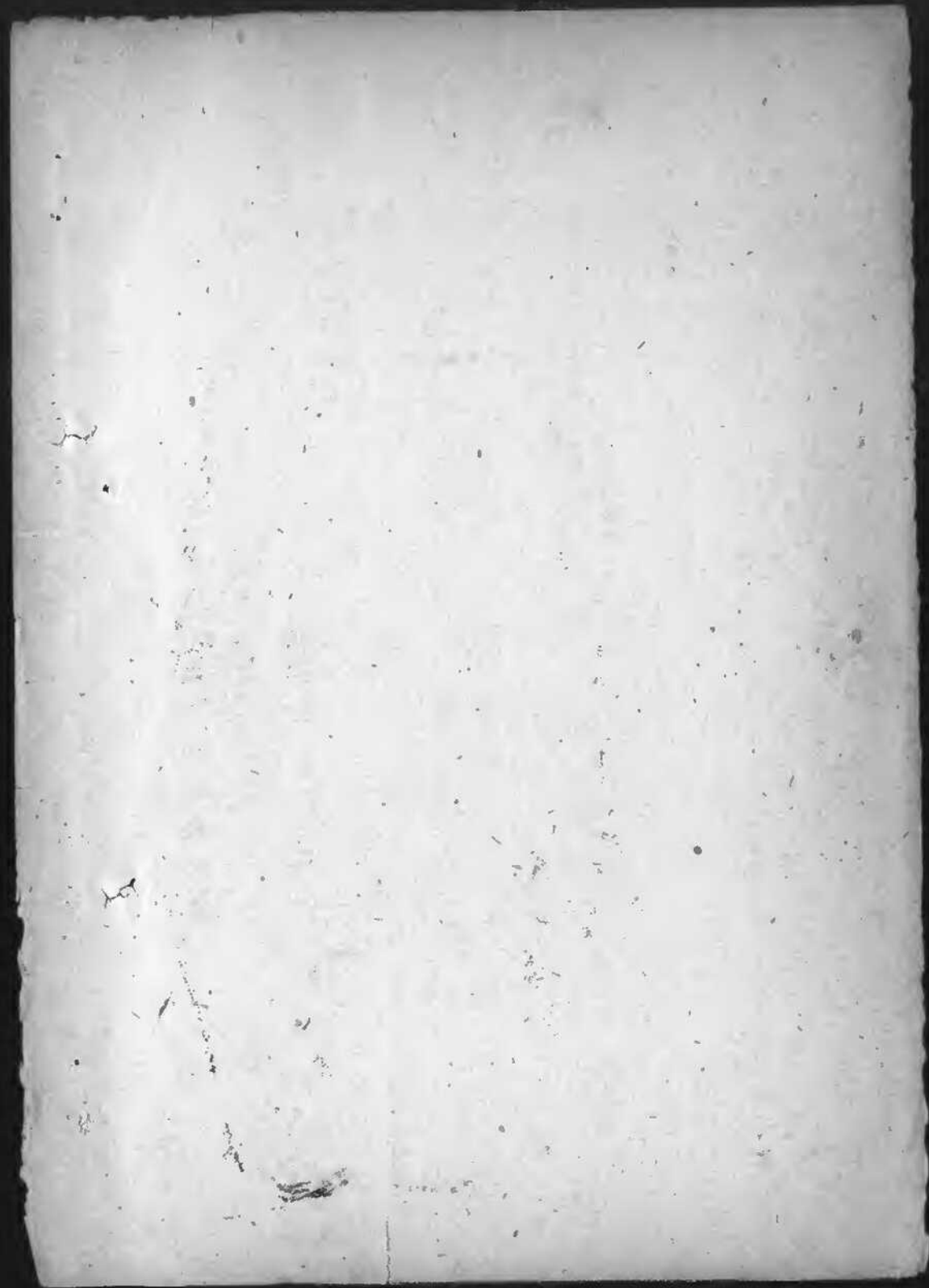
昭和二十三年度第二四半期における諸般の情勢を勘案して、日本銀行券の発行限度は千七百億圓に格上げ置くこととする。

銀行券発行保証充當限度の決定に關する件

(六月三十日第四回通貨発行審議会決定)

日本銀行券の発行限度を二七〇。億圓に格置くこととするに伴い、銀行券発行保証充當限度は現行限度に格置くこととする。

但し實際の充當高は情勢如何によつては、この限度を越える可能性があるから已むを得ない事情によつて充當限度を越えざるを得ない見込となつた場合には本審議会委員間においては持廻り審議の方法により迅速に限度の引上げを行うものとする。



第4回通貨發行審議會資料

第1表 昭和23年度上半期資金需給見込

(単位 億円)

(1) 資金供給	4月					計	7月					計	23年度同額収支		
	貸付見込	貸出見込	貸入見込	貸出見込	貸入見込		貸付見込	貸出見込	貸入見込	貸出見込	貸入見込		貸付見込	貸入見込	貸付見込
1. 一般自由預金	33	240	275	260	349	920									
2. 第一封鎖預金	38	270	270	270	270	1080									
3. その他預金	53	100	100	100	100	400									
計	124	610	645	630	719	2400									
(II) 資金需給															
1. 財政資金	22	135	157	151	149	522									
2. 産業資金	5	112	21	88	94	225									
3. 金融機関預金	17	23	29	14	55	128									
計	44	170	207	253	298	875									
(III) 資金不足	80	170	188	179	170	925									
(IV) 金融機関手許現金	85	110	110	110	110	450									
(V) (III + IV)	170	280	298	289	280	1375									
(VI) 通貨増発	17	128	128	128	128	512									
(VII) 期末残存券高	2204	2418	2302	2277	2277	9100									

説明 1. 第1.4半期実績は前記推定を含む。計数は残る可能性がある。
 2. 第1.4半期当初見込の上役付通貨発行審議会提出資料 下段(括弧内)は資金計画による。
 3. 第2.4半期の一般自由預金 第一封鎖預金は7月下旬 第一封鎖預金の解除が行はれるものとして合計額を計上した。
 4. 第1.4半期の一般自由預金は金融機関手許現金の増減と着しい影響を受け行っているが此の増減の見合うものを控除して算出すると次の如くなる
 4月 5月 6月 合計
 一般自由預金 118 (100%) 171 (174%) 479 (184%)
 資金運流率 (100%) (102%) (104%)
 5. 第2.4半期の一般預金は一般自由預金と第一封鎖預金とを合わせた見込に比して、
 一般自由預金(手許現金の影響を除く場合) 7月 8月 9月 合計
 手許現金による増減 260 210 250 720
 小計(一般自由預金) 220 10 80 310
 第一封鎖預金 440 455 415 1310
 合計 660 575 765 2000
 資金運流率(手許現金の影響を除く場合) 100 (120%) (120%) (120%)
 即ち第一封鎖預金の解除によりその減少は40%の増減程度増加するものとし、また一般自由預金は昨年同期の資金運流率によつて

(2)

(%) 第2表 昭和23年度上半期国庫財政收支見込

(単位 億円)

	予算 (案)	4月		5月		6月		累計		7月見込	8月見込	9月見込	累計	上半期計
		見込	当初見込	見込	当初見込	見込	当初見込	見込	当初見込					
(I) 一般会計収入														
1歳入	3028	42 (340)	40(25)	115 (102)	104(234)	162 (10)	110(110)	319 (452)	274(257)	171	206	199	574	(893 452)
租税印税収入	2632	38 (262)	35(21)	95 (81)	113(113)	114 (10)	98(98)	297 (353)	226(232)	150	180	170	500	(779 353)
その他	396	4 (78)	5(4)	20 (21)	11(11)	18 (0)	12(12)	49 (59)	28(27)	21	26	27	74	(123 99)
2歳用現金														
専売益金	943	23 (23)	45(10)	67 (-)	55(155)	80 (5)	55(55)	170 (28)	155(120)	80	85	90	255	(410 10)
財産税等収入金	23	3 (7)	1(-)	4 (6)	1(-)	3 (2)	2(-)	10 (15)	3(11)	2	2	1	5	(15 15)
3歳入計	3994	68 (370)	56(35)	186 (108)	180(177)	245 (17)	166(165)	499 (495)	432(380)	253	293	288	834	(1333 495)
4歳出 (内歳出費)	3994	83 (248)	140(20)	220 (80)	180(180)	245 (13)	250(250)	548 (741)	570(550)	(397 外1)	(241 外1)	(282 外1)	(920 外3)	(1471 341)
5歳引支拂起 (4~5)	0	15 (122)	54(85)	34 (128)	0(12)	0 (144)	84(85)	49 (4154)	138(170)	145	451	45	89	(138 154)
(II) 特別会計公債借入金増減	770	31	29(33)	38	34(117)	70	58(7)	139	121(56)	94	51	85	230	369
(III) 合計(I+II)	770	476	117(101)	44	27(12)	66	142(91)	34	286(195)	239	0	80	319	353
(IV) 調整項目		81	24(25)	23	25(25)	2	25(25)	60	215(215)	483	37	30	416	44
(V) 支拂起過合計		5	112(96)	21	22(23)	68	137(86)	94	271(2180)	156	37	110	303	397

説明

1 実績は国庫金収支に於て、当初見込の括弧外は通貨発行審議会提出資料、括弧内は資金計画による。
 2 投資の分は上段は23年度予算下段は22年度予算である。第24半期才出の外者は繰越額である。
 3 調整項目は時期的不及及び特別会計の資金繰進額と実際支払超過額の差額である。5月までは実績による。6月以降は次々とした。
 (I) 農業保険、船員保険の収入超過は各月3億円と見込んだ(累計27億円)。 (II) 通信会計の支払超過を6月17億円(内建設7)、8月10億円(内建設7)、9月10億円(内建設8)とし、これと6月借入金12億円、7月一般入計繰入35億円、9月一般入計繰入7億円との差額6月5億円、7月20億円、8月10億円、9月23億円を計上した(累計27億円)。 (III) 全年度は7月101億円を支拂されるが、実際には各月均分して支払されるものとし、7月より60億円と次いで8月及び9月それぞれ30億円と加入した(7月260億円、8月30億円、9月30億円)。

第3表 昭和23年度上半期特別会計公債・借入金増減見込 (単位 億円)

	予算 (案)	4月		5月		6月		7月		8月	9月	3/4計
		実績	当見込	実績	当見込	実績	当見込	実績	当見込			
鉄道公債借入	174 本	7	8 8	8	8 8	8	8 8	14 外	15 外	16 外	16 外	45 外
一時借入	限度 100	25 外	22 20	50 48	22 22	55 48	22 22	25 外	25 外	20 外	20 外	55 外
公債借入 (借入公債)	88		7 7		7 7		7 7					
一時借入	限度 100		10 10		10 10		12 10					
国債借入金	24											
一時借入			3 3		5 5		4 5					
国債借入	限度 100		3 3		2 2		1 1					
新設借入	27		6 6		10 10		4 2					
農業共済保障	27											
印刷面	5											
一時借入	限度 (3)											
管理費	309		20 30		40 40		20 40					
アルコール借入	限度 (7)				2 2		2 2					
国債借入			1 1		1 1		1 1					
貿易資金	限度 (8)		7 7		10 10		1 1					
農林漁業振興費	40											
計	770	31	29 33	38	34 17	70	58 7	139	54	51	85	230

備考1. 第4半期当初見込増の上は通債発行審議会資料 下段の資金計画によるもの
がある。

2. 予算(案)欄は予算概要より次のように調整し算出した。
- (1) 食糧管理は700億円より昨年末残高400億円を控除す。
 - (2) 通債は140億円より電塔公債50億円を控除す。
 - (3) 貿易資金の借入限度は150億円より昨年末残高100億円を控除す。
 - (4) 今年度純増額は30億円と推定した。
 - (5) 農林漁業振興費(振興)は一応の見込に上った。
 - (6) 鉄道の外借は補正予算による建設費の追加見込に上った。

第4表 昭和23年度上半期一般金融機関預金開始見込

(単位 億円)

	各半期別見込		各半期金融機関別見込		各金融機関別見込															
	4月	5月	銀行	信用金庫	郵便貯金	信用金庫	銀行	信用金庫	郵便貯金	その他										
	5月	6月	計																	
(I) 資金増加																				
1 一般自由預金	33	56	89	220	264	5	40	0	30	30										
2 第一封鎖預金	△38	△49	△87	△40	△77	0	△18	△22	△10											
3 その他の他預金	53	9	62	35	97	0	0	0	0	0										
4 其他預金(預金)	0	0	0	0	0	△85	0	85	0	0										
計	77	53	130	218	351	△3	91	33	20											
(II) 資金運用																				
1 融資増	83	93	176	170	346	10	0	10	20											
2 財政資金	11	22	33	25	57	△38	44	0	0											
(国債(公債分)	7	8	15	8	23	0	0	0	0											
(地方債向融資	17	29	46	9	55	11	0	44	0											
(債公債	△8	△15	△7	8	△15	△38	0	0	0											
3 日銀借入(返済)	17	37	54	20	74	0	52	0	0											
4 短期証券	16	28	44	23	72	0	0	0	0											
5 兼営車集資金	△5	△5	0	0	0	0	0	0	0											
6 手許現金	△83	△45	△128	30	△98	△38	6	0	0											
7 その他の他	35	47	82	0	82	△27	0	△23	0											
計	77	93	170	218	388	△43	91	33	20											

説明 1. その他の他預金は公金及食糧管理前貸金(農中)である。預金部の外書は厚生保
 険、船員保険その他政府会計の預金である。(簡易保険、郵政年金は一般自
 由預金に含まれている)
 2. 「その他」は主として未選定である。

第5表 第2次半期産業資金需要の推定
 山 物 價 賃 銀 水 準 の 推 定
 / 公 定 物 價

物價改訂は次のように行われれるものとす
 (1) 倍率 安定物價ノク倍 右以外の上程度ニカけて行われれる 消費財ノノ倍率平均倍率ノ倍
 (2) 時期 7月上旬より8月末日迄 昨年度ノ改訂ノ比して若干なり早くなるものと見込まれ
 面指数に現われ影響は 昨年度ノ改訂ノ比して若干なり早くなるものと見込まれ
 有るが、公定物價指数が之ヶ月間ノ割騰費有るのては存して、7日より10月程度
 にかけて除々に騰貴するものと考へ、之を本次の如く推定した

小定物價指數 (5月迄実績)	22,月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
100	105	109	110	114	118	125	131	137	142
前定物價指數(推定) (4月迄実績)	100	102	104	104	108	112	117	120	125
平 均	100	104	107	107	110	121	130	137	143

2 簡 物 價

本年ノ月以降の騰貴は極めて緩慢で対前月ノ比以内にとどまるといふ、今度も此の上
 昇傾向は続い、価格改訂によつて完全に抑えられ、このままでは存らなないが、それによ
 つて急激に促進されることとなく、差当り対前月ノ比程度の騰貴を続けられるものと、
 次の如く推定した

非観測物價 (5月迄実績)	22,月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
100	105	109	109	109	110	114	119	123	127
生産財(推定) (3月迄実績)	100	104	108	109	110	114	119	123	128
平 均	100	105	109	109	110	114	119	123	128

3 賃 銀 水 準

本年4月日価格改訂見越等の事情でかなり急激な騰貴が行われ、これより先であるが、こ
 の存い程度のものとして次の如く見込んで

工業平均賃銀 (3月迄実績)	23,月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
2951	2991	3229	3500	3600	3700	3800	3900	4000	4000
同 着 数	100	102	109	119	122	125	129	132	135

4 実 効 物 價

公定物價に比し、簡物價の最近の倍率は生産財ノ倍(3月)消費財ノ倍(5月)と
 あるが、これと平均して9倍と見込み、取引量と公定率0%、簡20%として、
 の物價指數により算出し、次の如く推定した

指 数	23,月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
100	105	109	109	110	114	119	123	128	133

(66)

(Ⅱ) 運転資金増加の推定

前述の物価賃銀の上昇と生産増加によつて現在の運転資金がどの程度に増加するかを推算する

1. 運転資金現在量

新動定融資金残高より4月末現在量と総額187ク3億円 内生産関係資金1043億円
商業関係資金830億円と見込んだ

金融機関 (既設金融機関)	3月末				4月末			
	金額	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
内運転資金残高(A)	680	818	992	1346	1346	1346	1346	1346
内運転資金残高(B)	544	654	792	1136	1136	1136	1136	1136
内運転資金残高(C)	32	82	187	257	257	257	257	257
(B+C)	576	736	980	1393	1393	1393	1393	1393
(A)の増加額 (B+C)との差				(A)の増加額 (B+C)との差				
					(同右)	(同右)	(同右)	(同右)
					(9.2%)	(9.2%)	(9.2%)	(9.2%)

4月末現在高の内訳を次の通りに見込んだ

(1) 一般金融機関

160.8億円中 生産関係資金を25.4年産業種別貸出割合の比率60% (商業6%、工業40%、農林水産6%)、土産業7%)より985億円、商業関係資金を同比率40% (商業24%、配給総額との他16%)より643億円と見込んだ

(2) 銀行金融機関

359億円中 銀行融資を244億円(3月末実績)として控除し 生産関係資金(除公団)74億円 商業関係資金(公団)ノ87億円と見込んだ

2. 運転資金増加倍率

生産の増加と物価賃銀の上昇により増加するが、夫々の増加倍率は次の如くである

(1) 生産増加による増加倍率

23年度各々に対し23年度各々は10%増、24年度各々に対しては5%増とし、これを直線的に延ばし、各々の増加倍率とすると次の如くである

生産増加倍率	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	100	104	108	112	115	118	119	120	121
	(100)	(104)	(108)	(112)	(115)	(118)	(119)	(120)	(121)

(2) 物価賃銀上昇による増加倍率
(左表此の増加倍率は生産増加と見ても約実際の工銀生産指数と若干異なる)

最近の実際から生産関係資金は物件費60%、人件費40%、商業関係資金は物件費90%、人件費10%の構成割合とし、物件費は実効面後指指数に、人件費は賃銀指数に、商業関係資金は賃銀指数に、より算出すると次の如くである

増加倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月
生産関係資金	100	102	106	116	120	125
商業関係資金	100	102	106	117	121	126
	(100)	(102)	(106)	(117)	(121)	(126)

(注) 生産関係資金の構成割合は次の如く考え、夫々の指数より算出して、結果は括弧内の如く上の場合と概ね同様である

人件費 40%

物件費 60%

商資材 50%
配当 35%
手持 15%

3 運転資金増加額

上述の(イ)及(ロ)の指数を総合し、4月末現在額を以て各月末の必要総額を見込んで各月要増加額を算定する。但し4月末現在額中には買入資金その他適正でないものもあると考えられるので実際の要増加額としては此の90%程度を見込むこととする。次の如く今期中の増加の運転資金は457億円となる。

生産関係資金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
総合指数	100	105	112	124	130	136	
各期末額	1043	1095	1113	1293	1356	1419	
要増加額(A)		52	73	125	13	63	251

裏面白紙

第6表 國民所得と日銀券発行高の關係

(單位 億円)

年	度	國民所得 (A)	日銀券発行高		%	%
			平均 (B)	最高 (C)		
昭和	6 (昭和)	105	10	14	9.5	13.7
	7 (昭和)	116	10	15	8.9	12.7
	8 (昭和)	134	11	16	8.3	11.8
	12 (昭和)	204	15	24	7.5	11.8
	13 (昭和)	242	15	28	7.9	11.8
	14	390	44	62	11.3	16.0
	19	720	140	205	19.4	28.5
	20	1460	373	618	25.5	42.3
	21	(以下國民所得) 1111	656	1157	15.8	20.0
	22	1141.9	165.3	223.8	14.5	20.0
	22 1/4	1970	125.5	(以下期末) 138.3	17.7	19.3
	24 1/4	2656	146.2	156.4	13.8	14.6
	24 3/4	3466	175.3	219.1	10.6	15.7
	24 1/2	252.8	214.3	218.7	15.2	15.5
	23 1/4	3876	(推定) 219.5	(推定) 277	14.2	14.7
	24	4818				

(註) 之3年度第1、2半期の平均発行高の算出に當つては6月中平均発行高を2230億円と推定して計算した。

國民所得より見た天通貨量について

1. 22年度第2.4半期の國民所得に対する通貨費力比率 (年度換算)

平均発行高 13.5%
 期末発行高 14.6%

の5%減程度を23年度第2.4半期の通貨量の比率とすれば

(1) 平均発行高より見る場合 (13.1%) 期末発行高 2702 億円
 (算出された天平均発行高 2502 億円に對し、22年度第2.4半期の期中)
 (平均発行高に對する期末発行高の比率 107.0% を算す)

(2) 期末発行高より見る場合 (13.9%) 期末発行高 2679 億円となる
 昭和22年度の國民所得に對する通貨量の比率

平均発行高 12.5%
 最高発行高 11.8%

を23年度第1.4半期及第2.4半期に当てはめて、第2.4半期中の適正増發量と算出す

	最高発行高	平均発行高
第1.4半期 (A)	18.29 億円	6.3 億円
第2.4半期 (B)	22.74	14.25
(B-A)	4.45	7.95

と在る

(1) 最高発行高の差額 4.45 億円と第1.4半期末発行高 (見込) に加えて、第2.4半期

末発行高を算すれば 27.22 億円

(2) 平均発行高の差額を第1.4半期平均発行高 (見込) に加えて第2.4半期平均発行高
 を算定すると 24.77 億円となるが、これに期中平均と期末発行高の前述の比率 107.0%

0% を算すれば 26.50 億円となる

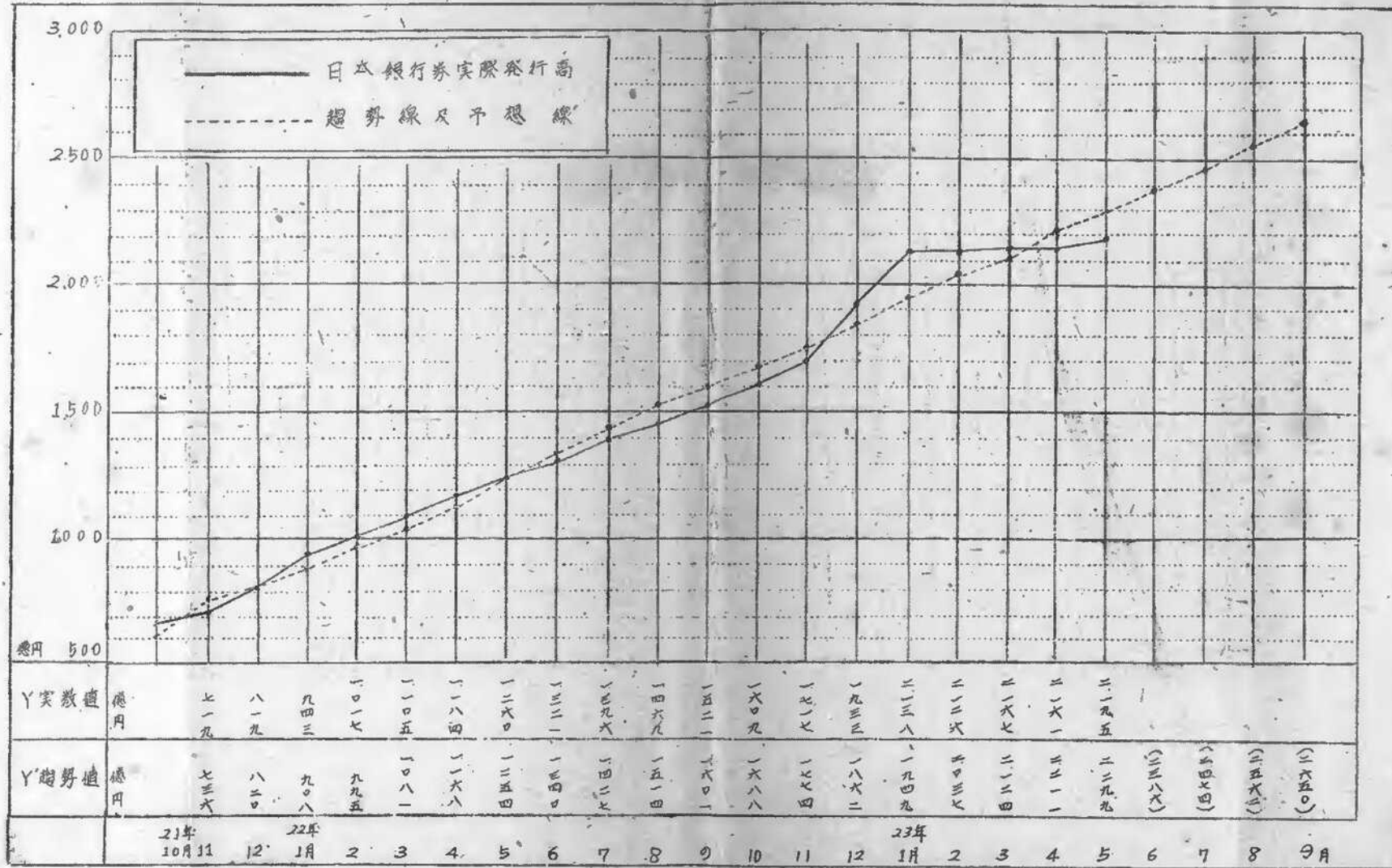
以上の試算によれば、第2.4半期末発行高は概ね 26.50 億円に 2700 億円程度と
 考えらる。

(04)

第17表

趨勢線による昭和23年9月日本銀行券発行高見込

(二次拋物線による)



説

明

本方は昭和22年10月以降昭和23年5月迄ノ9月間ノ日本銀行券月中平均発行高の趨勢に最も近い傾向を呈す最少自東法に依るニ次物物線と求め之と延長することによつて本年9月日本銀行券月中平均発行高を予想したものである
 尚基準時点を昭和22年10月ノ月々に依つたのは金融緊急措置に依つて人為的に收購した銀行が同月に於て略々原状に復したものと看做した為である

(算定)の基礎

別表 昭和22年10月以降昭和23年5月迄ノ9月間(時点適正)の日本銀行券各月中平均発行高(%)の計数を基礎としてニ次物物線方程式

$$y' = a + bx + cx^2 \quad \text{の係数を求めれば}$$

$$y' = 15.4 + 0.699x + 0.04x^2 \quad \text{と存る}$$

上記方程式に基礎を昭和22年10月以降昭和23年5月迄の趨勢値及び本年6月以降9月迄の予想趨勢値を求めると別表ヲを得る。

2. 上記ノ1によれば本年9月の月中平均発行高は265.0億円と存るが昨年9月及び今年9月未発行高の月中平均発行高に對する比率ノ0.99%が本年9月に同一と假定すれば本年9月末発行高は272.7億円と存る

第8表 昭和23年度第1及第24半期國民經濟核算

四半期別	生産		消費		支出		比率
	多	比率	多	比率	多	比率	
I 全國民所得	2514	88	4893	89	2908	15	3616 85
1 個人所得					458	11	900 13
a 勤勞所得	1591		1703		1058	24	1254 22
b 個人業種所得	2160		2996		809		904
1 農林業	650		1050		139		230
2 其他業種所得	1510		1946		110		120
c 配当利子所得	66		69				
2 会社留保所得	97		125				
II 減価償却	90	2	90	2			
III 所得附加項目	473	10	535	9			
1 積蓄所得	50		60				
2 間接税	225		220				
3 資産益金	198		255				
IV 不安定	- 1		52				
計	2446	100	5509	100	4444	100	5570 100

(注) (1) 國民所得に對する割合、各個人消費支出の比率、民間投資の比率、財政支出の比率

第9表 昭和22年度主要物资生产实绩对照表(昭和22年度生产现况)

(△印作計画 ○印作実績)

物资名	單位	22年 4月-6月	22年 7月-9月	22年 10月-12月	22年 1月-3月	22年度 合計	22年度 暫定計画	23年 4月-6月	23年 7月-9月
石炭	千吨	△ 6720 ○ 6325	△ 6540 ○ 6624	△ 8240 ○ 7622	△ 8500 ○ 8537	△ 30000 ○ 29317	36000	△ 80602	△ 8250
電力	千KWH	○ 8618367	○ 7860107	○ 6923874	○ 4141870 ○ 4336100	○ 28736700	31445000	△ 8175000	△ 7690000
普通纸	吨	△ 125500 ○ 116528	△ 129000 ○ 142837	△ 146000 ○ 98682	△ 108000 ○ 130000	△ 504500 ○ 526677	1000000	△ 221500	△ 288000
纸	吨	△ 2000 ○ 2271	△ 2570 ○ 1671	△ 2500 ○ 2194	△ 2500 ○ 2000	△ 7500 ○ 8000	10000	△ 2100	△ 2500
电气纸	吨	△ 10000 ○ 8158	△ 16000 ○ 8839	△ 16500 ○ 9994	△ 10200 ○ 8000	△ 40700 ○ 37693	45000	△ 13000	△ 10000
电动机	台	○ 51723	○ 42372	○ 33767	○ 26375	○ 158997	—	△ 44000	△ 48000
变压器	台	○ 19161	○ 14801	○ 13346	○ 12497	○ 68063	—	△ 18000	△ 21500
セメント	吨	△ 395700 ○ 318467	△ 350600 ○ 326013	△ 301900 ○ 382393	△ 311000 ○ 323475	△ 1359700 ○ 1257642	2000000	△ 500000	△ 500000
硝子	面	△ 260000 ○ 276077	△ 200000 ○ 331815	△ 360000 ○ 373454	△ 320000 ○ 303609	△ 1200000 ○ 1392319	1775000	△ 330000	△ 410000
硝子	面	△ 8000 ○ 8407	△ 11500 ○ 11653	△ 13500 ○ 11836	△ 9000 ○ 10500	△ 45000 ○ 44541	—	—	—
硝子一分	面	△ 8400 ○ 8419	△ 12500 ○ 14147	△ 14000 ○ 11643	△ 8500 ○ 12960	△ 43700 ○ 49012	25000	△ 23900	△ 27250
硝子	面	△ 257050 ○ 203773	△ 242080 ○ 281492	△ 211300 ○ 345005	△ 157000 ○ 177900	△ 863030 ○ 982625	900000	△ 260000	△ 268000
硝子	面	△ 91350 ○ 63542	△ 71600 ○ 62957	△ 44850 ○ 44068	△ 32525 ○ 32600	△ 210325 ○ 203049	200000	△ 80000	△ 75000
硝子	面	△ 172700 ○ 170859	△ 235000 ○ 150881	△ 213000 ○ 226205	△ 235000 ○ 223000	△ 865700 ○ 808367	1100000	△ 210000	△ 247000
硝子	面	△ 81000 ○ 82783	△ 95273 ○ 50674	△ 44000 ○ 58468	△ 48000 ○ 60090	△ 307203 ○ 215617	480000	△ 88000	△ 84000
硝子	面	△ 5000 ○ 3484	△ 5000 ○ 4103	△ 4200 ○ 5027	△ 6500 ○ 5999	△ 25900 ○ 19902	40000	△ 8000	△ 10000
硝子	面	△ 3800 ○ 3462	△ 2505 ○ 4359	△ 4275 ○ 5401	△ 4500 ○ 5445	△ 15140 ○ 21836	30000	△ 7000	△ 5225
硝子	面	△ 7012 ○ 8189	△ 10220 ○ 6549	△ 4978 ○ 5048	△ 4000 ○ 3201	△ 26110 ○ 22885	32000	△ 6800	△ 8650
硝子	面	△ 5000 ○ 37247	△ 56205 ○ 54955	△ 54775 ○ 58663	△ 55100 ○ 48203	△ 216075 ○ 198226	920000	△ 68000	△ 61500
硝子	面	△ 45517 ○ 57239	△ 54783 ○ 61073	△ 23447 ○ 58664	△ 60790 ○ 59278	△ 262339 ○ 273762	—	△ 95000	△ 103281

金融機関融資規制強化案要綱

(昭二二、大、三〇)
経済安定本部)

- 一 法規に依る実施
 - 1 現行の自主的申合せに依る行き方を改め、法規に依り限度を設定することとする。即ち大蔵大臣は経済安定本部総務長官と協議の上金融機関資金通準則に於て限度を告示する。この限度は金融機関の種類毎に定めるものとし、必要に應じ変更し得るものとする。
 - 2 適当な機会にこの規制強化の内容を金融機関に内示し協力を求める。
- 二 資金との比率に依る融資限度の算定
 - 1 新勘定預金から同業者預り金を除いたものを算定の基準とする。即ち一般自由預金、第一封鎖預金及び公一金預金の合計額の増加高が基準となる。
 - 2 将来第二封鎖預金が新勘定預金に繰入れられる場合これに資金の増加と見做しこととする。
 - 3 新勘定預金へ同業者預り金を除く。以下同じ。が減少した月にはその減少高を翌月以降の増加高から控除し調整する。
 - 4 特別銀行の債券発行高、同引受高、対同業者貸出及び自由預金担保の貸出の取扱は従来通りとする。
 - 5 貸出の回収も従来通りとするが、唯公団の設立、独占禁止法等の実施に伴って閉鎖される会社等からの現金による回収高は原則として公債蓄積は復興金融金庫

25

債券の買入れ又は日本銀行借入金の返済に充てしめる

三 融資限度

資金の蓄積並に配分計画に照應し、統制金融機関の増加資金中財政資金及び産業資金に充当すべき割合を概定する。

2 右の産業資金のうち一定割合は金融機関の自主的運用に委ね、残余は大蔵大臣の承認し、又は日本銀行の斡旋する緊要な資金に運用するものとする。

3 金融機関は右の自主的運用の範囲内に於て従来通り産業資金貸出優先順位表に基き最も重要なものから順次に資金を供給する。

4 2の大蔵大臣の承認又は日本銀行の斡旋は

(1) 甲のノに属する産業の運転資金

(2) 臨時資金調整法に依り借入の許可を得た設備資金

に付ては原則としてこれを認可なし、爾余のものに付ては恒々の実情に基いて審査の上決定する

産業資金の融資限度を越えるものの取扱に付ては従来通りとする。

5 第二四半期の資金計画は未確定であるから、差当り別表に暫定計画に基いて産業資金の融資限度を六〇%とし、その内金融機関の自主的運用の限度を五〇%を見出し決定する

四 実施の時期

第二四半期より実施することを目途として出来るだけ速

裏面白紙

やかれ手続を進める

五 其の他の必要事項

一 監査を一層嚴格に実行し、適当でない貸出に対しては回収を命令する。限度の超過を引続き調整しない金融機関に対しては一定期間新規の貸出を停止する。

二 本措置の運営に当り金融機関の自主的な協力を得るよう特に配意する。この爲に金融機関制から意見を具申する機会を出来るだけ作る。

三 金融機関は本措置の運営に必要な報告を出来る限り速やかに提出するものとする。

(別表)

(1) 資金の蓄積

(a) 一般自由預金及び公金預金の増加

全金融機関

内統制金融機関

(b) 統制金融機関の資金増加

一般自由預金及び公金預金の増加

第一封鎖預金の減少

(2) 資金の配分

(a) 財政資金

国債、地方債

復興金融金庫債券

(b) 産業資金

設備資金

運転資金

(c) 復興金融金庫の分担額

設備資金

甲のノの運転資金

(d) 統制金融機関の分担額

設備資金

甲のノの運転資金

その他の他の運転資金

(3) (2) の (g) の (h) に対する比率

(2) の (d) の

三〇〇億
二四〇億(右)
二〇〇〇〇
二四〇〇
四〇〇
八〇億
二〇〇
六〇
一八〇億
七〇
一〇
六〇
五〇
一〇〇
二〇
二〇
一〇〇
九〇
四五
六〇%

金融機関融資規制強化案

(昭和二十六年六月)

一 融資規制強化の目的

資金の不足、経費の増加等の理由から民間金融機関は最近短期の運轉資金を主たる融資の対象とし、重要産業の中期以上の資金は融資を避ける傾向にあるので、これを是正し、経済再建に対する金融機関の一層の協力を期すること。

二 業界の見透進と民間金融機関の前記の傾向とに基いて復興金融庫に対する融資の申立は顯著な増加を示して居るが、復興金融庫の資金の供給力に鑑み、その融資は事情真に止むを得ないものに限り、その他は另めて民間金融機関に於て消化を計ること。

三 公團の運轉資金は凡そ復興金融庫に於て供給するものと、なつたので、産業資金供給のついでに復興金融庫の負担をなるべく軽減する一方、日銀附機関の清算に伴つて民間金融機関に回収される資金の善用を期すること。

四 日本銀行の融資再旋は最近右記の傾向にあるので、これを打開し、幹旋の円滑な運用を期し得るよう、系統を造成すること。

五 以上の諸施策と相俟つて、復興金融庫を含む金融機関の資金の運用が、経済安定本部の策定する産業資金配分計画と合致するよう総合的な調整を計ること。

二 融資規制強化の方向

1. 現行の自主的申合せに依る行き方を改め、法規に依り
限度を設定することとする。即ち大蔵大臣は経済安定
本部総務長官と協議の上、金融機関資金融通率則によ
り限度を告示する。この限度は金融機関の種類毎に定
めるものとし、必要に応じて変更し得るものとする。
2. 現在は一般自由預金の増加高を基準として、これに対し
融資残高の増加の限度を比率を以て示して居るが、行
の基準を新勘定の凡ての預金（但し同業を預り金を除
く）の増加高に改める。
これに依つて金融機関の貸資金と融資との関連が一層
明瞭になる。
3. 既存款資の回収金を再貸出する場合は融資残高の増加

にはならず、狭つて量約な制限を受けしものであるが
唯、公團の設立、独占禁止法の実施等に伴つて閉鎖さ
れる会社、半からの、現金に依る回収高は原則として公
債若しくは復興金融庫債券の買入水又は日本銀行借入
金の返済に充てさせる。
4. 金融機関の増加資金の内産業資金に充てるべき部分を
更に三分し、一部分は金融機関の自主的運用に任せ
るが、他の部分は、大蔵大臣の認可を俟つて運用させる
こととし、これに依つて経済再建上必要な資金が均等
的に配分されるやう調整を期する。産業資金がなお
不足の場合は財政資金の需要と睨み合はせて適当に調
節する。

三 融資現制緩和の実施

一 融資限度の設定

金融機関資金融通率別 第一條則 三十一 金融機関は日本銀行の指算の下にその所屬団体の自主的申合により融資残高の増加の最高限度を設けし、これを厳守しなすべし。但し大蔵大臣の指定する資金について右の最高限度の制限の適用を受けないものとする。とあるのを「金融機関の融資残高の増加は大蔵大臣が別に告示する限度を超えてはならぬ。但し大蔵大臣の承認する資金についてはこの限りでない」と改める。なお、

(1) 右の限度は一般自由預金、第一計積預金及び公金預

金の合計額の増加高に対する一定比率を以て示される。

(2) 将来第二計積預金が新勘定預金に繰入れられる場合

これは資金の増加を見ないこととする。

(3) 新勘定預金へ同業者預り金を除くことが減少した月にはその減少高を翌月以降の増加高から控除し調整する。

(4) 特別銀行の債券発行高、同引受高、同業者貸出及び自由預金担保の貸出の取扱は従来通りとする。

二 融資限度の決定

(1) 資金の蓄積並に配分計画に照應し、統制金融機関の増加資金中財政資金及び産業資金に充たすべき割合

を概定する。

右の産業資金のうち一定割合は金融機関の自主的運用に委ね、残余は大蔵大臣の承認する緊要な資金に運用するものとする。

金融機関は右の自主的運用の範囲内に於て従来より産業資金貸出優先順位表に基き最も重要なものから順次に資金を供給する。

大蔵大臣が承認した場合の産業資金の充てん限度を超えて産業資金を供給することか出する。

3. その他必要事項
右並を一律厳格に実行し、適当でない貸出に対しては回収を命令する。限度の超過を引續き調整しない。

金融機関に対しては一定期間新規の貸出を停止する。

本措置の運営に当り金融機関の自主的な努力を得る

よう特に配慮する。この為金融機関側から意見を具申する機会を出来るだけ作る。

金融機関は本措置の運営に必要な報告を出来る限り速やかに提出するものとする。

(附録)

附 記

(一) 実施の時期

七月一日

第三四半期の当初から右の方針を明確にし、これを実行する必要がある。

なお実施に先立ち内務省の瞭解を得て、この融資規制の外親を金融機関と内示し協力を求めることか適當である。

(二) 大蔵大臣の承認

大蔵大臣の承認事務は日本銀行が取扱うが、経済安定本部及び大蔵省は必要に応じてこの事務に参画する。

右の承認の際

(イ) 甲のノに属する産業の運用資金

向臨時資金調整法に依り借入許可を經て設備資金に付ては、原則としてこれを認可し、爾余のものに付ては個々の実情及び融資しようとする金融機関の資金の運用

板を審査の上決定する。

(ロ) 第三四半期の資金計画は未確定であるから、差当り別表の暫定計画と異い、運業資金の融資限度を大。その内金融機関の自主的運用の限度を正。を見当り決定し度

(ハ) 第一四半期からの限度の繰越し。

限度の未使用分が運用資金のない為繰越されて居るものは、この機会に打切ることにし、一資金がもつて且未使用

の為限度が繰越されてゐるものはこの期のうちには繰越を
計る。
繰越にせよ、なお数字の確定を俟つて決定するのが適當
である。

裏面白紙

(別表)

(1) 資金の蓄積

(a) 一般自由預金及び公金預金の増加

全金融機関

内 統制金融機関

的 統制金融機関の資金増加

一般自由預金及び公金預金の増加

第一封鎖預金の減少

(2) 資金の配分

(a) 財政資金

国債 地方債

復興金融基金債券

(b) 産業資金

三〇〇億

二四〇億

二〇〇億

二四〇億

四〇〇億

八〇億

二〇〇億

六〇〇億

一八〇億

設備資金

運送資金

(c) 復興金融基金の分担額

設備資金

甲のノの運送資金

(d) 統制金融機関の分担額

設備資金

甲のノの運送資金

子その他の運送資金

(3) (2) の (1) の 対する比率

(2) の (a) の

六〇%

(2) の (b) の

四五%

(2) の (c) の

四五%

(2) の (d) の

六〇%

金融機関融資規制強化案

(昭二七) 経済安定本部

一、融資規制強化の目的

金融機関の現在の預金構成に照し、中期以上の資金供給には限度があるが、その健全性を阻害しない限り、以て出来るだけ重要産業人の融資の一部を分担させることとし、これに依つて経済再建に対する金融機関の

一層の協力を期することが必要である。

二、復興金融庫の使命は経済再建上最も重要な資金、特に基礎産業の所要資金と公園の運営資金とを供給するにあるが、業界の見透難年の事情に依り、同金庫に対する融資の申込は最近著しく増加して居る。然るに同金庫の資金の供給力は財政の現状に照し限度があるの

でその融資は企業危険性等から事情の真に止むを得ない認められるものに限り、その他のものは努めて民間金融機関より融資を仰がせることとし、これに依り復興金融庫の負担を成るべく軽減することが必要である。

三、産業資金の需要が極めて大であるのに対し、資金の蓄積が不足して居る現状に於てはこれを計画的に配分し、その効率を高めることが要望せられる。この為復興金融庫を含む金融機関の資金の運用が、経済安定本部の策定する産業資金配分計画と合致するよう総合的に調整を計ることが必要である。

二、融資規制強化の方向

又現行の自主的申合せに依る新き方を改め、
限度を設定することとする。一即ち大蔵大臣が経済
本部総務長官と協議の上、金融機関資金融通率則によ
り限度を告示する。この限度は金融機関の種別毎に定
めるものとし、必要に應じ変更し得るものとする。
2. 現在は一般自由預金の増加高を基準としてこれに對し
融資残高の増加の限度を比率を以て示して居るが、
の基準を新勘定の以ての預金へ但し同業を預り金と
くへの増加高に改める。
これに依つて金融機関の純資金と融資との関連が一層
明瞭となる。

3. 既存融資の回収を再貸出する場合に融資残高の増

には分らず、従つて量約を融限を受けたいのであるが、
唯、公團の設立、独占禁止法の實施等に伴つて所屬
れる在社等からの現金に依る回収高は原則として公
債等には融限を設けず、現金に依る回収又は日本銀行借入
金の返済に充てしむる。
金融機関の協約する産業資金の内、一定割合は金融機
関の自主的融通に任せ、これを越える産業資金は
約は、大蔵大臣の承認を受けさせることとする。大蔵
大臣は、承認を遂じ、経済安定本部の策定する産業資
金融通率則の達成を計り、且各金融機関の融資能力に
對して、貸出を希望する金融機関に適正に配分する。大
蔵大臣は、承認したものを、外はこれを財政資金若しくは日

本銀行借入金の返済に充てしめる。

三 融資規則強化の実施

一 融資限度の設定

一 金融機関資金融通準則 第一條 三レド 「金融機関は日本銀行の指導の下にその所屬國本の自主的申合せにより融資限度の増加の最高限度を設定し、これを遵守しなればならない。且レ大蔵大臣の指定する金額については右の最高限度の制限の適用を受けないものとす。レ」とあるのを「金融機関の融資限度の増加は大蔵大臣が経済安定本部總務長官と協議の上別に告示する限度を超えなはならない。但し大蔵大臣の承認する資金についてはこの限りでない。

いしと改める。レ

レの右の限度は一般自由預金、第一特種預金及び公債預金の合計額の増加高に対する一定比率を以て示され

る。

四 將永第三封鎖預金が新勘定預金に繰入れらるる場合は

レ此は資金の増加と見ないこととする。

レ新勘定預金へ同業者預り金を移すに際しては減少した分にはその減少高を翌月以降の増加高から控除し調整する。

レ。

レ(一) 特別銀行の債券発行高、同引受高、対同業者貸出及び自由預金担保の貸出の取扱は従来通りとする。

二 融資限度の決定

① 資金の蓄積に配分計画に照應し、統制金融機関の増加資金に財政資金及び産業資金に充当すべき比率を概定する。但し、この比率は一般的に定めるものであつて、各金融機関に対しその適適用さるるものではない。

② 右の産業資金のうち一定割合は金融機関の自主的な運用に委ねる。この一定割合は各種の金融機関毎にその内を重要産業に対する融資能力の最も低いものを標準としてこれを定める。

③ 金融機関は右の自主的運用の範囲内、於て従来通り産業資金貸出優先順位表に基き最も重要なものから順次に資金を供給する。

右の一定割合を越える産業資金等の供給については大蔵大臣の承認を受けさせる。

④ 大蔵大臣は右の承認に当り欲返り金に処理すると共に、各金融機関の健全性を害しないよう配慮する。

⑤ その他の必要事項

⑥ 調査を一段落終りに実行し、適当でない貸出に対しては回収を命令する。限度の超過を引続き調整しない金融機関に対しては、一定期間新規の貸出を停止する。

⑦ 本措置の運営に当り金融機関の自主的な協力を得るよう特に配慮する。この為金融機関側から意見を具申する機会を出来るだけ亦る。

⑧ 金融機関は本措置の運営に必要な報告を出来る限り

(別紙)

附記

(一) 実施の時期

七月一日に溯つて実施する。

府お実施に先立ち司令部の瞭解を得てこの取費規則の本
親を金融機関に内示し協力を求めることが適当である

(二) 大蔵大臣の承認

大蔵大臣の承認事務は日本銀行が取扱うが、経済安定小
部及び大蔵省は必要に応じてこの事務に参画する。

右の承認の際

(1) 甲のノク属する産業の運轉資金

四臨時資金調査法に依り借入許可を得た設備資金に付

は、原則として、これを認可し、前条のものに付ては本

文に於て記したところの外に個々の実情及び融資しよ

うとする金融機関の資金の運用状況を審査の上決定す

る。

(三) 第三四半期を通じる資金計画は未確定であるから、差当

り別表の七月分の計画に基いて金融機関の自主的運用の

限度を五〇%見当に決定する。

(四) 第一四半期からの限度の繰越し。

限度の未使用分の繰越は五月末迄は相当額に達したか

金融機関は本措置を予懇して六月中に急速に限度を費消

したものであるか、就收資料を検討の上、本四半期中

に適当に調整したい。

金融機関融資規制強化案改訂案

(昭二二、七、一ニ
経済安定本部)

二、のノを左の通り改める。

「現行の自主的申合せに依る行き方を改め法規に依り限
度を設定することとする。即ち大蔵大臣は経済安定本部
総務長官と協議の上、更に日本銀行総裁の意見をも徴し
て金融機関資金融通準則により限度を告示する。この限
度は金融機関の種類毎に定めるものとし、必要に応じ変
更し得るものとする。」
従つて

三、のノの一部を左の通り改められる。

85

「金融機関の融資残高の増加は大蔵大臣が経済安定本部
総務長官と協議し、且日本銀行総裁の意見をも徴して別
に告示する限度を超えてはならない。」

備考

前記の限度を各銀行毎に（若くは各金融機関毎に）定
めることは実行上困難である。況んや、銀行の貸出の
実績を監査しつつ、限度を上げ下げすることは不可能で
ある。銀行の店舗のみで五千に達し、且それから報告
を得て検討を加へるのにニヶ月を要する。然るに現在
の事態は急迫して居る。この期間を待つことが許され
ない。仮りに出来るとしても、常時限度を動かすこと

は監査を著しく困難にし、金融機関も亦取扱上非常に不便を感ずるであらう。

二の三の一部を左の通り改める。

「公團の設立、独占禁止法の実施等に伴つて閉鎖される会社等からの現金に依る回収高の運用に當つては日本銀行と協議せしめるし

備考

この種の回収高は一般の回収高と區別して考へなければならぬ。通常の回収高は引續いてその事業の必要に応じて再貸出されるのであるが、この種の貸出は單純に回

收されて、その再貸出に相当するものは復興金融金庫の公團に融資される。従つて金融機関の回収高は原則として復興金融金庫債券に充てさせらるべきであるが、若し金融機関が重要産業に融資しやうとするのであれば、それによつて復興金融金庫の負担が軽減されるのであれば承認して差支へないのである。この判断を日本銀行に任せやうとするのが改訂の趣旨である。

二の四を次のやうに改める。

「金融機関の融資残高の増加の限度は金融機関の重要産業に対する現在の融資能力に鑑み、出来るだけ低く定め

これを越える資金の運用は財政資金及び重要産業に対する融資に充てさせる。これに依つて国民経済に於ける資金の効率を高め且経済安定本部の策定した産業資金配分計画に従い重要産業の資金が充分確保されるやう金融機関を指導する。

金融機関が引受けることの困難な融資は復興金融金庫でこれを担当する。

三の人の一部の

一 大蔵大臣の承認する資金についてはこの限りでない
とあるのを削除し 現行通りとする

三の二のハの末段の

一 右の一定割合を超える産業資金の供給については大蔵

大臣の承認を受けさせることあるのを左の通り改める

一 右の一定割合を超える資金は大蔵大臣の指示したものに運用させる。

三の二のハを削除し 八りに左の通り挿入する。

一 大蔵大臣の指示するものは概ね左の通りである。

- a. 公債、地方債
- b. 復興金融金庫債券
- c. 甲の一の産業の運転資金
- d. 資金調整法に依り借入の許可を得た設備資金
- e. 復興金融金庫が融資につき保証した資金
- f. その他の重要な資金で日本銀行の承認するもの

備考

自主的限度を超える産業資金の運用を以て大蔵大臣の承認に依つて行う方法を改め、予め大蔵大臣が方向を示し、金融機関にその範囲内で選擇させ、金融機関の判定し難いものは日本銀行に協議させることとした。大体に於て現行の取扱通りである。なお、自主的限度を超える資金を以て全部復興金融金庫債券を購入せしむることは金融機関の希望をいひどころであり、又自主的限度を高い率に定めることは金融機関の現在の資金運用状況に照して危険である。一方復興金融金庫としても、現在の財政の状態では出まらぬだけその負担を少くし、重要産業に対する資金の

融通性を出来るだけ、(債務保証その他工夫により)金融機関に担当させることが望ましい。

金融機関融資規制強化要綱

(昭和三十七年一月五)
経済安定本部

一、法規に依る実施

現行の自主的申合せに依る行き方を改め、法規に依り限度を設定することとする。即ち、大蔵大臣は経済安定本部総務長官及び日本銀行総裁と協議の上金融機関資金融通準則により統制金融機関の貸出増加の基準限度を告示する。この限度は大蔵大臣、経済安定本部総裁長官及び日本銀行総裁を構成される委員会によつて毎月定めることとする。

二、資金との比率に依る融資限度の算定

1. 新勘定預金から同業者預り金を除いたものを算定の

基準とする。即ち一般自由預金、第一封鎖預金及び公

金預金の合計額の増加高が基準となる。

2. 将来第二封鎖預金が新勘定預金に繰入れられる場合

この額は前金の増加と見ないこととする。

3. 新勘定預金へ同業者預り金を除く。以下同じ。が減少

した月にはその減少高を翌月以降の増加高から控除

し調整する。

4. 特別銀行の債券発行高、同引受高、対同業者貸出及

び自由預金担保の貸出の取扱は従来通りとする。

5. 貸出の回収も従来通りとするが、債公團の設立等

に伴って明確される会社等からの現金による回収高は新

勘定預金の増加として取扱うこととする。

三、融資基準限度

- 一、資金の蓄積並に配分計画に照應し、金融機関の増加資金中財政資金及び産業資金に充たすべき割合を概定する。
- 二、金融機関は貸出増口の基準限度の範囲内に於て紙業通リ産業資金貸出優先順位表に基き最も重要なものから順次に資金を供給する。
- 三、右の基準限度を越える資金は次のものに使用するとする。
 - (1) 国債及び地方債
 - (2) 復興金融金庫債券
 - (3) 甲のノク属する産業の運用資金

(一) 復興金融金庫の保證した貸出
 (二) 設備資金及びその他の緊要な融資で日本銀行の承認するもの

四、第二四半期の資金計画は未定であるから、差当り七月中適用される融資基準限度は五〇%とする。

四、実施の時期

本措置は七月一日に溯つて実施する。
 実施期間は差当り今四半期中とし、もし引続き実施する場合は各四半期毎に再検討し、司令部の裁許を受けるものとする。

五、その他必要事項

一、監査上一層厳密に実行し、適当でない貸出に対し

は回収を命令する。限度の超過を引続き調整し万い金融機関に対しては一尺期間新規の貸出を停止する。

2. 本指置の運営に当り金融機関の自主的な協力を得るよう特に配慮する。この為金融機関側から意見を具申する機会を出来るだけ作る。

3. 金融機関は本指置指置の実態に必要なる報告を出来る限り速やかに提出するものとする。

裏面白紙

金融機関融資規制の強化

(昭和二十七年八月)
経済安定本部

方針

経済復興の根本は生産の増強にあり、これに必要な資金は出来るだけ円滑に供給しをけねばならぬ。一方インフレーション克服の爲には健全金融の建前より限られた資金を最も効率的に配分せねばならぬ。政府はこのやうな観点から、さきに金融機関貸付金融通率則を制定し、重要産業人の融資を優先的に確保すると共に不意産業への融資は極力抑制するよう措置して来たのであつた。今後右の率則の一部を改正して、融資規制を更に強化することとなつた。

二目的

現在民間金融機関はその資金構成からみて、長期の貸出には困難があり、その他色々な理由から重要産業への融資には限度があるので、復興金融金庫への融資申込は最近著しく増加してゐる。然し、復興金融金庫の資金の供給力は財政の現状に鑑み、これ又限度があるので、その融資は経済再建上最も緊要であり且つ企業の危険性等から真に必要を得ないと思はれる資金と公団の運営資金とに限定し、その他のものは、民間金融から、その健全性を阻害せぬ限り、於て出来るだけ重要産業に融資させ、復興金融金庫の負担を軽減すると共に、経済再建に対する金融機関の一層の協力を求めようとする所である。

次改正案の目的がある。
三、要領

1. 現行融資高増加限度は各金融機関の自主的申合せにより設定してあるが、これは法規により設定することとし、大蔵大臣が経済安定本部総務長官及び日本銀行總裁と協議の上告示する。

2. 現在右の限度は一般自由預金の増加額に對してその五〇%迄と定めてあるが、今次の改正により單に自由預金の増加額をなく、それから第一封鎖預金の減少額を差引いた純資金額を以て算定の基礎とすることとした。

3. 金融機関は右の限度の範囲内で従来通り、産業資金

貸出優先順位表に基き最も重要なものから順次に貸出を供給する。

4. 限度を超えざる資金はその運用を次のものに限定する。

- (1) 国債及地方債
- (2) 復興金融庫債券
- (3) 国のノに属する産業の運轉資金
- (4) 復興金融庫の保証した貸出
- (5) 設備資金及びその他の緊要を融資で日本銀行の承認するもの

(6) 日本銀行借入金返済

5. 融資限度は資金の蓄積及び配分計画に照応して毎月決定するが、七月中は差引当り五〇%とする。八月以

裏面白紙

降については孰れ資金計画の決定を俟つて検討を加へ
る。
4. 本措置は七月一日に遡つて実施するが、実施期間は
差し当り今四半期中とし、もし引続き実施する場合は
各半期毎に再検討する。
5. 今後は監査を一層嚴格に実行し適当でない貸出に対
しては回収を命令する。
6. 本措置を採る。
7. 本措置の運営に當つては金融機関側から意見を具申
する機会を出来るだけ作り、その自主的協力を得るよ
う十分に配慮する。



21.22+8
2-(11)-(10)

28

昭和二十二年産業資金計画
閣議決定案に対する説明要旨

(二二) 経本財政金融局

前 置

資金計画は本来ならば産業資金計画としてでなく総合資金計画として提出すべき処であるが財政資金について追加予算がまだ最終的決定を見るに至っていないので第一四半期総合資金計画が建て難い関係もあり已むを得ずこゝに単独に産業資金計画として提出した次第である。その産業資金計画についても極力取急いだに不拘價格改訂其の他の諸事情から本日迄遅延することとなった。先づ此の点に付御諒解を御願ひ致す次第である。

産業資金計画

次に本日の議題とをうてある第一四半期産業資金計画について説明する。

い 全 貌

(1) 本年度第二四半期の産業資金総額は三百四十五億円とし内復興金融庫分百四十億円、一般金融機関分百九十億円、直接投資十五億円とする。

(2) 第一四半期の産業資金は計画二百四十億円、推定実績約二百二十億円で之に比較すると今期は原則として赤字金融が消滅したに不拘約五割の増加になるが之は第一に價格改訂の影響、第二には公團の新設乃至活動の本格化に伴ふ所要資金の増大に依るものである。

22
8.19
2-7

87

一四 復興金融金庫

次に復興金融金庫について見ると従来同金庫に成る資金供給額は一般金融機関の資金供給額の五割見当に当り一対二の比率であつたが今期は両者が略々同じ程度に迄近付復興金依存の傾向がより濃厚になつた試みである。さき述べて当面の資金対策として閣議決定を見た様に此の傾向は極力これを抑止し可及的に一般金融機関に依ることになりたうと思ふが、價格改訂が今期の途中で行はれたこと、公團資金の融通はその全部を復興金が賄うことになつてゐること等、理由により今期としては止むを得ないものと思ふ。しかし今後は企業の合理化とも相俟つてできるだけ一般

金融機関を活用することとし復興金依存の傾向は極力これを是正することになりたう。

三 尚一般金融機関の活用については差当つて復興金依存の融資に依り得るものは極力之が實現を計ることとし今期に於ては之を二十億円程度と見込んでゐる。

一般金融機関の融資純増は地方公共団体に対する融資を合りて百九十億円であるが之に対する資金蓄積は極力貯蓄増強を図るものとして一般自由預金増加三百三十億円に第一封鎖預金の減少その他を考慮して結局一般金融機関の増加資金は二百七十億円程度と見

三

込まれる。そうすると現在の融資率則に依つて資金純増加額の五割が自主的に融資されるから約半額の百三十五億円程度が自主的融資額となる見込で残余の半額は財政資金の所要額とも勘案して緊要産業への融資と及國債、地方債、復興金融債の消化に振向けられることとなる。大体の方針としてはこのうち相当程度を財政資金に充当し得る様に指導致し度い。

総合資金需給見込

次に現在の処、財政資金、産業資金を含んだ総合資金計画を策定する迄に至つてゐないことは前に申し上げた通りであるが、此の産業資金計画を実行に移した場合は、総合資金需給見込は一体どうなるかと言ふこと

に付いて一應の見透しを簡単に申し上げ度いと思ふが極めて樂觀を許さぬ事態にある。

先づ財政資金はしばしば申し上げた様に追加予算等の関係で正確を見透しは困難であるが、各省の見込額をそのまゝ集計していくと三百二十億円程度となる。

若しこれを基礎にして考へれば総資金需要は更に六百五十億円に上り、これに并し資金蓄積額は非常な努力を講つても尚二百七十億円であるから差引三百八十億円の資金不足となり、同額の通貨増発を来す結果となる。

かくては通貨は月平均百三十億近くも膨脹することとなり、通貨面よりの経済の崩壊は明かであつて、新物價体系の維持はもとより生産、財政、金融、貿易等

に極度の支障を来すこととなるであらう。事務当局が
試算した処に據ると價格改訂、生産状況、國民所得等
の観点より当四半期中の通貨増発は百八十億円乃至二
百億円程度が一應の適正標準だといつてゐる。七月中
の通貨増発高は七十四億円であつたが八月、九月に於
ける増発を月八十五六億円程度とすれば当四半期中に
二百四十五六億円を増加することになる。この程度が
過去の経験に徴してもまさに最大限度と言ふべきであ
らう。

(四) さて通貨増発をこの程度に喰止め或はこれ以下に
抑へる爲には、産業資金との均衡より見ては先ず財政
特に特別会計、地方財政の所要資金に付いて百四十億

円程度の縮減を絶対に必要とし、且努力次第では可能
であると考えらる。これが爲には経費の節減、収入特に
滞納税金の徴収、又特別会計に於ける資金の初率的運
用、経営合理化、地方財政に於ける地方税の増徴が異
非決必要であるから、特に各位の格段の決意と努力と
を煩はし度い。

(五) 次に産業資金に付いてもさきに説明した計画は一應
最高限度を示すものであつて産業面に於ても経営の合
理化を促進すること等によつて極力資金の節約により
初率的活用を囿らなければならぬことは申す迄もな
い。

(六) 他面資金の供給面に於ては貯蓄の積極的増強を囿る

ことハ就中根本的要素をなすものであるが、七月に於ける自由預金の増加実績より考へれば必ずしも樂觀を許さねない。たゞ、今回の輸出・入国振基金の設置、八月分食糧配給完全確保を後として一般民心に明朗な氣運が生じつゝあるので、此の際政府挙げて格段の努力を盡す必要がある。

(七) 以上の様に事態は極めて憂慮すべき状況にあるのであつて、前にも申し上げた様に財政資金就中特別会計、地方財政資金に付いて格別の配慮を切望する次第である。

昭和二十二年度第二四半期資金需給見込案

(單位 百万円)

資 金	需		給	
	第二四半期見込	第四半期推定実績	第二四半期見込	第四半期推定実績
財政資金	一八六〇〇	六七五五	三三〇〇〇	二六九六二
國庫財政	〇三三三二八	六六一四	〇	〇
一般會計	一六六〇〇	〇	〇	〇
特別會計	〇二九三二八	〇	〇	〇
地方財政	〇二四七〇	〇	〇	〇
(除借入金)	一六一三〇	〇	〇	〇
〇二六八五八	〇	〇	〇	〇
産業資金	三四五〇〇	二一八〇二	一五〇〇	七〇〇
(合公共団体借入金)	一七〇〇〇	一五六五	〇	〇
統制金融機関	〇	〇	〇	〇
直接投資	〇	〇	二八五〇〇	七六八二
閉鎖機関資金回収	〇	〇	〇	〇
差引純資金増	〇	〇	二三〇〇〇	六九八二
第一封鎖預金減少	〇	〇	〇	〇
一般自由預金	〇	〇	〇	〇
合計	二八五〇〇	二八五五七	二八五〇〇	二八五五七

備 考	資 金		備 考	
	第二四半期見込	第四半期推定実績	第二四半期見込	第四半期推定実績
(内債金保証)	〇二二〇〇	〇	〇	〇
非償還金融機関	二〇〇〇	二〇一〇	〇	〇
信託金融全庫	一四〇〇	七五二七	〇	〇
(外保証融資)	(外二〇〇〇)	(外 〇)	〇	〇
新規融資	一八〇九〇	〇	〇	〇
既融資	(外二〇〇〇)	〇	〇	〇
回収その他	四〇九〇	〇	〇	〇
直接投資	一五〇〇	七〇〇	〇	〇
合計	五三一〇〇	二八五五七	〇	〇
通貨増発	〇	〇	〇	〇
合計	〇六六八二八	〇六六八二八	〇	〇

第二四半期見込中特別会計は鉄道五。歳用へ損益勘定

三。工事勘定ニ。通信ニ五億円、業務勘定一五建設勘定一。国有林野一億円、開拓金融ニ億円、食糧管理ニ。總計、貿易資金五。總計、薪炭供給四億円、アルコニ返済七千万円である。

四。第一四半期推定実績中資金供給欄の不一致額は三月中の自由預金の一部が実質的に四月中のものなること、及金融機関の手許現金の増減によるものである。

五。第二四半期見込中。印は財政資金を各省要求額に依り算定の場合である。

2122-18
2-12-10

融資規制改訂案

(十月一日より実施予定)

(経済安定本部
昭三三、九、五)

- 一 左記の諸点以外に付ては融資規則を現行通り継続実施する。
- 二 公團預金(貿易公團を除く)は同共有預金と同じ取扱とし、増加預金の計算より除外することとする。
- 三 融資基準限度の割合は四半期毎に(現行は毎月)決定することとする。但し委員会が必要と認めたる場合は何時かの変更出来るものとする。
- 四 融資準則の直接適用を受けず、互に金融機関、即ち農林中央金庫、農林中央信用組合及び農林中央の貸出に付ても融資限度を適用する。

14

26
94

ととする。

但し、貸出優先順位はこれらの金融機関の融資の性質に鑑みその貸出に對し適用しないものとする。

五 融資準則中左の項を左記の通り改める。

「限度を超える資金はその運用を次のものに限定する」

- (イ) 国債及地方債
- (ロ) 復興金融金庫債券
- (ハ) 甲のノに属する産業の設備資金及運転資金
- (ニ) 復興金融金庫の保証した貸出
- (ホ) その他の緊要な融資で日本銀行の承認するもの
- (ヘ) 日本銀行借入金返済

第二四半期全国銀行資金運用状況

(単位 百万円)

(昭和三十三年三月三十一日)

(一) 資金の増加

	七月	八月	九月	計
一般自由預金増	八五三六	一〇七〇一	一一〇〇〇	三〇、三三七
第一封鎖預金減	(一) 三、四八五	(一) 一、二九三	(一) 二、〇〇〇	(一) 六、七七八
公金預金	四〇	一	一	四〇
計	五、〇八一	九、四〇八	八、〇〇〇	二、三四八九

(二) 融資限度

(三) 枠内融資

増加資金	閉鎖機関からの回収	計	右の五〇%
五〇八一	一九三八	七〇〇九	三五〇四
九四〇八	三四二	九七五〇	四八七五
九〇〇〇	一七〇	九一七〇	四五八五
計 二三四八九	二四四〇	二五九二九	一六九六四

融資限度(A)	融資額(B)	枠の繰越	(B)の(A)に対する割合
三五〇四	三五四二	九三五	七二%
四八七五	二九四五	一九三〇	六〇%
四五八五	三九六〇	一八二五	六四%
計 一六九六四	八四五四	四一五〇	六五%

(四) 枠外融資

増加資金	閉鎖機関からの回収	計	右の五〇%
五〇八一	一九三八	七〇〇九	三五〇四
九四〇八	三四二	九七五〇	四八七五
九〇〇〇	一七〇	九一七〇	四五八五
計 二三四八九	二四四〇	二五九二九	一六九六四

国債	地方債	振興金融債	計
二〇九	四四五	二二六	六六八
五八二	四七九	一九八	七九〇
一、〇〇〇	五〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇
計 二〇九	一、四二四	一、六二〇	三、〇五八

産業資金	甲の運転資金及貸出	日銀承認分	計
三二六	二七四	九四	六六八
一九八	三四九	四四一	七九〇
一、五〇〇	七〇〇	九〇〇	一、六〇〇
計 一、六二〇	一、六二三	一、四三五	三、〇五八

了 日銀借入金返済
 総計
 二、二七七
 三、一八一
 二、七六四
 三、四五八
 二、一〇〇
 五、二〇〇
 七、一四一
 一、一八三九

(五) 総括

	七月	八月	九月 (推定)	計
増加資金	七〇〇九 (一〇〇%)	九七五〇 (一〇〇%)	九一七〇 (一〇〇%)	二五、九二九 (一〇〇%)
財政資金	二三六 (三%)	九六 (一)	一五〇〇 (一六%)	一、六四〇 (六%)
株外融資	六六八 (九%)	七九〇 (八%)	一六〇〇 (一七%)	三、〇五八 (一一%)

	七月	八月	九月	計
株内融資	二、五四九 (三六%)	二、九四五 (三〇%)	二、九六〇 (三三%)	八、四五四 (三三%)
日銀借入金返済	二、二七七 (三三%)	二、七六四 (二八%)	二、一〇〇 (二二%)	七、一四一 (二七%)
その他	一、三七九 (二八%)	三、三四七 (三四%)	一、〇一〇 (一一%)	五、六三六 (二一%)

(註) その他は手許現金、同業者預金、コール、ロイン、証券投資等である。



炭鉱特別運転資金融資方針

(経済安定本部)

- 一 石炭非常増産対策に即應し、炭鉱経営の徹底的改善及び生産効率の向上を積極的に実施せんとする炭鉱にして当面資金を必要とするものに対しては、各相別に其の事情を審査し、生産再開資金として、一定期間最少限度の融資を考慮する
- 二 融資申込を否し得る炭鉱は資金の著しく逼迫せるもの
（左の條件の孰れかを充足するものに限る。）
 - (イ) 本年度中二四半期の生産能率が前年同期に比し一割以上向上せること
 - (ロ) 石炭非常増産対策に掲げる三作業方式の孰れか又は

これに準ずる作業方式を實行し生産効率の向上につき明確なる団体協約の成立せること

(ハ) 上期において三千万トベース生産割当を完遂せること

三 融資の申込に当つては、経営の合理化及び融資の返済に関する具体案を石炭廳に提出せしめる

四 融資申込の可否の審査をなすため委員会をおく

五 本方針により運転資金の貸付を受けたる炭鉱に対しては石炭庁、高工局、大藏省、財務局及び復興金融金庫において、書面又は実地につき特に嚴重な經理監査を行う

六 炭鉱に対する緊急運転資金の融資は、本方針により嚴格に行ふものとし、融資を受くることを得ずして経営不

能に陥る炭鉱を生じ又は労働争議の激発することあるも
これを強行するものとする。

裏面白紙

炭鉱特別融資審査委員会の構成

(一) 委員

- 経済安定本部総務長官
- 大藏大臣
- 商工大臣、石炭廳長官
- 物價廳次長
- 日銀総裁
- 復興金融金庫理事長
- 業者代表（一名）
- 消費代表（石川一郎）
- 労働者代表（一名）

(二) 幹事

- 経済安定本部動力局長
- 財政金融局長
- 労働局長
- 大藏省 銀行局長
- 理財局長
- 商工省 総務局長
- 石炭廳 生産局長
- 物價廳 第三部長
- 日銀 資金調整局長
- 復興金融金庫 総務部長
- 融資部長

審査部長
監査部長

裏面白紙

石炭事業に対する設備資金の融資について

経済安定本部財政金融局
昭和二十二年十月七日

十月三日司令部経済科学局リデール氏及び白入氏は経済安定本部動力局及び財政金融局、石炭廳、大藏省、日本銀行及び復興金融金庫の各代表者を召集し次の如き意見を表明した

- 一、二十二年上半期炭鉱設備資金の残額は十月十八日迄に融資を完了すること
- 二、下半期設備資金の貸出を即時開始すること
- 三、二十二年一月十五日迄に下半期炭鉱設備資金の総額の八〇%を凡そのお金に融資すること

22

なお残りの金融に付ては二月十六日迄に融資を完了し、その後の融資は然らざるものとする切ること

又、十月九日迄に関係官廳は下半期設備資金の貸出予定表を作成し提出すること

二、以上の申渡に付し経済安定本部財政金融局、大藏省、日本銀行、復興金融金庫は金融的見地から意見の交換を

行し、次の如き意見を一致した

一、二十二年下半期炭鉱設備資金の石炭廳要求額は一八五
六百万円以内、司令部許可制限会社分一、二二〇百万円
でこれに付し経済安定本部が第二四半期中に融資を計画
したものは一、三〇〇百万円、復興金融金庫が実際に融資
したものは約一、二〇〇百万円である。従つてロス氏の要求

2-7

は約六五六百万円の融資を十月十八日迄に完了せよと云ふ意味に諒解される。

そもく石炭産の要求額は他の一般産業部門の要求額と同等にあるものであつて経済安定本部は當該産業の重要世資材の配当及全般の資金需給計画との関連を考慮し、これに對し資金の配分を計画するのである。而してその實際融資に當つて復興金融金庫が調査した資料に基づき、各省以下を以て構成する委員会が融資の決定をなし、決定に基いて資金が炭坑に交付せられ、水石ののであるが、その際資材入手の状況、計画の進捗度、その妥当性等が考慮せられる。

勿論日本の産業復興と石炭業の占める緊要性について

は關係者一層充分承知して居り、別表の如く資金の配分計画に於ても石炭業に對し圧倒的たウエイトを置いて居るのである。然し乍らこのことは石炭業に對して無批判的に資金の供給をすることを意味して居るのでない。各四半期につき石炭産が要求する金額が個々の融資の絶対的正当性を根據としてゐるとは到底考へられないのであつて、且又経済安定本部の計画と復興金融金庫の實際融資との喰違ひも充分にあり得ることである。要するに石炭産要求額と復興金融金庫の實際融資額との差額を早急に融資せよとの意圖についてはこれを承諾することとは早計である。融資すべきものは融資し然らざるものは打切るのが正当である。

る。上半期設備資金の融資の前記の残りは資材の入手が途
れなから、若しくは工事の進捗率が悪いから依つて生じた
ものである。

復興金融金庫は各会社の状況を調査し上半期の設備の
完了したものに對し下半期の設備資金の供給を開始す
が、その他の会社に對しては上期の設備の完了を待つて
下期分の融資を開始するのが正当である。

3. 下期の設備資金については司令部の斡旋に依つて日本
政府の意見が反映せられ、四〇二一百万円が必要である
との日本政府の計算に基いて司令部よりモランダムが
發せられ、前記の数字が確認せられた。この意味に於て
下期の設備資金については上期のそれよりも周到な配巻

が為され且前記の金額は上期のそれよりも一層の増収が
与へられてゐることは明白である。

然し乍ら前記の数字はもと、各会社の要求額を査定
したものであつて、若し資材及び労力がこれに裏付けら
れ、計画が予定通り進行する場合に於てこれに必要とす
る資金を供給しやうとするもの以外ならぬ。その後日本
政府から發表せられた炭坑に對する資材の配當を見るに
そのうち会社が石炭代金のうちを以て購入すべき部分と
差引けば、純粋の起業費として融資を必要とする金額は
第三四半期中に於て一三〇〇百万円程度と考へられる。

(別紙参照)
然し乍ら若し会社が石炭代金のうちから資材の購入が

出来ないとすればそれは價格政策の問題であり、その点が訂正せられるならば融資額も亦訂正せられて然るべきものであり、前記の金額は現行の價格が妥当であるとの前提から算出せられたものである。

なお又、資材の配当が第三四半期中に追加せられるか若くは第四四半期に於て増加せられるならば設備資金の融資はそれだけ追加せられるであらう。要するに下半期の設備資金の八〇%を二月十六日迄に融資せよとの口ス氏の意圖に対しこの際確答をすることには不適當である。

々 下半期設備資金貸出の予定表については目下の如前記の二一三〇〇百万円を前記のみに基いて選擇なく融資する

用意があると云ふに止めるより外は、爾後の融資については収況に依りこれを考慮すること、致し度い。

三 結 語

國民の待望する三十万吨の出炭を実現するための資金に關係ある日本政府当局は、凡ゆる援助を惜んではならないのである。

然し、或ら漫然たる融資をなすことに依つて流通秩序を破壊することも亦絶対には避けおぼなうゆことである。國民の聲として、炭坑の物資配給ルートの侵害、闇資材の入手が喧伝せられてゐる場合、この声に対して、も又耳を傾けねばならぬのである。

我々は石炭業に対する融資に当り、これに対する優先

的考慮と併行して一方に又慎重なる考慮を拂はねばならぬことを確認して居るのであるが司令部に於ても又この方針を諒承せられるやう要望するものである。

石炭鉱業設備資金（除炭鉱住宅資金）
融資に關する了解事項

一七四七年十月十四日總司會關經濟科學局に於いて全局
工業課機械部長口ス氏出席の下に經濟院定本館財政金融部
全勅力局、大蔵省銀行局、石炭總、復興金融會庫との間に
左の了解事項が成立した。

- 一 二十二年度上期設備資金の件の下期への繰越金約十億
円の処理に關して
- 二 十月十八日迄に三億円を融資する
- 三 十月三十一日迄に三億円を融資する
- 四 十月三十一日迄に三億円を融資する

従つて十月十日を以て上期設備資金の融資を終了す

二十二年度上期設備資金の件を最少限度十億円とし
その外更に四億円の「リカー」を考慮する。大蔵省は
實際融資に際し若干の必要ありと認められ、大蔵省は
は必ずしも石の四億円の範囲に限定はしない。
融資は即時開始することとし、不取敢約四億三千万
円程度を無条件で直ちに融資する。
また、本館の各事業会社別融資計画を速に立案する。
但し本計画は一応の確定性ある見込金額であり、實際
には事業会社よりの融資申込に基き、個々の融資金額

を決定する

(四) 十二月上旬中に十六億四千万円に對應する大蔵省の紙資が終

了することを目途として善処する

(五) 十一月末日迄に、リヴナブル十四億円の必要経費に、

凡その檢討を行ふ

三 二十二年度才四半期、設備資金については、才四半期力

物資需給計画等が未定の為、資金計画は目下のみとし、その策定

が不可能であるから、才三、四半期の各半、米、食料、紙資計画

の策定が完了次第、總じて研究を始める

肥料工業（特に硫安）に対する融資
（一九四七年一月二〇日）

一 硫安の生産高は七月をピークとして左の通り減少して居る

七月	実績	七五二一六五
八月		五五七五九
九月		五五四五三
十月	推定実績	六一九七五
十一月	商工省生産推定量	六八二〇〇
十二月		六八八〇〇

十月の推定実績はその後はお減少が予想され十一月、十二月に於ては生産指示量に達成は困難で、当分の間、五万トンに絞れるものと思はれる。その原因は後述される。

二 減産に因る収入減の爲に肥料会社は収支が著しく不均衡になつて居る。既に九月末に於て硫安十四社の末場金の総計額は五五七百万円に達して

43

居る。この場合は金融機関に対する借入金金の返済及び常時の末場金を含み、定期貯蓄と未場金である。十月以降に於て前記十四社の生産水準高

十月	硫安	五九五四七五	その他	三五八〇六五
十一月		六四三七〇		三八一六五
十二月		六〇九四五		三七五六五

とすれば、	収	入	支	出	不	足
十月		九三七百万円	一〇二五		(-)	八七
十一月		九二二	一〇四三		(-)	一二一
十二月		九〇三	一〇六一		(-)	一五七
計		二七六三	三一三〇		(-)	三六六

109
2.6

と有り、第三四半期中に三六六百万圓の支拂下送を新たに生じ、九月末
現在分と合計して九二三百万圓となる。この外は前年の繰入金
(復金三二〇、前中一三六、合計四五七)を返還するとすれば支拂の下
足は一三、八一百万圓に達する。

三、右に對し経済安定本部、大蔵省、復興金融公庫が緊密な検討をなすつ、
あり、流動資金の在り高き確かめ、又会社が不当な負債の支拂、又は關物
資の買入を停止してあるかどうかを調査して居るが、結論として少くとも
二億乃至四億圓の融資は同一億圓の手許現金及び予金を充ててお
已むを得ないものと思われぬ。

四、右の融資は前記の如く減産に依り一時的な収入減少を補償し、会社の正
常な運営を遂行せしめんとするものであるが、減産の原因は次の如きも
のから存つて居る。前工省が八月九日に、電力の供給に依り西月の
減産四万七千の内七九%は電力の不足に依り、残りの大部分は設備の不足に
因つてゐる。

電力の不足は当初予想したよりも極めて深刻でこの状況は来年二月迄続
くと思われぬ。肥料の生産は経済再建上特に重要であり、特に今回決定
を要する位の維持の爲、来年半毎日八万七千の生産を達成しなければならぬ
ので政府は電力の供給に付至急対策を樹て、漸次その供給量の増加を付
かす必要があり、従つて現在の電力不足は早晩緩和され、来年三月以降
は漸次に供給に依り得るものと見られる。

五、肥料の減産が上述の如く電力の供給不足に因るものであり、肥料会社と
して如何ともし難い性質のものであるから、これに對して何らかの
救済を與へなければならぬ。これに付て二つの対策が考へられる。
の價格の引上

現在の肥料の生産者價格は毎月七、七、八、九、七の生産高を基準として定
められ、現行の生産高が五万七千台であるとすれば價格決定の基
準を變更し價格を引上げねばならぬ。然し乍ら價格を引上げねばなら
ぬ。然し乍ら價格の引上げは補給金の増加となり財政に圧迫を加へるば

かりでなく、諸般の情勢から價格の改訂は急に実施することはお出番
い。まして、目下の減産が一時的の電力不足に依るとすれば價格の改
訂は適当では無いと思はれる。

(2) 融資

價格の改訂が不適當であるとすれば融資に依つて窮状を切掛けさせる
より外は無いのである。然し乍らその融資が所謂赤字融資に依つては
存ら無いのであつて、この融資は必ず返済されるものと云ふ確信と與へら
れねばならぬ。若しそれが得られぬならば前中銀行は勿論、復興金融
を屢々融資を拒否するであらう。政府としても漫然たる赤字融資はこ
れを不可として居るのである。それ故に未償還の改訂が行われる場合
には、幾々電力事情の好転に依り増産に轉じてゐても次の事項を考慮
する必要がある。

(1) 上述した減産が起つたから價格改訂が行われず時までの會社の復
元も算書へ公定價格に基いたもの(1)を價格算定の一要素として斟酌

すること。

(2) 金利を改訂價格の原價に含めること。

以上各節の統制配給部及び金融部に於て右の融資が必要であると認定
し、或いは存らば本政府当局金融関係者はこれを復興金融金庫に諮る
であらう。又この説明が得られぬならば肥料会社の窮状を放任するか
又は何等かの方法を以てするより外は無い。

この融資は肥料会社等に肥料会社に何らかの指示を與えねばならぬ
かつその指示に何分かの指示を願いたい。

以上の申出を承認す

総司令部経済科學局

價格統制配給部

エイチ・キートン

21. 22-8
2-11-13

産業合理化のための資金割当方策(案)

生三
産五
局二

輸出入回転基金を契機とする貿易の再開によつて我が
國經濟の再建を實現する爲には、敗戦の痛手と社会的變動
に伴う幾多の障害に悩む我が國の産業を、この際思い切つ
て合理的基礎の上に建て直し、乏しい資材及び資金を最も効
率的に活用する態勢を作ることが絶対に必要である。
それは我が國の輸出品をその品質、原価、數量において
國際的商品たらしめるために必要であるばかりでなく、我
が國民の生活水準を少しでも高めようとする限り必須の條
件となるからである。
右の観点に立ち今後の貿易の見透し、賠償に基く施設撤

去後の残存設備能力、動力、燃料事情その他各般の情勢を
総合的に考慮して、我が國産業構造の變化を想定しつゝ、
左記の方策を講ずる。

一 要領

(一) 各産業において、政府の定めたる物価体系の範囲内で
特に輸出品産業については國際的物価水準の範囲内で、
一定品質の製品の一定の生産量を確保し得るような能
率的な企業を助長育成することを立前とし、資材、資
金の割当に際してこの立前に沿うような合理的な割当
基準を策定し、右の條件に適う企業及び右の條件に達
する可能性の極めて多い企業に対する集中割当を實

2-7
112

施して資材、資金の効率的運用を図るとともに、能率的でない企業に対しても改善の見込があるものについては差当り或程度の割当を継続し同時に技術その他の面において適当な指導を興え、将来において能率の向上を図り得る途を開く。

(二) 大規模な施設を要する重要な基礎的産業については現在は過剩遊休であつても将来の我が国産業の発展のため維持保全しておく必要のある施設及び労務を国庫の負担によつて保全する措置を講ずる。

(三) 本方策によつて発生する失業者に対しては別途対策を講ずるものとする。

(四) 中小企業については別途合理的企業の育成振興の方

二

策を講ずるが特に輸出品産業については本措置の線に沿つて積極的な合理化を図るものとする。

(一) 経済安定本部下関係官吏、学識経験者、経営者並に

労務者代表、及び消費者代表を以て組織する「資材

割当基準審査委員会（仮称）」を設け、各業種別に製

品の品質、生産原価、主要原材料並に動力、石炭及び

電力の原単位、生産実績、出荷実績、労務効率、業

種細目別の需給状況、立地条件等の諸要素を検討して

当該業種における割当の基準を定める。

(二) 右の割当基準に基づき各業種における個々の企業の判

定を行つて能率のよい企業に優先的な割当を行つたため

所要の業種については各業種部門を所管する官廳に關係官吏、学識経験者、経営者並びに労務者代表及び消費者代表を以て組織する業種別の割当改善委員会（以下「林」を設ける）

本委員会は（三）に掲げる各企業からの提出資料（二）に掲げる生産実績の監査資料及び需要者の品質批評、その他の確実公正な資料により、必要な場合は更に実地調査をも行つて、当該業種における個々の企業について判定を行い、資料割当審査委員会の定める割当基準を基礎とする詳細且具体的な割当基準を決定する。

（四）各企業は毎四半期の指定生産資料需要申請書の提出に当り併せて生産実績、出荷実績、生産原価、原材料

及び動力の使用実績並びに原単位、経理状況、労務状況、設備効率、設備稼働状況、資材入手及び在庫状況、受注及びその予定の状況等に因する必要資料を提出し、且必要あるときは製品見本を提出しなければならぬ。尚書積層重に陥らないように併せて今後における生産向上の可能性を確実に把握できるような資料必要に意を致す。

（四）各企業の所管官廳は資料割当基準審査委員会及び業種別の割当改善委員会の定める割当基準に従い、能率企業に対して集中約にして均衡のとれた資料の割当を行ふとともに、能率のよくない企業に対しても一層の改善に努める方針に従つて必要な措置を講じ特に

将来にわたつて積極的な技術的向上を期待し得る試験
工場の如きものに対しては必要な資材を確保してこれ
が助成を図る。

(四) 産業資金計画は右の資材割当の基準に相應するよう
に策定し、これが運用に當つては各業種の所管官廳に
おいて資材の割当を行ふ企業に対し融資の限度を定め
て「融資必要証明書(仮称)」を發行してこれにより
資金借受の資格を与える等の措置を講じ、右企業の生
産計画の実施を資金面から確保すると共に、融資必
要證明書を受けないものに對しては融資を嚴格に規制
して不要部門への資金流出を防止する。

(六) 資材割当基準の策定に當つては、各企業の製品の生

産の確保増強並びに品質の維持向上を図るため割当リ
ングの制度をとり入れ左によつて実施する。

(イ) 各企業から毎四半期毎に提出される指定生産資材
需要申請書はこれによつて各企業の確実に遂行可能
な生産計画を把握し得るような様式に改め、これに
基いて資材が割当てられたときは各企業は資材の割
当量に相應する数量の製品の生産責任を負うものと
し、主務官廳は各企業から生産実績及び出荷実績の
定期的な報告を徴するとともに割当證明書の確実な
還流を図つて常に正確な実績を把握し、又効果的な
監査制度を実施して各企業の生産責任の達成の有無
を監査する。企業側の責に帰すべき事由により生産

責任を達成し得なかつた場合は次期における割当を削減し、計画以上の生産又は出荷に対しては報償額に次期における資材割当において優遇する等の措置を講ずる。

(四) 各企業の生産責任の遂行に際し品質の低下を防止し又優良品については更にその品質の向上を図るため所要の業種については製品の最低規格を定め、国営検査機関による品質検査或は需要者のクレーム制度による品質批評を行ひ不良品については販売禁止価格引下、次期資材割当の停止又は削減或は懲罰的な公表等の措置を講ずるとともに優良品については資材割当等の面において報償的に優遇の措置を講ずる。

(七) 重要な基礎産業であつて大規模な生産施設を必要とし、現在は施設が過剰であつても我が国産業の将来の発展のために一定の規模は是非とも保全しておかなければならない特定の産業、即ち普通鋼、重要鉱山、ソトダ及び硫酸（転換工場）等については、右の一般産業の原則に従ふことは勿論であるが、特に国産の負担において一定規模の維持保全を図ることとする。即ち関係官吏、学識経験者、経営者及び労働者代表を以て組織する業種別「合理化委員会（仮称）」を設け、長期的（最低三年程度）の見透しをたてて維持保全すべき規模を定め、現在は過剰で遊休しているが我が国

産業の将来の発展のため保全を要する施設については
個々の約にこれを選定し、産業復興公団に買上げ又は補
助金を交付して企業に保有せしめることとする。尚右
により保全する遊休施設の保全に必要な最少限度の勞
務者及び将来設備の稼働が開始する場合に必要な最少
限度の技能者は国庫から補助金を交付して当該企業に
維持せしめる。
右の措置は法律を以てこれを定めることとし、国会の
審議を経る。

裏面白紙

炭石特別運轉資金融資要綱

二二一〇三
關 業 決 定

現在の物価並かに資金水準は高くまづ之を堅持することを要する我國經濟の突勢の下に於いて石炭生産の増加を図るためには、炭価の引上げは当面之を行はざりて、専ら炭石經營の徹底的改善、生産効率の飛躍的向上によりねばならぬ。従つて今後炭石に対する融資は右の根本方針に即し炭石經營の合理化及び之による生産増加に必要資金を確保することとに重点を置き各個別に合理化の具体策、生産増加計画等を審査し、左記により之を行ふものとする。

記

- 一、融資申込をなし得る炭石は資金の著しく逼迫せるもの下、左の條件の何れかを充てんするものに限る
- イ、本年度第二四半期の生産効率が前年同期に比し一割以上向上せること

17

- ロ、石炭非常増産対策に協同する三作業方式の創出か又は二州に準する作業方式を實行し生産効率の向上ににつき明確なる団体協約の成立せること
- ハ、上期において三千万トン以上生産割当を完遂せること
- ニ、融資の申込に当つては、經營の合理化及融資の返済に關する具体策を石炭廳に提出せしめる
- 三、融資申込の可否の審査をなすため委員会を置く
- 四、本要綱により運轉資金の貸付を受けたる炭石に対しては、その資金の適正を期する爲、石炭廳、商工局、大藏省、財務局、及び復興金融庫において書面又は実地にかき特に嚴重な經理監査を行ふ
- 五、炭石に対する緊急運轉資金の融資は本要綱に従い嚴格に行ふものとし、融資を受けるにせざるを得ないが、經營不能に陥る炭石を生ずることあるも止むを得ないものとする

2-6
118

炭礦特別融資審査委員会の構成

一、会長

内閣総理大臣

二、副会長

経済安定本部総務長官

大蔵大臣

商工大臣

三、委員

石炭局長官

物産院次官

日銀総裁

復興金融金庫理事官

四、幹事

消費者代表(石川一郎)

経済安定本部協力局長

財政金融局長

労働局長

大蔵省銀行局長

理財局長

商工省総務局長

石炭院生産局長

物産院第三部長

日銀資金調整局長

復興金融會庫 総務部長

融資部長

審査部長

監査部長

炭鉱特別運搬資金融資審査委員会規程

- 一 炭鉱特別運搬資金融資審査委員会は内閣総理大臣の監督に属し、炭鉱特別運搬資金融資要綱により運搬資金の融資申込の可否を審議する。
- 二 委員会は、会長一人、副会長三人、委員五人を以てこれを組織すること。
- 三 会長は、内閣総理大臣を以て、副会長は商工大臣、経済安定本部総務長官及び大藏大臣を以てこれにあり。
- 四 委員は内閣総理大臣の指名により関係各廳の一級の官吏及び学識経験あるものの中から内閣でこれを命ずる。
- 五 会長は、会務を統理する。
- 六 会長に事故があるときは、内閣総理大臣の指名する副会長がその職務を代理する。
- 七 委員会に幹事を置く。内閣総理大臣の指名により関係各廳一級官又は日銀、債金の職員の中より内閣でこれを命ずる。

幹事は、会長の命を受けて庶務を整理する。

六 関係各廳官吏、日本銀行、及び貸付金庫職員は、臨時委員会に出席して意見を述べることが出来る。

七 委員会は事務局を置き、融資に関する資料を調整する。

昭和二十二年度才三四半期産業資金計画

閣議決定案に対する説明要旨

(二六一〇三) 経済安定本部

一 前置

資金計画は産業資金許りでなく財政資金についても之を
策定致し、総合資金計画として茲に提出すべき処である
が、財政資金については一般会計の追加予算案の大纲が内
定したのみで、特別会計の追加予算は目下編成中であり、
又一般会計についても時日の関係上今日未だ適切な計画
を策定し難い状況にあるので、現在事務当局に於いて綜
合資金需給関係は一体どうなるかと言ふ資金需給見込を
検討させて居るのであつて、今後の推移については一応

の見透はもつて居るが、計画として決定することは適当
でないと思はれる。

一 従つて才三四半期に於けると同様、産業資金計画だけ
を單獨に茲に提出致した次第である。

此の点について予め御諒解を御願ひの上、先ず本日の
議題である産業資金計画について御説明致し、次に只
今申し上げた総合資金需給見込を御参考迄に申し上げ
ることと致し度い。

二 産業資金計画

(一) 全貌

才三四半期の産業資金総額は四百二十五億円とし、
内復興金融金庫百四十億円、一般金融機関二百三

後接

十億円、直接投^入の他五十五億円とする。

(四) 三・四半期の産業資金は計画が三百五億円、推定実績が三百二十億円であつて、之に比較すると今期計画は相当の増加になるが、従来産業資金計画中に織込まなかつた経済事業兼営金融機関へ農業会等への兼営事業資金を今期より考慮することとし、その他中に約四十億円が見込まれてゐる関係もあり、実際には前期の実績に比し約二十%程度の増加である。この増加の原因は価格改訂が予定よりも相当遅れて行はれたこと、従つて価格改訂の影響による所要資金の増加が今期に持越されたこと及び年末金融の關係で季節的に膨張する事情

を考慮したことに起因してゐる。

(ハ) 全体的に、産業資金計画としては、至急再建上緊要な重要産業に対しては極力之が維持、拡張を図ると共に、不要不急産業資金は極力抑制し、インフレーションの進展を阻止する方針の下に、今期に於いても前期以来の此の方針を堅持し益々強化して所期の効果を挙げて行き度いと考へてゐる。現状に於いては資金を投ずればそれだけ生産が増加すると云ふ確率單純な關係は必ずしも成立しないのであつて、寧ろこれによつて物価騰貴を招来し、改訂価格の堅持を困難にする事情もあるので、金融は尚引締め政策を採らざるを得ないと思へる。

このためには全産業に亘り、特に重要産業、輸出産業について企業の内容を健全にして行く必要は遍りである。この点については各社の内協力を仰願ひ致す次第である。

(二) 復興金融庫

(1) 復興金融庫については、従来同金融庫による資金供給額が一般金融機関の資金供給額と概ね同程度であり、所謂復金依存の傾向が強く、而も復金債の大部分が日銀引受となり通貨増発の一因を成したのに鑑み、今期に於いては復金融資を極力圧縮すると共に、市中蓄積資金の利用を図る爲、復金の保証制度を極力活用することとして、復金の

直接融資額を前期計画と同額に抑制し、之によつて復金融資対一般融資の比率を一對一七に近引下げたのである。

(2) 従つて復金融資並びに復金保証は特に重要産業を中心として配分したが、之等の査定に當つては流通秩序の強化と相俟つて政府の資材割当量を特に重視し、物資需給計画の実施に支障を来さむに、例に努めたのであつて、所期の生産に支障を来さむことのない操縦處すると共に、金融面よりも流通秩序の確立に寄与し得る様に策定した。

(三) 一般金融機関

次に一般金融機関について見ると、復金保証融資

地方公共団体に対する融資、^三及兼営事業資金を
含めて資金供給の純増は二百廿十億円であるが、
之に対する資金蓄積は一般自由予金増加五百五十
億円を目標とし従来より一般貯蓄の増進を図る
こととして、^四亦一封鎖予金の減少その他を考慮し
て一般金融機関の純資金を四百三十億円程度増加
せしめ得るべく考えられる。そのすると融資率別の
適用によつて、約百七十億円程度が総金融機関の
自主的融資額と見る見込で、残余は財政資金の所
要額とも勘案して緊要産業への融資と国債、地方
債、復興金融債の消化その他に振向けられるこ
とになる。大體の方針としては金融機関の充分な

協力を要請してこのうち百二十億円程度を財政資
金に充当し、日銀背負込の傾向を可及的に排除す
る様に致し度い。

(四) 尚之に関連して前期以降の金融情勢について一言
すると、金融機関の融資が集中排除、国債税関懸
念等の肉係より相当に引締められて、融資率別の
枠が多額に持越され、生産に支障を来した場合が
少くなかつた様にも伝えられてゐるのであるが、
公団資金が専ら復金によつて賄われる様になつたこ
と、価格改訂により赤字融資の必要が原則的に消
滅したこと等に依り一般金融機関の融資対象その
ものが従来に比較して相当変化してゐるのであつ

て、前項懸念に對しては過般実施した承認付融資
制度の活用により解消し、結局前期中の融資計画
百五十億円に對し只今迄調査中の処百五十二億円
の融資が行はれて居り、是れを金融が不当に受
容したとは云へないのであつて、融資率則の枠が
余されたのは計画に比して予金の返しが非常に好
成績であつたことにも依るのであり、之に依つて
生産に支障を来したとは云ひ得ないと思ふ。
唯集中排除に依る不安が全くないとは云ひ得ない
が、此の裏は今后更に善処し、万一には生産を
阻害することのない様に致し度い所存である。
尚此の裏については、一般金融機関の融資対象で

ある企業の内容を健全化して金融の円滑化を圖つ
て行くことが特に今后に残された大きな問題であ
ることを仰留意願い度いと思ふ。

三 総合資金帯給見込

(一) 次に総合資金帯給の見込であるが、之は前述の様に財政資金の方へ追加予算の關係より適切を四半期別收支計画を策定し得る段階に至らざれば、一應の見透しにとまらざるを得ないのであるが、只今の産業資金を実行に移した場合如何なることになるかについて概ね以下の様に考へてゐる。

(二) 即ち産業資金は四百二十五億円であるが、金融機關の資金増加額は先程申し上げた様に貯蓄目標も引上げ資金吸収に一層努力するとして、約四百三十億円程度の見込であり、之に直接投資の十五億円を加えて総資金供給額は四百四十五億円であるから、之

を全部産業資金に廻すと假定すれば、約二十億円程度の余力が残されるに過ぎない。

(三) 之に対して財政資金は第三四半期中租税の増収に概算の努力を加へ二百五十億円程度の収入を確保すれば、之に専売収入等を含めて一般会計と於いて約百億円程度の収入不足となる見込で、特別会計は公債管理会計、貿易資金会計、鉄道会計、通信会計等で相当多額の見込まれ全体に於いて二百三十億円程度は支辨超過となる見込で、合計して三百三十億円の資金が必要となる。又地方財政は御承知の様に相当逼迫してゐる状況で、少くとも三十億円程度の資金は必要である。従つて租税の増収が相当進捗する

ものと前提して財政資金の需要は三百五十五億円程度
度の巨額に達する訳である。

(四) 處で資金の余力は約二十億円程度の見込であるから
差引三百三十五億円が不足し、金融機関の手許
準備金等を考慮すると約三百五十億円程度の通貨増
発が行はれ、年末の日銀券発行高千九百二十億円程
度に達することになる。そこで實際の金融的経過と
しては国債、地方債等の若干の消化が出来ても、現金
債等の大部分は従来の様、日銀引当に依存せざるを得
得なくなるであらう。

(五) 此の見込に於いて問題となるのは租税収入の点で
あるが、今回の追加予算案を基礎とすると既定予算
を合して千三百三十億円が徴収されることにより、
上半期に於ける実績から見て下半期に徴収されたもの
が千百億円程度になるのである。現状を放任すれば
は今期中の収入は約二百億円程度の見込であるから
更に財政資金の需要に五十億円が附加され、通貨増
発は四百億円に達する。

(六) 言ふ迄もなく通貨の増発は、之に見合ふべき生産
の増加がなければ、闇物價を騰貴させ、流通秩序の確
立を阻害して、家計費、賃銀を圧迫し、新物價体系
の維持を困難にすることになり、経済秩序を一層
混乱させることになるのであつて、此の際之を適正
に抑制することは、是非其望ましいのであるが、日銀

券の増加額は本年度第一、四半期二百六億円、第二、四半期二百一億円であつて、特に第二、四半期中は好成績で経済が若干安定しかけてゐることを端的に示して居るのであるが、今后年末の關係で或る程度之以上になるのは止むを得ないとしても、少くとも月平均百億円、即ち三百億円以内に食止り度いと考ふる。昨年度の同期中は二百九十億円であつて、年末に於てインフレーションの進展が相当急速度になつたことを起想すべきであらう。若し本四半期に三百億円以内にとどめることが出来れば、昨年に比し今年は物價が昂つてゐるから先ず年末の豫念にはならないと考ふる。

(七) さて通貨増発をこの程度にする爲には第一に特に財政資金の收支を均衡させることが必要で、租税徴収の強化、殊に滞納税金の徴収により少くとも一般會計の收支赤字を五十億円以下に引下げること、是非とも必要である。これに於ては税務職員、志氣昂揚を囿る等徴税機能的發揮を促進せられ度い。特別會計についても可及的に資金の効率的運用、経営合理化を囿るよう、各社の御努力を煩は度い。第二に産業資金について、計画は一應の最善限度を示すもので、繰返して申し上げた様に企業経営の健全化を早急に実現することとしたい。最後に貯蓄増強であるが、第二、四半期中の成績は極めて良好であつて、此

の際政府挙げて努を傾注し、炭米代金の還流等に格別
の配慮を加へ、五百五十億円の計画額以上の成績
を挙げるように努めねばならぬと考ふる。

以上の様は事態は決して樂觀出来ぬ状況にある
のであつて、経済安定の爲には、差し当つて直ちに
実現すべきこと少なく、特に只今申述べた諸点
については各位の格別の御配慮を切望する次第であ
る。

裏面白紙

昭和22年度中3.4半期綜合資金需給見込(22.10.29) (単位:億円)

	3/4見込	1/4計見込	1/4実績	3/4計見込	3/4実績見込
	()内見込	()内見込	()内見込	()内見込	()内見込
(I) 資金供給					
(1) 一般自由預金	550	300	282	330	446
(2) 中央封鎖預金	△ 120	(△ 130)	△ 92	△ 100	△ 134
(1) + (2)	430	(170)	90	230	312
(3) 直接投資	15	(計上せず)	7	15	15
合計 (1) + (2) + (3)	445	(170)	97	245	327
(II) 資金需要					
(1) 財政資金	355	(125)	68	(186)	228
(A) 国庫財政	330	(115)	66	(186)	227
(一) 一般会計	97	(171)		(5)	
(二) 特別会計	233	(44)		(161)	
(B) 地方財政(地方債のみ)	25	(10)	2	(20)	1
(2) 産業資金	425	240	240	305	330
A 一般金融機関融資	230	150	147	150	152
(融) 資金増	235	150	147	190	173
(前) 債権回収(△)	△ 5	0	0	△ 40	△ 21
B 債権金融在庫	140	90	75	140	153
(一) 一般産業資金融資	82		76	105	94
(外) 保証融資	(外 33)	68	(外 0)	(外 20)	(外 7)
(同) 保証回収(△)	△ 17		△ 4	△ 41	△ 13
(公) 国債金融	25	22	3	26	72
(清算) 貸付(△)	40	(計上せず)	11	(計上せず)	0
(直) 直接投資	15	(計上せず)	7	15	15
合計 (1) + (2)	780	(365)	308	(外 91)	558
(III) 資金不足	335	(195)	211	(240)	231
(IV) 直接債増収	(外 20)	(195)	206	(246)	201
(V) 日銀券期満発行意	1920	1	1360		1564

備考

1. 地方財政資金中金融機関借入金によるものは産業資金に計上す
 2. 資金差は1/4実績58% 3/4実績66% 3/4見込62%である
 3. 3/4見込は中央資金不足50億円は金融機関手許現金増加である。

(10)

裏面白紙

21.22-⑧
2-11-16

昭和二十二年度第三四半期産業資金計画に関する件

(昭和二十二年三月)

- 一 昭和二十二年度第三四半期産業資金総額を四百億五
億円とし、内復興金融金庫百四十億円、一般金融機関
百十億円、直接投資その他五億五千万円とする。
- 二 復興金融金庫については
 - (a) 復興金融金庫の融資総額を百九億円とし、内一般
産業資金百五億円、公団所管資金七億五千万円とする。
 - (b) 右の一般産業資金については、極力市中銀行の方式
によるものとし、必要に應じ復興金融金庫保証の制度
を採用する。
 - (c) 右の復興金融金庫保証額を大体毎半億円程度とし

既融資回収額其他を考慮して復興金融金庫の資金調達
額は百四十億円程度とする。

- 三 一般金融機関については
 - (a) 一般金融機関の融資総増加額を二百十億円とする。
此の中には前記復興金融金庫保証融資及地方公共団体
に對する融資を含むものとする。
 - (b) 一般金融機関の資金増加は、一般自由預金増加を五
百十億円と見込み、第一封鎖預金の減少を百十億
円とし、差引総額四百十億円程度とする。
 - (c) 右の四百十億円の中百七億円程度は金融機関の
自主的融資に充ち、残余は大部分を国債、地方債、復
活資金の財政資金に、一部を緊要な産業資金其他に運用
するものとする。

22
10.31
2-7

参考表 日二

昭和二十三年年度第四半期復興金融會庫融資見込 (單位百萬元)

種別	金額	種別	金額	種別	金額
一 一般産業	433.0	交通業	630.0	船舶	605.0
紙業	400.0	其他	0.0	小計	653.0
織造工業	400.0	小計	1145.0	三 融資合計	1823.0
金屬工業	400.0	公団	1136.0	四 既融資回収見込	170.0
機械器具工業	680.0	石油	685.0	五 保証融資	300.0
炭業	80.0	肥料	981.0	六 差引	1400.0
化学工業	145.0	産業復興	981.0	(資金調整額)	
電気業	159.0	肥料	1045.0		
農林水産業	1080.0	価格調整	940.0		

備考

一 本表は一般の基準を示すものであるが、実施上極力節約を期するものと、必要の場合には科目間の融通を爲すことあるものとす。

二 本表の各業種別金額は既融資回収額を控除したものである。

三 中々企業に付する融資は各業種及び其他に内訳於て合計約四億円を見込んである。

四 其他には予期せざる事情に基く資金の需要に付して留保するものとす。

昭和二十二年度第三四半期（戦後金融機関融資見込）（単位：百万円）

種別	金額	種別	金額	種別	金額
一統制金融機関	—	電気業	六七〇	貸付	五〇〇
鉱業	一二〇	百貨業	一一〇	貸付	三三〇
繊維工業	四六〇	土産業	九〇〇	小計	二〇,〇〇〇
金属工業	一七一〇	農林水産業	二六四〇	一統制金融機関	三,〇〇〇
窯業	一五二〇	交通業	一一四〇	合計	二五,〇〇〇
化学工業	一〇八〇	販民住宅	一五〇		
		商業	七〇〇		

備考

一 本表の金額は融資純増額である。

- 二 統制金融機関とは、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及商工組合中央金庫をいう。
- 三 統制金融機関の「其他」中は地方公共団体融資を含む。
- 四 中小企業に対する融資は各業種及び「其他」中に見込入る。

21.22-8
2-12-11 60

緊急産業金融問題

生産局

現在生産業者はつきこの諸点につき金融上の難関に直面し
このまゝに放置すれば重大な問題となるおそれ濃厚とな
つたので、至急その所置につき根本方針を確立する要が
あると認めらる。

一 停電による操業度低下

本年冬期を通じて操業度の操業度低下は必至であるが、
この川がために生ずる企業の経営面に対する圧迫を何らか
の方法で救済する必要がある

二 流通機構変革に伴う金融不円滑

ゴム産業に於ける如く従来経済団体が一守買取制を行

裏面白紙

裏面白紙

つて未だ産業は、経済団体の解散に伴い、通常取引関係に改められるので、生産者は製品の現金化が不円滑になり、その為の製品を闇市場に流さざるを得ない窮地に陥る危険に迫られて居る。

三、新公定價格設定以前に生じた負債

今回の新公定價格が決定されるまで企業は一般に赤字を蒙り続けて来たため、現在依然としてこの期間に生じた巨額の赤字を背負ったまま操業しつつある。この負債は一部は、公定價格で処理されるであろうが、新公定の負債する部分も少なくないと考えられる。しかるに、この負債は、公定價格を厳守して真面目に経営して来た企業ほど多量に上つて居る性質のものであつて、政府はこれに対

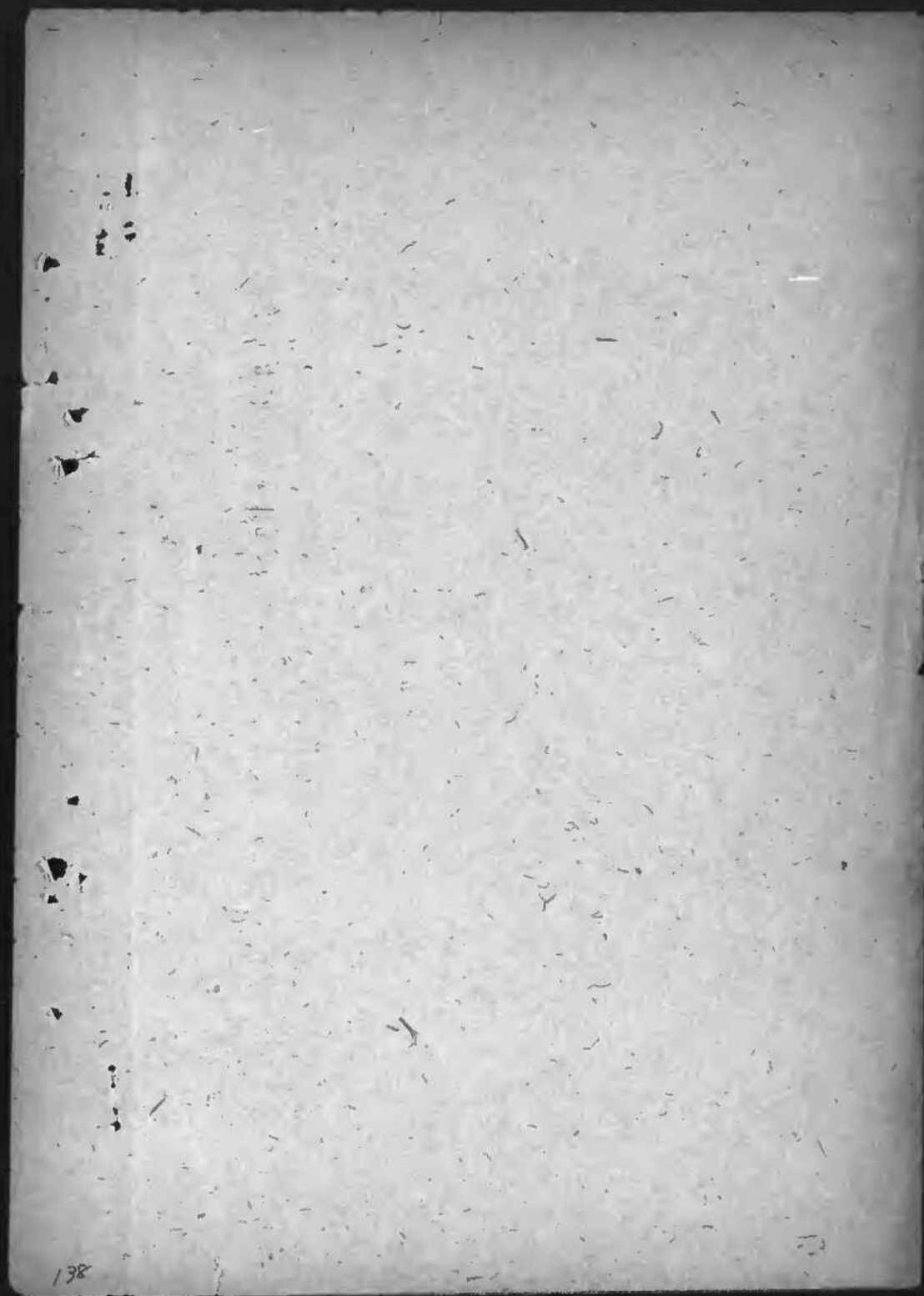
裏面白紙

し尚一層の面倒を見てやらねばならぬ。高利得者と対比し余りに不均衡であつて、生産意欲を害すること甚しい。

四 政府支拂の遲延

政府の代金支拂が一般に手前取るのは、永年の慣例であるが、現状はそれが特に目立つて来た。重要産業の金融を著しく圧迫して居る。殊に進駐軍関係の支拂停滞は重大問題化せんとして居る。政府としては至急これを改善する必要がある。

以上



裏面白紙

21.22-②
2-21-12

融 資 限 度

(昭三三 一六 二〇)
経済安定本部

- 一、融資限度の算定基準である増加資金量は当月の預金の平均増加額をとるのが正当であるが、地方銀行その他の小規模の金融機関に於ては現在の処平均増加額を算出していいものが多い。
- 二、大銀行について調査した処によると別表のように預金の平均増加額と毎月二十日を基準とする預金の増加額とは事実上大差がない。
- 三、従つて、融資限度の算定基準である増加資金量は金融機関の手続の簡單さと尊重して次の方法で計算すること、したい。
- イ、各月の預金の増加高は二十日の残高を基準とし前月二十日の残高と対比して算出する。
- ロ、融資の増加高は現在通り各月末の残高により計算する。

2-6
139

裏面白紙

裏面白紙

ハ、十一月中に於て適用する融資限度は増加資金の五〇％とするが、十二月中の限度は若干引上げる。

ニ、第二四半期からの枠の余裕及び枠外承認融資の繰越は十月末を以て打切る。

分後は枠内は余裕がある限り枠外融資の承認は原則として与えない。それでもなお、枠に余裕が残ったときは各四半期末に於てこれを打切る。

(別表)

預金異動狀況

(單位 百万円)

銀行名	新設定預金	前月比増減	前月比増減		自昭和9年9月	増加額
			月	月		
三友	月末残高	10,830	559	1,055	740	2,564
	二十日残高	10,419	581	787	715	1,923
	平均残高	10,318	467	500	721	1,894
安田	"	14,248	147	1,260	1,153	2,590
	"	13,760	386	874	716	1,976
	"	13,543	564	726	780	2,070
市商	"	12,029	403	1,555	1,500	3,458
	"	11,555	50	712	1,535	2,597
	"	11,466	126	926	1,259	2,311
三和	"	10,188	249	769	1,304	2,352
	"	9,428	452	652	1,308	2,412
	"	9,403	345	552	1,092	1,989

野村	"	3,204	58	276	595	927
	"	2,921	151	245	332	728
	"	2,927	180	157	362	679
法政	"	8,734	1,559	192	2,077	2,444
	"	8,255	511	981	624	1,915
	"	8,066	427	433	115	975
東京	"	2,461	599	383	503	1,285
	"	6,357	415	360	706	1,489
	"	5,876	455	473	395	1,323

昭和二十二年下期度設備資金の才三、四半期分融資
 限度額設定に関する了解事項

(二二、一一、二六)

経本 財、産

打合日時 昭和二十二年十一月二十六日 午前二時—五時
 場所 復興金融會館議室
 参加者 安本、大蔵省、石炭廳、復興院、日銀、資金各担当

一 下期度住居金の才二、四半期分融資限度額についてはその要求額が龐大なるにも不
 拘その輸送計画並にそれに基づく輸送見込が不明の爲当初の産業資金計画に組込せず其
 後の輸送状況並に工事可能見込を充分検討の上明確に立つた場合は別途に枠を設定す
 ることに關係各省の了解を得て居たが今回其後の資料を各々持ち寄り不取敢本年末迄
 に四八三〇〇(総額の一八%)の枠を追加設定することと決定した。

尚十二月中旬に至り十一月の工事進捗状況、輸送計画の確実性につき検討を加へ必要
 ありは追加資金の繰りに設定することを考慮せざる。
 策定に當つては特に九州地区に対する木材緊急輸送計画(附表才二)に基き入手状況
 、工事進捗状況及過去の融資実績よりみたる資金繰り状況(可れも附表才一及才三参照)
 を勘案の上決定した。

尚四八三〇〇千円の内訳を示せば凡そ次の通りである。

木材費	687,202.4	X	30%	=	206,000.72
其他建設費	687,202.4	X	20%	=	137,000.00
工事費	1,099,525	X	10%	=	110,000.00
繰越費	1,424,417	X	15%	=	300,000.00
税金	824,644	X	0%	=	0
計	2,748,810	X	18%	=	483,000.00

二 下期所需工事費の才三、四半期分融資限度額を二〇三〇〇〇千円（総額の二〇%）とする。

総額の内訳を示せば次の通りである。

	総 額
用地買収費	14,330
敷地造成費	250,677
附帯工事費	288,261
前期調整費	124,219
計	677,487 (100%)

参考途に用地買収費及敷地造成費のみを合計すれば二六五百万円（約40%）である。

三 以上で当初才三、四半期産業資金計中炭作関係として十九億円を組むてみだが右

の結果二二一百万円の枠の追加を要することとなる。

才二四半期分炭作資金第二回融資額 九五〇千円

第三回融資額 四七五

下期分炭作資金第一回融資額 四八三

附帯工事資金第一回融資額 二〇三

才一四半期炭作資金追加分 一一一

計 一九〇〇

枠 二一一

追加枠 一一

(附表一)

下期発生計画の才三、四半期融資限度額策定資料

経営本 財 産

	九州地区木材入手実績並見込量		全国工事進捗率実績並見込		融資額実績並見込(除附帯工率費)	
	才二四半期計画分	下期計画分	才二四半期計画分	下期計画分	才二四半期計画分	下期計画分
9 月	50 45 (15%)		11 %		476,000 (20%)	
10 月	50 (15%)		19		950,000 (40%)	
11 月	110 (35%)		23			
12 月	110 (35%)	118 45 (15%)	27	10 %	475,759 (20%)	483,000 (18%)
1 月		228 (30%)	20	15	463,790 (20%)	?
2 月		228 (30%)		30		?
3 月		192 (25%)		45		?
計	320 (100%)	760 (100%)	100	100	2,365,549 (100%)	2,748,810 (100%)

(註) 1 10月造は実績数字である

2 才二、四半期計画分に於ける9月の融資実績476,000円は才二、四半期産業資金計画は組込済である

(附表二)

九州緊急輸送計画

戦災復興院

	緊急輸送量	才四半割品分	下期計画分	貨車輸送分 (%)	製材 60% 薪炭材 40%	前止 15%	主材 算 製材 薪炭材	計
1 1 月	23,700 疋	128,000 石		102,400	{ 61,400 疋 41,000	{ 39,900 疋 41,000	{ 10,000 13,700	23,700 (14%)
1 2 月	43,000		228,000 (30%)	182,400	{ 107,400 75,000	{ 71,100 75,000	{ 17,800 24,300	42,100 (25%)
1 月	43,000		228,000 (30%)	182,400				43,100 (26%)
2 月	43,000		228,000 (30%)	182,400				42,100 (26%)
3 月	14,000		75,000 (10%)	60,800	{ 36,500 24,300	{ 23,700 24,300	{ 5,900 8,100	14,000 (8%)
計	166,700		760,000					164,000 (100%)

裏面白紙

京飯住宅建設計画と實際比較表

職農院異院調

期別	類別	總數	昭22												昭23						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
工	計画	40044	15	50	20	8	4	3													
	實際		10	15	64	8	2	1(概)													
事	計画	139471																			
	實際																				
木	計画	224321																			
	實際																				
主	計画	242653																			
	實際																				
資	計画	212120																			
	實際																				
金	計画	628698																			
	實際																				
費	計画	996200																			
	實際																				
計	計画	996200																			
	實際																				
金	計画	2721																			
	實際																				
計	計画	3463																			
	實際																				
計		7502																			
計		7502																			

北 54,028 石
東 38,325
西 22,572
凡 20,752
北 5,487 石
東 9,541 石
西 4,204 石
凡 20,892 石

北 100,000 石
東 25,500 石
西 67,000 石
凡 27,000 石

註 1. 計画評数は新築100% 改築50% 修理5%の計
2. 総数は實數
3. 月別は%

裏面白紙

農業団体系統における資金融通準則要綱案

（経本裁定案）
昭二二一八

一 目的

現下の金融状況に鑑み、農業団体系統における不要不急資金の使用を規制するとともに、農業地域よりの吸収預金を以て、緊要資金の確保を図ることとを目的とする

二 方針

- (一) 本準則は、都道府県農業会、市町村農業会、及び産業組合（産業組合法第一條第一項第一号に掲げる事項を目的とするもので、そのみを目的とするものを除く）に適用するものとし、農業協同組合法施行後は、同組合に對しても適用するものとする。
- (二) 本指置は、昭和二十二年四月四半期以後法規による規則の方法によつて実施するものとする。まづ該期は、指導期間とする。
- (三) 右法令的規制は、経済安定本部総務長官、大蔵大臣、農林大臣、日

13

27

147

本銀行総裁、農林中央金庫理事長を以て構成する委員会（五人委員会）により、第四半期ごとの決定するものとするが、実行上、代理省を以てこれに代える等硬の措置をとりうるものとする

四 本指置は、金融緊急措置令に基くものとするが、その実施並に運用に於いては、大蔵大臣は農林大臣と協議するものとし、右に同じし必要あるときは、金融緊急措置令、同施行規則改正の方法によらず、経済安定本部訓令により調整するものとする

四 本指置は、昭和三十二年第四号農林大蔵両次官通牒に基く農業団体系統における貸付金調整要領は、所要の改正を加え、以上存置せしめる

三 要 領

(一) 都道府縣農業會、市町村農業及び産業組合（産業組合法第一條第一項第一号に掲げる事項を目的とするもので、そののみを目的とするものを除く）の四半期中の融資残高（内部融資を含む）の増加は、該団

体の貯蓄目標額及世帯、季節等に基く特殊性を勘案して決定される金額（指定増加額）を限度とする

(二) 指定増加額は、毎四半期ごとの大蔵大臣が、五人委員会の議を経て決定するが、農業団体においては、左の(1)又は(2)の金額のうち何れが多額の方を選択することができるものとする

(1) 〇〇〇〇千円

(2) 当該四半期における貯蓄増加実績に、割を乗じて得た金額

〔註〕(1)及(2)の算定は別紙要領による

(三) 左に掲げる資金の融通をする場合には右の限度の制限の適用は受けないものとする

(1) 金融機関（農業団体系統金融機関を含む）からの借入金（預金担保の借入金を除く）に相当する金額の融通

(2) 預金担保の貸出（スベレ都道府縣農業會の系統金融機関に対する貸出を除く）

- (3) 國債、地方債、及債券、金融債券の取得
- (4) 肥料購入、農機具購入等の資金その他の緊要な資金であつて、大蔵大臣が農林大臣と協議の上指定又は承認するもの
- (四) 地方における本指置の運用については財務局（又は同地方部）地方縣廳日本銀行支店（又は事務所）は協議して行うものとし、限度外融資の承認の事務は日本銀行において行うものとする

指定増加額算定要領

- 一 都道府縣農業会、市町村農業会の年向増加資金の合計額より財政資金を控除し、融資見込額を決定する。
- 二 右年向融資見込額を、前年実績を基礎として、左記により算出せられた年間融資残高増加額の合計額により、全都道府縣農業会及び全市町村農業会に按分する。
- (1) 右融資残高増加額は、貸出金増減及び内部融資増加額の合計額の合計額とするが、内部融資増加額は、貯金及び借入金が増加合計額より貸出金、預け金、有價證券、手持現金増加合計額を控除したものとす
- (2) 右内部融資増加額の中、必要内部融資増加額は、五割とする。
- (3) 肥料、農機具、報價物資等の購入資金その他緊要な資金であつて、主務大臣の指定したものは、融資残高の計算に算入しないものとする。
- 三 全都道府縣農業会及び市町村農業会に按分せられた右融資見込額を前

年実績を基礎とし、二期毎に分する

四 合郡道府縣農業者会、合市町村農業者会の当該四半期指定増加額は、当該農業者会所属農家戸数、前期末融資残高等を勘案し、右金額を按分して決定する

五 当該四半期の貯蓄増加実績に乘すべき割合は、右指定増加額と前年度当該四半期の貯蓄増加実績を基礎として算定せられた当該四半期における貯蓄増加見込額との割合とする

六 右算定要額は、産業組合に準用する

引揚者事業に付する融資方法

更生事業村協議会

各地の振還した引揚者の事業に付しては更生事業村協議会並に更生事業推進中会等官民の協力を中心として必要資料の繰返 資金の融通等
に關し指導援助を圖る。又、夫等が呼ばれた小規模事業等の融資に關しては
更に之を徹底強化する必要を認め、今回一定限度の金額の範囲内に於いては
復興金融會社より特別に融資することになり、たゞ冷後引揚者の事業に付
する融資は左の要項によることとする。

記

一 引揚者の事業に付する融資は概ね左の区分により取扱うものとする。

A 引揚者普通融資

融資金額五十万円を越ゆる事業であつて更生事業村協議会に於いて
審査の上適当と認められたものは、引揚者であるが故に担保 信
用等が不足するに於て融資を受けられないことのない様に、随時金融機関

は特別の考慮をする

Ⅱ 引揚者特別融資

融資金額五十万円以下の小規模事業で更生事業村策協議会に於いて、
適当と認められたものについては一定金額の限度内に於いて優先
融資することとし、その貸出条件は一政の場合とは別途の取扱いとす
ること。

引揚者の事業におつてはその実力が内地業者と同等の立場にあるもの
については一般と同様の取扱いとす。

二 取扱方法

(一) 引揚者普通融資

更生事業推進中央会本部に於いて調査の上更生事業村策協議会に提出
し審査の結果適当と認められたものはその旨副申書と中央会本部を經由し
て事業者に交付し金融機関に申込みしめる。

(二) 引揚者特別融資

差さし左の方法により取扱うものとする

(1) 各地方経済安定局は別紙様式による地方更生事業村策協議会を統
理する。

(2) 各地方更生事業村策協議会は当該地方経済安定局管下の地域にあ
る引揚者の事業につき四半期毎に融資希望事業計画書を取纏め、審
査の上意見を附してその期最初の日の末日までに更生事業村策協
議会に送付する。

右の取纏めに当つては地方更生事業村策協議会は関係行政機関の協
力を依つと共に管下引揚者各種団体等と連絡すること。

(3) 更生事業村策協議会に於いては右事業計画書と更生事業推進中央会
として審査せしめ、その結果に基づき適当と認められたものはその旨の副
申書を作成し、地方更生事業村策協議会經由事業者に交付すると共に
右事業に付する融資依頼状を金融機関に送付すること。

三 引揚者特別融資については地方更生事業村策協議会、民間団体等の機

債の整備せられたる後、各地方毎に事業の適否の審査決定別申請書の作成等本業務を担立てて運営する如くすること。

四 その他

- 1 引揚者特別融資は一応融資金額五十万円以内のものとするも具体的な事業内容により世すしも右金額によらざることを得るものとする。
- 2 引揚者事業に対し融資をなす場合に於いても極力自己資金の獲得を計らしめると共に融資が救済的性質を帯びないやう厳に注意する。
- 3 臨時資金調整法上の手続を簡略化する方途を講じ迅速な融資の実現を図るものとする。
- 4 引揚者に対し本件融資の趣旨並びに手続を周知徹底せしめ、金融機関、更生事業推進中央会等として適切なる宣伝啓蒙を行はしめる。
- 5 本法実施の究極を期する為、趣旨の徹底及び事業計画の審査等に關し関係引揚者団体を活用しうるが如く、更生事業推進中央会の機構を整備拡充すること。

経産号外

昭和二十二年十二月八日

各局次長 殿

生産局次長

電力制限に伴う赤字融資の件

標記の件につき十二月五日の幹部会に別紙の案を提出し御審議を願ったのであったが、その際の一般の御意見は左の通りであった。即ち

- (1) 本案の如き措置を請する必要があることはこれを承認する。
- (2) 本案一及び二については若干の字句を修正すれば、大体そのまゝ、(1)よりよし。
- (3) 本案三の算定方式については、技術的に更に検討のこと。
- (4) 本案四は、実際の所このような措置を請する必要があるかどうか、又その表現については政治的を問題であるので更に具体的に資金額を調査

し検討すること。

従って当局としては、右の諸案につき更に研究の上進く改めて幹部会に提出する予定であるが、各局におかれましても本件に關しては種々御意見があることと思われるから、至急その御意見をお聞かせ願いたい。

◎ 生産局担当者(連絡先)

石原次長

今井需給課長

需給課 大畑、林、渡美、各部員

電力制限に基く生産減少に伴う赤字融資について

昭二二一ニ五 生産局

一 昭和二十二年第四四半期においては、電力制限に起因する生産減少が著しいものと予想せられ、各種産業において操業度が著しく低下し或は相当期間の操業休止のこともなきに至る企業を生ずることとなるのでこれらの企業に対し、本期に限って復興金融金庫から必要最少限度の赤字融資を行うものとする。

二 右の赤字融資は特に電力制限の影響が顕著な左記の如き業種において重層的に考慮するものとするが、その他の業種についても一般に電力制限により現行の物價体系の基礎となつてゐる操業度を著しく下廻る企業については個別的な審査により赤字融資を行う途を開く。

- (1) 硫安 電解法工場
- (2) 石灰窒素及びカトバイト工場

(3) 有機合成（アセチレン系）工場

(4) ソーダ 電解法工場

(5) 鉄鋼 電変炉工場

(6) 軽金属 電解工場

三 上記特掲した業種については左の方式によつて赤字融資の枠を定める。
 $(\text{現行物價体系にかゝる単位当り生産原価}) \times (\text{電力制限のため現行物價体系の基礎とした生産原価に比し減産を予想される数量}) - (\text{電力制限のため節約される数量})$

（注）

四 本件融資は昭和二十三年第一四半期以降の豊水期における生産上昇によりこれを返済するが、これによりカバールを得ない部分については、價格改訂又は償還補助金の増加により返済を確保する措置を講ずる。

日本電氣株式会社に對する融資についての報告

(昭和二年十一月五日 財政會議局)

一、会社は十月一日より十一月十五日迄貸上要求の爲ストツイキを行つたがスト終了後の生産状況を観察するに、工員大多数がストツイキに對する感想は、今度のストは明らかなに一部差別分子に纏りられた結果であり、これら一部若し分子に自分等の生存権が握られて居たことは我々組合の大きき失敗であつて、今後はもつと堅固な人物を組合幹部に持ちたい。我々の債銀は我々の製品の顧客より得るものであることが痛切にわかつた。今後は増産一本を行くべしといふのである。尤も若し一部社員工員中には、今後の企業整備のストに備えて組合分裂を恐れてストを中心した。レといふものも居たが、生産状況を見るに喫煙せる者皆無道歩せるもの殆んど無く、眞険に生産に立向ひつゝ、あると感ぜられる。

二、スト終了後、会社より支拂つた給與は總計一三〇〇万円、家族持一四〇〇万円、扶養家族一人当二百円を支給した事であり、これは十一月十五日より、就業した半月分であり他は一切支拂つてないので工員も生活には相当困つて居るものと觀察される。

三、右の情況に鑑みて日本電氣を存続せしめる爲にはこの際速かに融資を行ふ必要があり、又融資を行つても、産業指導上差支加ないと考えられたので、差当り復興金融庫から二千万円を融資することに決定し、その手續完了まで住友銀行をして緊き資金を供給せしめた。

右の二千万円は同社の未拂金(下請関係)の一部を決済する爲のものであり、下請会社の領收書を徹し嚴重に監査して居る。これに次いで資材購入費を融資する必要があり、目下査定を加へて居る。

なお、操業開始資金の融資は会社側が申込を撤回した。

以上の依り、日本電氣に對する融資は資金計画の枠を著しく超過することとなるがこれは止むを得ないものと認められる。

四、会社の貸銀支拂は今回受結の三一〇〇万円、ス迄生産が向上する迄は

154
2.6

裏面白紙

旧賃銀を基礎とした標準給とする。然し乍ら目下の生活意欲は向上して
いるから、資金を適切に供給すれば、今年末又は来年一月中に右のパー
セントに到達するものと思はれる。
前記の賃銀支拂を行う旨及びこれに異議なき旨、経営者及び労働者から
誓約書を徴する意見もあつたが、その懸念を少しも列定しこれを徴せず。
もし会社が不信を行へば爾後の融資を抑制する方針を採つた。
五、同様の事情にある冲電気、日立製作に対しては本件と同じ態度を以て
指導している。

以
上

電力不足に基く特別融資実施要領案

三十八 盛不新政金融局産業金融課

一 融資対象

- 1. 電解法に依る硫酸製造業
- 2. 石灰窒素反力（ハルト）製造業
- 3. 電解法に依る曹達製造業
- 4. 電気炉に依る鉄鋼製造及圧延業

二 融資時期

昭和二十二年十二月以降昭和二十三年二月迄の間の電力不足に基く減産分に對し、昭和二十二年第四四半期中に融資を行ふ。

三 融資方法

本融資を行ふ為に委員会を設け日本銀行内に事務局を置き特別融資の申込を受理し、審査するものとし、右委員会が申込を受理した場合に極力資金融資を斡旋し、右の困難な場合には復興金融金庫で融資を行ふ。

委員会は左の委員により構成する

経済安定本部新設金融局長

経済安定本部生産局長

大蔵省銀行局長

商工省総務局長

日本銀行資金調整局長

領事金融基金融資部長

四 融資限度

本邦別融資の限度は左の算式に依り、企業の本操りを考慮の上決定する。

(一) 標準生産量 \times (A) \times (B) \times (C) \times (D)

標準生産量 (A) 標準生産量 \times (B) 標準生産量 \times (C) 標準生産量 \times (D)

A と B との差額を以て融資限度とする。

(註) 標準生産量とは現行物価体系算定の基礎となつた当該月の生産量を

言ふ。標準原価とは標準生産量を生産するに要する原価である。

(二) 右の限度内で左の基準によつて融資額を査定する。

(1) 会社の未拂金が一ヶ月分の生産費(人件費を除く)に満たない場合は、

は、右不尺分を融資限度より差引く。

(2) 兼営部門の収支は原則として除外する。但余裕ある場合は余裕分を

融資限度より差引く。

(3) 貸銀は現公債決定の基準になつたものに依る。

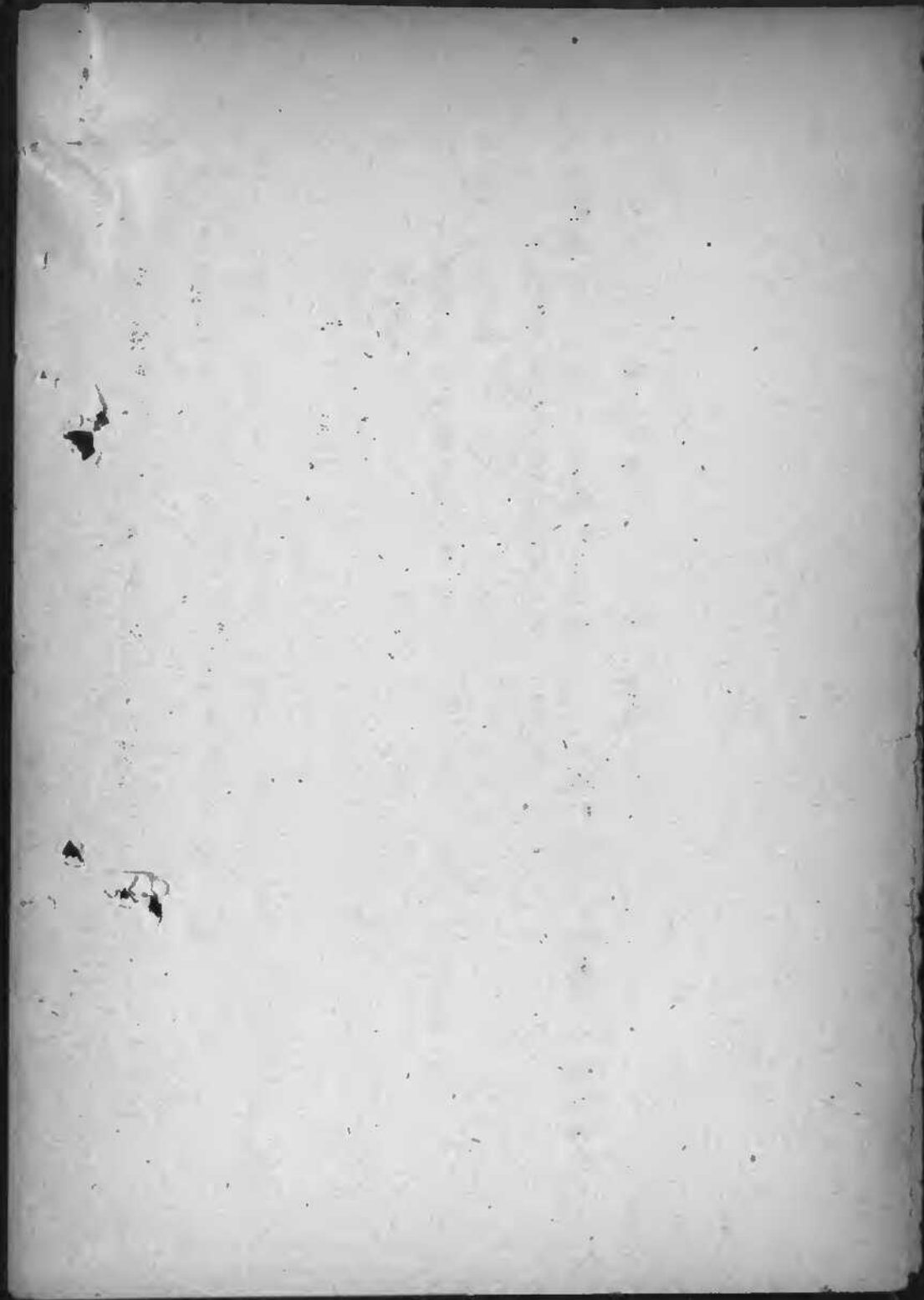
(4) 電力以外の原因に依る減産分は除外する。

(5) 原料、運賃、資材費等凡て(6)計算に依る。

五 融資に当つては、返済計画を提出せしめ昭和二十三年度中に必ず返済し

得るとの保証を得たものに限り融資を行ふ。

以上



昭和二十二年 月 日

殿

経済安定本部
財政金融局産業金融課

昭和二十二年度中二、四半期産業資金計画
策定資料作成に関する依頼の件

首題の件貴主管産業部門につき所要資金及資材調査表（別表ホ一）並に生産及生産能力調査表（別表ホ二）を左記要領により至急作成の上六月十五日迄に報告願ひたい。追つて右報告資料に基き六月十六日より約一週間の予定で各産業部門毎に主務官廳よりの説明会を開くから

20

67

併せて準備されたい

記

- 一 業別・細目別の産業区分は貸出優先順位表によるものとし、原則として分類甲種及乙種に属する産業中緊急已むを得ざるもののみを記載すること
- 二 「事業会社名」欄は主要会社に付可及的掲記すること
に努め、其他中小業者は便宜上一括して下欄に記載すること
- 三 産業資金所要額の算式は次の通りとする

(一) 設備資金

$$\text{設備の新設又は増設所要資金} + \text{設備の維持補修所要資金} - \text{設備又は土地処分金額}$$

(二) 運轉資金

$$\text{当四半期生産高} \times 4 - \text{前四半期末運轉資金} \\
\text{(予想運轉資金回転率)}$$

予想運轉資金回転率の算出は

(1) 利用し得る最近決算期の回転率に従ふこと

$$\text{最近決算期の運轉資金回転率} = \frac{\text{期初運轉資金} + \text{期末運轉資金}}{2}$$

(2) 最近決算期の回転率が過剰ストック又は過剰ストック又は過剰売却金其の他の事情により基準として不適当な場合、或は予想回転率が特殊な事情が表るとみられる場合には別に予想回転率を決定すること

(三)

赤字補填資金

本欄は可及的記入を避け、重点産業に限り事情止むを得ない場合のみ次式により検討すること

(前期中生産数量見込 - 前期中生産数量) ×

前期中生産数量見込
前期中生産数量

生産品が数種に亘るときは各生産品別に計算するを可とするも困難なときは次式により推計すること

(前期中生産数量見込 - 前期中生産数量) ×

前期中生産数量見込
前期中生産数量

(四)

労賃並に所要物資、資材の價格等は昭和二十二年六月一日現在の水準をとる

(別表才一)

業 別	
細目別	

所要資金及資材調査表

(單位 千円)

事業会社名 主要会社別	設備資金			運転資金			貯蓄資金		主 要 資 材 所 要 量																
	所要額	内債入額		所要額	内債入額		借入額	内債入額	普通鋼材				木 材				石 炭								
		起期係	管期係		新所要額	内債入高			起期係	管期係	新所要額	内債入高	起期係	管期係	新所要額	内債入高									
其他事業会社																									
合 計																									

裏面白紙

(別表才二)

業別	
細目別	

生産及生産能力調査表

(金額単位 百万円)

事業会社名 主要会社別	才1 四半期末 生産能力		才2 四半期末 生産能力達成目標		才1 四半期 生産実績(見込)		才2 四半期 生産見込		備考
	生産数量	生産額	生産数量	生産額	生産数量	生産額	生産数量	生産額	
其他事業会社									
合計									

(注) 1/ 生産能力ハ月間ニテ表示ノコト
 2 「才一四半期生産実績」欄ニハ四・五月ノ実績ニ六月ノ見込ヲ加ヘタルモノトスルコト
 3 備考欄ニハ生産局ノ原価ヲ記載ノコト

5024

臨時資金調整法 (昭和十二年九月十日 法律第八十六號)

昭和十四年四月二十二日法律第八十六號
昭和十五年三月三十日法律第七十號
昭和十六年三月三十一日法律第八號
昭和十七年二月十八日法律第九號
昭和十七年四月一日法律第八十四號
昭和十八年三月十一日法律第四十六號
昭和十八年四月一日法律第八十二號
昭和十九年二月十五日法律第十六號
昭和二十年二月十四日法律第八號

一 中 内

10/

第一條 本法ハ大東亞戰爭ニ關聯シ、物資及資金ノ需給ニ適合スル爲メ、國内資金ノ使
用ヲ調整スルヲ目的トス (昭一七、ニ法九改正)

第二條 銀行、信託會社、保險會社、農林中央金庫、商工聯合中央金庫、臨時金融會
社、道庁農林會及北海道庁農林會、信用組合聯合會 (以下金融機關ト總稱
ス) ハ本條ニ列スル設備、新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價

證券、債券、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトモ、ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府
ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者
(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス) 有價證券ノ募集、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サント
スルトキ亦同シ (昭一七、四法八四改正) (昭一八、三法四六改正)

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ募集、引受若ハ募集ノ
取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモ
ノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ
會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ依リ亦同シ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ (昭
一四ノ四法八六改正)

一 第二回以後ノ株式ノ募集ヲ爲カシメントスルトキ

二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズニテ社債ヲ募集セントスルトキ
 第四條ハニ 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル募集設備ノ新設、擴張ヲハ改良ヲ爲サントス
 ル者ハ之ヲ許政府ノ許可ヲ受ケルハシ但シ命令ノ定ムル者及ヒノ名實ノ一ニ該當スル
 資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(昭一四ノ四法ハ改正)

一 金融機關ヨリノ借入金

二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金

三 本法ニ依リ設テ又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社債第一回抽込金
 又ハ出資金

四 本法ニ依リ増込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社債ノ増込金又
 ハ社債收入金

第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條、第四條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關ス
 ル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム(昭一四ノ四法ハ改正)

前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ前條事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ノ從事

フル職員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ百圓圖ヲ限リ日本興業銀行法第十三條ノ規定ニ依リ圖紙ヲ超
 エテ債券ヲ發行スルトコトヲ得(昭和一四ノ四法ハ改正)(昭一六ノ三法ハ改正)

(昭一七ノ四法ハ改正)(昭二〇ノ二法ハ改正)

日本興業銀行ハ其ノ債券借換、高價券ヲ發行スル場合ニ於テ前項ノ制限ニ依リテ
 ルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ適用セズ

政府ハ日本興業銀行ノ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ元本ノ償還及利
 息ノ支拂ヲ保證スルトコトヲ得(昭一四ノ四法ハ改正)(昭一六ノ三法ハ改正)

(昭一七ノ四法ハ改正)

第七條 會社債ハ會社債特別會社法第四條ノ規定ニ依リノ外之ヲ興業債券ニ適用スル
 コトヲ得

第七條ノニ 商工組合中央金庫ハ五十萬圓ヲ限リ商工組合中央金庫法第三十條ノ規定ニ依リ前項ヲ超テ債権券ヲ發行スルコトヲ得(昭一七ノ四法八四改正)

商工組合中央金庫ハ其ノ債権券種類ノ債権券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

商工組合中央金庫法第三十三條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七條ノ三 日本勸業銀行法第三十一條ノ四但書ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ムル會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用三充ツル爲メ株金全額増込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ムル會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ發行スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ増込ミタル株金額ノ二倍ヲ超スルコトヲ得

最終ノ貸借対照表ニ依リ會社ニ現存スル數額ヲ拂込ミタル株金額ニ滿ラサルコトヲハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第二項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附託債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十條ノニ 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ上列其ノ他ノモノノ資料ハ其ノ他ノ金銀債權ニシテ命令ノ定ムルモノニ非ズルハレタル金銀ノ處分ニ關シ他處ナル命令ヲ爲シ又ハ當該金銀債權ニ付テ企業經營會社指置法第五條ニ規定スル方法其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ處分ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地莫ノ他ノモノノ買収ハ金
積蓄會社ノ他ノ政府ノ公債債券ニシテ命令ノ定ムルモノニ付企業整備資金積蓄法
第三條ノ規定ニ準ジ其ノ決着ヲ爲スコトヲ得

企業整備資金積蓄法第六條乃至第十六條及第二十條ノ規定ノ第一項ノ規定ニ依リ
同法第五條ニ規定スレ方法ニ依リテ高スル者及前項ノ規定ニ依リテ高スル者ニ附シ
之ヲ準用ス

第十條ノ三 政府ハ國庫貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所
ニ依リ銀行、信託會社、保險會社、市街地信用組合其ノ他命令ノ定ムル者ニ對シ方
法又ハ條件ヲ指定シ資金ノ取扱ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(附則一八ノ四
法八七改正)

第十條ノ四 政府ハ國庫貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所
ニ依リ命令ノ定ムル貯蓄者ニノミニテコトヲ得ル證券ヲ發行シ又ハ命令ノ定ムル者
ノ

ヲシテ發行セシムルコトヲ得

前項ニ規定スル證券ハ既記ノトモ賣出ノ方法ニ依リテ發行スルモノトス(附一八
ノ四法八七改正)

第十條ノ五 政府ハ國庫貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ貯蓄債票及數箇
債券ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル者ヲシテ抽籤ヲ以テ割当金ヲ取
スルコトヲ得ル債券其ノ他ノ證券ヲ發行セシムルコトヲ得

前條第二項、第九十六條乃至第九十八條、第九十九條第一項、第三百五條及第
三百十七條ノ規定ノ前項ニ規定スル債券が社債ナル場合ニハ之ヲ適用セ又第一項ニ
規定スル債券が社債ナル場合ニ於テハ前法第三百六條第二項ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ
以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第一項ニ規定スル證券ノ發行ニ依リテ收入金ハ命令ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ運用スベシ
前條第三項ノ規定ハ第一項ニ規定スル證券ニシテ準用ス(本條昭二八ノ四法八七改正)

第十條ノ六 通貨及証券規程法ハ第十條ノ四ノ前條第一項ニ規定スル証券法ニ準ジテ

七條ノ十三第二項ニ規定スル証券法ニ準ジテ準用ス

第十條ノ七 政府ハ國庫貯蓄ノ増強ヲ圖ルニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所

ニ依リ命令ノ定ムル所ニテ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得ル所ニ依リ命令ノ他命令

ノ定ムル所ニ依リ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條ノ八 第十條ノ三ハ第十條ノ五第一項若シテ前條ノ規定ニ準ジテ貯蓄ノ又ハ第十條ノ

四ノ貯蓄ノ爲メニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貯蓄ノ利子又ハ利益ニ附シテ租

稅ノ減免ヲ爲シ又ハ法人稅法ニ依リ所得ノ計算ニ關スル特別ノ設ケルコトヲ得

第十條ノ九 前條ノ金銭信託、生命保險其ノ他此等ニ準ズル貯蓄ニシテ命令ノ定ムル

所ノ貯蓄者ハ災害被病其ノ他ノ命令ノ定ムル事由ニ因リ資金ヲ使專スルトキハ命

令ノ定ムル所ニ依リ當該貯蓄ノ全部若ハ一部ニ付期限前ノ抽戻ヲ請求シ又ハ當該貯

蓄ニ關スル契約ヲ解除シ若ハ變更スルコトヲ得

前條ノ場合ニ於テ銀行、信託會社、保險會社其ノ他此等ニ準ズル者ニシテ命令ノ定

ムルモノ加前條ノ貯蓄者ニ抽戻シ又ハ給付スベキ金額其ノ他ノ條件ハ命令ヲ以テ之

ヲ定ム

政府ハ前二項ノ場合ニ於テハ前項ニ規定スル貯蓄取扱機關ニ對シテ命令ノ定ムル所ニ

依リ其ノ損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第十條ノ十 數人ノ者加銀行、信託會社其ノ他此等ニ準ズル者ニシテ命令ノ定ムル所

ノニ對シテ代表者ヲ定ム其ノ者名ニ於テ貯蓄ノ爲メニ於テハ代表者及該貯蓄者ハ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該貯蓄取扱機關ニ對シテ其ノ貯蓄ノ抽戻ヲ請求スルコトヲ

得

前項ノ貯蓄ニ關シテ各貯蓄者毎ノ利子又ハ利益ノ計算方法、代表者ニ對スル取扱其ノ

他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條ノ十一 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫證券ノ償

買取等國民、貯蓄、實踐ヲ阻害スルノ虞ナシト行爲ヲ制限スルハ禁止スルコトヲ得

第十條ノ十二 政府ハ資金ノ吸收ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル法人ヲシテ資金金ノ中ヨリ抽籤ヲ以テ購買者ニ當選者ヲ交付スルコトヲ得ル證票ヲ發賣セシムルコトヲ得

前項ニ規定スル證票ヲ發賣スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ賣得金ヨリ前項ノ當選者及命令ノ定ムル經營ヲ控察シタル機關ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スルハシ
第一項ニ規定スル證票ヲ發賣スル法人ハ法人税法、營業税法及臨時利得税法ニ依リ法人税、營業税及臨時利得税ヲ課セラルベシモノナルトキハ法人税法ニ依リ所得營業税法ニ依リ税金及臨時利得税法ニ依リ利益、計算ニ付テハ第一項ノ賣得金ハ當選者ノ總資金ヨリ、第一項ノ當選者並ニ前項ノ經營及納付金ハ當選者ノ總資金ヨリ之ヲ控除ス

第一項ノ當選者ノ債權ハ二年間之ヲ行ハハルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一項ニ規定スル證票ニ關シテ發賣スル法人ヨリ報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

第一項ニ規定スル證票ニ關シテ重要ナル事項ヲ調査察議スル爲メ資金吸收特別方策委員會ヲ置ク

資金吸收特別方策委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條ノ十三 國民貯蓄増強施策ノ圖者ナル運管ヲ圖ル爲メ都道府縣及市町村ニ國民貯蓄運管委員會ヲ置クコトヲ得

國民貯蓄運管委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シテ重要ナル事項ヲ調査察議スル爲メ臨時資金調整委員會ヲ置ク

臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 第二條、第四條、第四條ノ二、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ許可

又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案ニ當テハ之ノ一ニテハ臨時會同委員會ニ付テ之ヲ決定スルコトヲ得

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ貯蓄債券及救國債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券及救國債券ノ發行額ハ適シテ收入金五十億圓ヲ超過スルコトヲ得

貯蓄債券及救國債券ノ利息率トシテ券面金額ハ貯蓄債券ニ在リテハ三十圓以下トシ救國債券ニ在リテハ十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ之ヲ償還スルコトヲ得

貯蓄債券ニハ抽籤ヲ以テ賣出價額ノ三百倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ命令ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ附與シ其ノ他ノ證券ヲ以テ之ヲ賣出スルコトヲ得又ハ預金ニ振替フルコトヲ得

第十四條ノ二 救國債券ハ換利子トシテ其ノ利息額ヲ以テ之ヲ賣出スルコトヲ得又ハ預金ニ振替フルコトヲ得

三法七。改正

第十四條ノ三 救國債券ハ發行ノ翌年ヨリ十年内ニ之ヲ償還スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

救國債券ニハ抽籤ヲ以テ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

ハ(昭二七、四法八四改正)

第十四條第三項ノ規定ハ救國債券ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ四 救國債券ノ所有者ハ長期ニ互リ郵便會社又ハ日本勸業銀行ニ其ノ債券ノ保管ヲ委託シタル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ當該債券ニ割増金ヲ附

スルコトヲ得(昭十五、三法七。改正)

第十四條ノ五 第十條ノ四ノ規定ニ依リ命令ノ定ムル者ノ發行スル證券、第十條ノ五

第二項ニ規定スル證券及第十條ノ五第二項ニ規定スル證券ニハ印紙稅ヲ課セズ其ノ第十條ノ三又ハ第十條ノ七ノ規定ニ基キ貯蓄ニ關スル書類ニシテ命令ノ定ムルモノ及

第七條ノ五第一項ニ規定スル證券ノ貯蓄債券又ハ他國債券ニ關スル者類ニシテ命令
ノ定ムルモノニ付亦同シ

第十四條ノ六左ノ各號ノ一ニ應付スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ有價證券
移轉税ヲ課セズ

一 第一條ノ三ノ規定ニ基テ貯蓄ニ關シ國債證券又ハ他ノ有價證券ノ移轉アリタル
トキ

二 第十條ノ五第一項第七號第十四條第三項又ハ第十四條ノ三第三項ノ附増
金ノ支拂ニ關シ國債證券又ハ他ノ有價證券ノ移轉アリタルトキ

三 第十條ノ十二第一項ノ附増金ノ支拂ニ關シ國債證券又ハ他ノ有價證券ノ移轉
アリタルトキ

第十四條ノ七 第十條ノ五第一項ニ規定スル証券ニシテ命令ノ定ムルモノノ貯蓄債券
又ハ他國債券ノ發行者ハ戰時及否（大東亞戰爭ノ際ニ於ケル歐州行爲又ハ之ニ關聯

アル事件ニ因リ發行者ヲ稱ス以下同シ）ニ因リ發行者ニシタル此等ノ證券ニ對シ第三項及
第三項ノ規定ニ依リ新證券ノ發行及他ノ措置ヲ爲スベシ

戰時及否ノ當時前項ノ發行者ニシタル證券ノ所有シ又ハ占有シタル者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ戰時及否國債證券若シテ他ノ所有シ又ハ占有シタル證券ノ喪失ニ付査定ヲ
受ムルコトヲ得

戰時及否喪失及他國債證券若シテ當時措置法第三條乃至第七條ノ規定ハ前項ノ
場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同法中ノ利息金トアルハ元利息金若ハ増額金トシ同

法第三條乃至第五條中ノ改竄トアルハ官設證券ノ發行者トシ同法第六條中ノ改竄トアル
ハ政府又ハ官設證券ノ發行者トス

政府ハ第一項ニ規定スル證券ノ發行者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前三項ノ規定ニ
依リ新證券ノ發行及他ノ措置ヲ爲シタルニ因リ生シタル損失ヲ補填スルコトヲ得

前項ノ規定ハ戰時及否以外ノ大東亞戰爭中ノ發行者ニ對シ命令ノ定ムルモノニ因リ

喪失シタル第一項ニ規定スル證券ニ之ヲ準用ス

第十五條 假令前條ノ規定ニ依リて、同法第六條、第七條第一項及

第十八條並ニ日本勸業銀行法第三十五ノ二第一項乃至第三項、第三十五條ノ三、第四

十條及第四十二條ノ規定ハ、時價債券及報國債券ニ之ヲ準用ス但シ日本勸業銀行法第

三十五條ノ二第一項中ニテ「圖トアルハ三十圖トス」ハ「昭二五ノ三法七〇改正」ハ「昭一

七ノ四法八四改正」ハ「昭一八ノ四法八七改正」

尚且第二百九十六條乃至第二百九十八條、第三百五條及第三百十七條ノ規定ハ、時價

債券及報國債券ニハ之ヲ適用セズ」ハ「昭一八ノ四法八七改正」

第十五條ノ二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令、定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、

證券取引業者若シテ他ノ者ニ之ヲ命令、定ムルモノニ對シ價格、方法其ノ他必要ナル

事項ヲ定メ有價證券ノ買入ヲ爲シ又ハ政府ハ指定スル法人ノ爲ニ有價證券ノ買入、

代理若シテ媒介ヲ爲スルモノヲ命令スルコトヲ得」ハ「昭一八四法八七改正」

第十五條ノ三 政府ハ前條ノ規定ニ依リ有價證券ノ賣却又ハ其ノ代理若シテ媒介ヲ爲サ

シムル爲必要アリト認ムルトキハ命令、定ムル所ニ依リ銀行、信託會社、證券取引業

者其ノ他ノ者ニ之ヲ命令、定ムルモノニ對シ種類、數量其ノ他必要ナル事項ヲ定

メ有價證券ヲ買入スルモノヲ命令スルコトヲ得」ハ「昭一八ノ四法八七改正」

第十五條ノ四 政府ハ第十條ノ三又ハ前條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ命

令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

」ハ「昭一八ノ四法八七改正」

第十五條ノ五 政府ハ株式ノ市價安定ニ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ命令、定ムル

所ニ依リ人自體總額其ノ他ノ命令、定ムル所ニ對シ其ノ所有スル株式ノ一部ヲ暫時金

融會庫又ハ日本證券取引所ニ對シ時價ヲ以テ課徴スルモノヲ命令スルコトヲ得」ハ「昭

一八ノ四法八七改正」

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令、定ムル所ニ

依リ在ノ各該市場ノ事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ假シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ嚴

スコトヲ得

一 資金ノ供給及移動ニ關スル事項

二 有價証券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

五 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル事項(昭一四ノ四法八六改正)

第十七條ノ二 政府ノ第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズテ又ハ第四條ノ第四條ノ二ノ第八條右ノ第九條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズテ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ中止ヲ命ズルコトヲ得(昭一

四ノ四法八六改正)

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

(昭一七ノ四法八四改正)

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價証券ノ應募

引受若ハ募集、取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第三項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズテ株式會社ノ設立ノ廣告又ハ社債ノ募集

ヲ爲シタル者(昭一四ノ四法八六改正)

三 第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズテ又ハ第四條ノ第四條ノ二ノ第八條

若ハ第九條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズテ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新

設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者(昭一四ノ四法八六改正)

四 第十條ノ十一ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者

五 第十五條ノ二又ハ第十五條ノ五ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者(昭一八ノ四

法八七改正)

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ罰金ニ處ス(昭一七ノ四法八四改

正)

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十條ノ二ノ第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ同條第三項ニ於テ準用スル

企業者商會法（以下企業者商會法ト稱ス）第六條第二項（同法第七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）第十二條第一項若シテ第十四條第一項シテ規定ニ違反シタル者

三 第十條ノ三又ハ第十五條ノ三、規定ニ依ル命令ニ違反シタル者（昭一八ノ四法八七改正）

四 第十條ノ三、規定ニ依ル命令ニ違反シタル代表者

五 第十條ノ二、第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政界ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書若シテ他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

第十八條ノ二、第十條ノ三、第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケ、妨グ又ハ忌避シタル者（六月以下ノ懲罰又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス）（昭一七ノ四法八四改正）

(E)

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ職業者若シテ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ規定ニ違反シタル者ハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シテ前條ノ規定ニ違反シタル者（昭一七ノ四法八四改正）

第二十條 當該官吏、委員、第五條第一項若ハ企業者商會法第十五條第一項ニ事務ニ從事スル日本銀行職員、同法第二十八條ノ規定ニ依リ政界ノ職務ノ一部ヲ行フ者（其ノ者ハ法人キルトキハ當該職務ニ屬スル事務ニ從事スル職員）又ハ此等ノ職ニ任ルタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄シ又ハ濫用シタルトキハ二年以下ノ懲罰又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス（昭一七ノ七四法八四改正）

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要ナルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行期日ハ各條ニ依リテ以テ之ヲ定ム

本法第十條、三乃至第十八條、第十九條、第二十條、第二十四條及第二十五條ノ施行ハ、
子除キ大正亞細亞終了後一年以内ニ之ヲ廢止スルモノトス（附一至三、七〇改正）（附
一七、二、法九改正）（附一八、四、法八七改正）

附則（昭和十四年四月二十二日法律第八十六號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十五年三月三十日法律第七十號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十六年三月三日法律第十八號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十七年二月十八日第九號）

本法施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（昭和十七年四月一日法律第八十四號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十八年三月十一日法律第四十六號）（農林省官制法）

本法施行期日ハ各條ニ依リテ以テ之ヲ定ム（以下略）

附則（昭和十八年四月一日法律第八十七號）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

4 (澤) 303p 厚4A

取

金融機関資金融通通準則

金融緊急措置令施行規則第十三條第二項の規定により、金融機関資金融通通準則を次のように定める。
昭和二十二年三月一日

大蔵大臣

第一 総則

- 一 銀行（日本銀行を除く）、信託会社、株式会社、農林中央金庫及び商工組合中央金庫（以下金融機関という）は資金の融通を旨とするが、この通準則の定めるところにより自主的にこれら規則を行わなければならない。
- 二 金融機関は資金の吸収に全力を傾注し、日本銀行借入金の依存の傾向を排除し、健全な金融秩序を確立すると共に、資金の運用を日本経済建設の目的に即するよう最も効率的に行うことと旨としなければならない。
- 三 金融機関は、大蔵大臣が別に定める方法により算出した各月の運用資金増加見込額のうち、当該運用資金増加見込額に大蔵大臣が別に定める割合を以て算出した金額の範囲内、たゞ超える方法により運用し、貸付額に限って、これを他の融通することとができるものとする。

2.2
2-6

- (一) 国債の取得
- (二) 地方債の取得（発行について許可のある地方債の前貸及び国庫補助金等を現金とする短期資金の融通を含む）
- (三) 復興金融債の取得
- (四) 復興金融金庫が支拂保証を付した資金の融通
前項の規定による運用資金増加見込額がその月の運用資金増加見込額と異なる場合には、その差額は翌月以降の運用資金増加見込額の算定に当り調整を行うものとする。但し大蔵大臣が別段の指示をした場合には、この限りでない。
- (五) 融通資金は、別表産業資金貸出優先順位表に定める基準に従って、先が最重要産業の融通を最少数限度に止め、次にその他の重要産業を供給するものとし、右以外の産業資金貸出優先順位表の順位は、その産業の本来の事業の順位を示すものであつて、附随的又は臨時的事业を含むものではない。
- (六) 資金の融通に当り、その事業に留意しなければならない。
- (七) 金融緊急措置令に基いて定められた基金の融通に際する取扱を遵守すると共に、政府の物価政策、物資統制等と力内通を考慮しこれに協力すること。
- (八) 最少の物資、資材及び資金を以て最も迅速に生産増加を期待せざる企業に融資するよう配慮すること。

(三) 従来の取引関係の有無等にかかわらず、中小企業の本質に於いては特に
先を用うること

大 金融機関は、企業の本金初年、融資目的の違、或等について常時調査し、融通
が適当でないと思われれば、資金の回収、契約条件の変更その他適当
な措置を講じなければならぬ。

金融機関は、融資を受けた企業が当初の借入目的以外に資金を使用したとき
は、その資金を差押なく回収しなければならぬ。

金融機関は、既に融資している企業から新たに資金融通の申込みを受けたとき
は、前に融通した資金の使用状況を調査しなければならぬ。

六、大蔵大臣は必要と認めるときは、金融機関に対し、資金の融通を禁止し、又
は融通した資金の回収若しくは担保権の執行を命ずることができる。

七、日本経済政策に於ける金融機関の使命を自覚し、往々に復興金融全庫に類
するよう態度を慎まなければならぬ。

八、融通資金に余裕のある金融機関は日本銀行の融資幹法に協力すると共に、自
主的に金融機関相互間の資金融通を画り以て必要なる産業資金の供給を円滑
にしなければならぬ。

第二 産業設備資金

一、現下の経済の発展に随ひ産業設備資金については差当り、補修又は改良に要
する資金の不足を融資すること、し、特別の事情のない限り新設又は拡張に要す
る資金の供給はこれを差控えなければならぬ。

二、産業設備資金の融通に当つては、別表産業資金貸出優先順位表に定める設備
資金の順位を厳守しなければならぬ。

三、別表産業資金貸出優先順位表に定める設備資金の順位に於いて、
イ、甲の一は現下の経済再建上産業設備の新設拡張又は補修改良が極めて緊急
であること、その資金の供給に於いて特別の配慮を加えなければならぬもの
は新設拡張も必要と認められ、その資金の供給に於いて優先的に考慮しなけ
ればならぬもの

ハ、乙は現下の経済再建上差当り産業設備の補修改良のみを必要とするもので
あつて、その資金の供給は事情によつて、これを存することを適当とするもの

ニ、丙は現下の経済再建上設備資金の必要者が他くその資金の供給を差当り差
控えなければならぬものとし、取扱うべきとする。

第三 運転資金

- 一 運転資金の備入の申込があつた時は資金の使途、生産の見込、手持の原料、資金繰りの状況等について嚴重に審査し、必要に流れたら、手許に留置し、なければならぬ。
- 二 融資金の経営の健全性に留意し、單なる赤字補填のような存救的融資はこれを差控えなければならぬ。
- 三 運転資金の融通に當つては別表産業資金貸出優先順位表に定める運転資金の順位を厳守し、手許に存するもの、特に高順位のものより順次に融資し、余裕のある場合に次順位のものに融資する計画的にこれを執行し、低順位のものに先融し、後に存する高順位のものに融資出来なくなつたときは極力差付けなければならぬ。
- 四 別表産業資金貸出優先順位表に定める運転資金の順位に於いて
 - イ 甲の一は事業育成のため運転資金の供給が最も必要であつて、その供給に力をつけて格別の配慮を加へなければならぬ。
 - ロ 甲の二は前項に類するものであつて運転資金の供給に力をつけて優先的に考慮しなければならぬ。

- ハ 乙は事業育成を必要とするが、収入状況が良好であるか、又は事業育成の必要度が比較的低く、運転資金の供給は準備によつてこれを存することを適當とするもの。
- ニ 丙は事業育成の必要度が低く、又は収入状況が充分であつて、差当り運転資金の供給を差控へなければならぬもの。

第四 特殊用途資金（事業救済資金及び運転資金以外の資金）

- 一 現下の事態に鑑み、特殊用途資金の供給は原則として抑制しなければならぬ。
- 二 已むを得ない事由によつて特殊用途資金の融通を存せしむる運転資金の取扱に準ずるものとする。

第五 産業資金貸出優先順位表適用上の特例

- 一 大蔵大臣の指定する資金の融通に肉しては別表産業資金貸出優先順位表に定められたる利率にかゝらず、特別の取扱をなすこととせらる。
- 二 他に掲げざる手形による貸付を受け、その手形の割引寸別表産業資金貸出優先順位表に定める運転資金の順位に準じて取扱ふこととせらる。
- 三 日本銀行兩割引の業務ある商業手形及びこれに準ずる優良な手形は日

本銀行の承認するもの

- (一) 日本銀行のスタンブ手形
 - (二) 質書手形
 - (三) 運給手形
 - (四) 公同証手形
 - (五) 商業手形
 - (六) 其の他大蔵大臣の定める手形
 - (七) 前項(二)乃至(六)に掲げる手形の要件は大蔵大臣がこれを定める
- 三 左に掲げる事業設備資金及び運給資金の供給は既にこれを差控えなければならぬが、金額が少額であつて且つ眞にやむを得ないものであつて大蔵大臣の承認を得た場合限りこれをなすものとする
- (一) 別表産業資金貸出優先順位表に定める設備資金の順位の乙に属する産業の事業設備の新設拡張に要する資金
 - (二) 同表に定める設備資金の順位の丙に属する産業の事業設備の補修改良又は復興(但しこの準則公布の日以後に生じた火災、地震其の他の災害等特別の事情に基くものに限る)に要する資金
 - (三) 同表に定める運給資金の順位の丙に属する産業の運給資金

前項の規定による大蔵大臣の承認を得ようとするときは、日本銀行を通じてその旨の申請をしなければならない。

四 預金を担保とする当該資金者(本人及びその家族を含む)に対する資金の融通については産業資金貸出優先順位表はこれを適用しない。

第六 監査及び報告

- 一 この準則の実施状況に關しては、大蔵省におりて監査する外、日本銀行をして常時監査せしめる。
- 二 この準則の実施状況を監査するため必要な報告は大蔵省において徴する外、日本銀行をして徴せしめる。
- 三 金融機関はこの準則の適用により大蔵省又は日本銀行の徴する報告をできるだけ速かに提出しなければならない。

(別表) 産業資金貸出優先順位表 省略

12

30

金融機関資金融通率則

第一總則

一 銀行（日本銀行を除く）、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び商工組合中央金庫（以下金融機関といふ）は資金の融通をなすに当つては、二の準則の定めるところにより自主的にこれを現則を行ふこと。

二 金融機関は資金の吸収に全力を傾注し、日本銀行借入への依存の傾向を排除し、健全なる金融秩序を確立すると共に資金の運用は日本経済再建の目的に即すよう、最も効率的にこれを行ふこととを旨とすること。

三 金融機関は日本銀行の指導の下にその団体の自主的申請により融資残高の増加の最高限度を設定しこれを厳

178
2.6

17

守する事。

四 融資資金は別表産業資金貸出優先順位表の定める基準に依りて最重点産業の所要資金を確保し次ぐその他緊要資金を供給するものとし以上の他の資金の融通は最少限度に止めるよう計画的にこれを運用すること。

五 資金の融通に当つては左の事項に留意すること。

一 資金融通については金融緊急措置令に基き定められ且取扱を遵守すると共に政府の物價政策、物資統制等との關係を考慮しこれに協力すること。

二 最少の物資、資材及び資金を以て最も迅速に生産増加の効果を期待し得る企業に融資するよう配慮すること。

三 従来取引關係の有無等にかかわらず中小企業に對し或は特に意を用ふる事。

六 融資は巨企業の効率的資金使用、融資目的の達成等に於て常時調査をなし適當でないときは認められずものは融資の回收をなす等適當の措置を講ずること。

七 日本經濟再建に對する金融機關の使命を自覚し従らば復興金融金庫に預るべき態度を懐むこと。

八 融資資金に余裕ある金融機關は日本銀行の融資幹旅に協力する外自主的に金融機關相互間の資金融通を固り以て必要なる産業資金の供給を所期ならしめること。

第二設備資金

一 現下の經濟の實情に顧み事業設備資金に付いては並當

リ補修又は改良に要する資金のみを融資することとし、特別の事情のない限り新設又は拡張に要する資金はこれを差控へること。
二臨時資金調整法その他法令の許可を要する設備資金を融資しようとする場合は予め申請者と充分の協議を遂げ置くこと。許可のあつた設備資金の融資を実行する場合は許可の條項に違反して居ないか否かを充分確かめること。
三別表産業資金貸出優先順位表に於ける設備資金の順位を厳守すること。右の順位に於て甲に属する産業の設備資金は産業再建の爲め積極的に融資すること。
四別表産業資金貸出優先順位表（設備資金）に於て

イ甲ノ一は現下の経済再建上事業設備の新設拡張又は補修改良が極めて緊要であつてその資金の供給はつきり別々の配應を加えるべきもの。
ロ甲ノ二は現下の経済再建上事業設備の補修改良を必要とし、場合に依つては新設拡張も必要と認められ、その資金の供給はつきり優先的に考慮すべきもの。
ハ乙は現下の経済再建上差当り事業設備の補修改良のみを必要とするものであつて事情に依りその資金の供給をなすことを適當とするもの。
ニ丙は現下の経済再建上設備資金の必要度が極く低かつてその供給を差当り差控えるべきものとすること。

一、借入申込の査定に当つては資金の使途、生産見
込、手持流動資産資金繰りの状況等につき嚴重に審査
し、放貸に流れないよう特に留意すること。
二、融資先の経営の健全性に留意し、單なる赤字補填の如き
救済的融資はこれを差控へること。
三、別表産業資金貸出優先順位表に於ける運転資金の順位
を嚴守すると共に特に運転資金に付ては高順位のもの
より順次に融資し、余裕ある場合に於て低順位のもの
を先に融資し、後に至り高順位のものに應じ難くなるよ
うなことは極力避けること。
四、別表産業資金貸出優先順位表（運転資金）に於ける

甲、一は事業育成の爲に運転資金の供給が最も必要と認
めらるるもの供給につき格別の配慮を加へるべきもの
甲ノニは前項に準ずるものであつて運転資金の供給に
付て優先的に考慮すべきもの。
乙は事業育成の必要はあるが収入状況が良好であるか
又は事業育成の必要度が比較的低く事情に依り運転資
金の供給を爲すことを適當とするもの。
丙は事業育成の必要度が低く、製品の統制が嚴重な
く、又は収入状況が充分であつて差當り運転資金の供
給を差控へるべきもの
とする。

第四 特殊用途資金

一 現下の事態に鑑み此種資金の供給は原則として抑制する事とす。

二 已むを得ない事由に依り融資を爲すときは運転資金の取扱に準ずる事とす。

第五産業資金貸出優先順位表適用上の特別

一 大臣の指定する資金の融通に關しては別表産業資金貸出順位表の定める基準に拘らず特別の取扱を爲す事とす。

二 左に掲げる手形による貸付又はその手形の割引は別表産業資金貸出優先順位表（運転資金）の「甲の一」に準じて取扱う事とす。

1. 日本銀行再割引の適格ある商業手形及びこれに準ず

る優良な手形日本銀行の承認するもの。

2. 日本銀行のスタンダ手形

三 日本銀行の認証ある貿易手形

三 左に掲げる設備資金及び運転資金は比較的輕微なものは限り更に止むを得ないと認められる場合はおいてはこれを供給する事が出来る事とす。

1. 別表産業資金貸出優先順位表（設備資金）乙に属する産業の事業設備新設拡張に要する資金

2. 同表（設備資金）丙に属する産業の事業設備の補修改良に要する資金

3. 同表（運転資金）丙に属する産業の運転資金（但し、この場合融資金融機関より予め日本銀行に協議する

ニとを要する)

第六 監査及び報告

- 一 本規則の実施に付いては大蔵省の監査の他、日本銀行をして常時監査せしめること。
- 二 金融機関は本規則実施の爲め必要な報告を大蔵省に提出する他、隨時日本銀行の求める報告を提出すること。

確定評價基準案

金融機関再建整備法（以下法という。）第七條第二項の規
 定により、金融機関の確定評價基準を次のように決定する。

一 國債及び地方債（外地地方債を除く。以下同じ。）
 発行價額に経過年数に應じた償還差益（三分半利特
 別國庫債券及び大東亞戰爭特別國庫債券については、
 経過年数に應じた償還の際の特別利子）を加えた額に
 よる。但し、利率四分以上の國債及び利子四分五厘以
 上の地方債は券面額による。

割引の方法により発行した國債は、右にかかわらず、
 発行價額に経過年数に應じた割引額を加えた額による。

但し、大蔵省証券及び食糧証券は帳簿價額による。

本号による計算は別記に定めるところによる。

三 動産

一 公定價格のあるものは公定價格、公定價格のないもの
 のは取得價額又は製作價額から減失、毀損、損壞、変
 敗、用途変更その他の事情による價額の減少額を差し
 引いた額とする。但し、処分確定したものは、処分
 價額による。

二 不動産（船舶を含む無體財産を除く。）

取得價額又は製作價額から償却額（償却額が法定普
 通償却額を超える場合においては、法定普通償却額、
 以下同じ。）と資産の減失、毀損、損壞、変敗、用金

裏面白紙

変更その他の事情による償額の減少額が償却額を超え
る場合における超過額との合計額を差し引いた額によ
る。但し、処分確定したものは処分償額による。

四 最終処理に際し、確定益又は暫定益の金額が積立金
と合して確定損又は暫定損の金額を超えらる金融機関は、
その評価基準を法第七條第二項の規定により大蔵大臣
の決定する確定評価基準以下にすることができる。但
し、その結果確定益又は暫定益の金額が積立金と合し
て確定損又は暫定損の金額以下になることとはできない。

五 閉鎖機関令第一條に規定する閉鎖機関である金融機
関については、法第七條第二項の規定により大蔵大臣
の決定する確定評価基準は、これを適用しない。

別記

國債及び地方債の評価額算出方法

國債又は地方債の評価額は左の式により算出する。

$$\frac{\text{償還額} \parallel \text{発行額} \times \text{利率} \times \text{年数}}{\text{償還額} \parallel \text{発行額} \times \text{利率} \times \text{年数}}$$

右式中、(発行額)は三分半利特別國庫債券又は大東亞戰爭特別國庫債券×ついでに(償還額)とし、(利率)は(償還額)より発行した國債について、(償還額)とする。

償還年限又は経過年数の一年未満の端数はこれを切捨てる。
 評價額の残位未満の端数はこれを切捨てる。

同一銘柄のものはその総額により一括計算して差支へる。

公團の資本計画（昭和二二第一四半期分）の査定について

一、各公團法の規定に依り、公團の運営資金は復興金融金庫より融資を受けることとなつて居る。目下の復興金融金庫に対する基礎産業の資金、需要及び復興金融金庫の資金供給力の鑑み、各公團の資金計画の査定は勢が甚だ厳格になければならなかつた。即ち

ハ、各公團の基本金は全額運営資金に充当し、何等の留保も認めなかつた。

ニ、繰延べ得る資金は極力支拂を第二四半期以降に繰延べることとした。

三、新規の資金需要は必要最少限度に止めた。

なお、公團の設立に伴つて解散に入る旧統制会社の清算

による金融機関借入金の返済は、当分期待し得ないの
 ため此の期間中は新規資金の放出を制限し、金融機関の貸
 出残高を、二重に膨れることのないやうにする必要があ
 った。

二、右の資金計画の査定に伴ひ、事業計画そのものも亦一部
 縮小せられることとなつた。このことは当期が公團の最
 初の業務開始期に当つた爲公團に対し工程の不便を與へ
 なかつたが、第二四半期以降に於ては公團の活動に不便
 を與へることは面白くないことである。

三、嚴重な査定の結果、復興金融金庫に依存する五公團の第
 一四半期中に於ける資金所要量は総額二十五億二千五百
 万円その内復興金融金庫よりの融資必要高を十六億三千

四百万円に止めた。これでは復興金融金庫に対しては著しい圧迫となり、一面に於て現在の各産業に対する融資の査定を一層嚴格としなければならなくなつたと同時に、他面に於て資金の供給力を何等かの方法に依つて増加する途を講じなければならなくなつた。然し乍ら第二四半期以降に於ては到底復興金融金庫は公團の運営資金を自力で供給することは出来ない。即ち第二四半期中に於ける五公團の資金の追加所要量は三十六億一千五百万円、融資の追加必要額は二十五億九千六百万円と推定せられる。これを復興金融金庫が全額融資しやうとする場合には第一四半期の方と合せて五十二億三千万円の資金を公團に貸付けることとなる。公團金融は復興金融金庫の業

務の大きな部分を占めることとなる。しかも、肥料公團（融資必要高約十億円）その他今後新設せられる公團の資金需要は更に復興金融金庫の資金への圧迫を加へることとなる。

四公團はその性質上民間の利害關係に依つて影響を受けやすいこととを理想とするが、現在の日本の財政及び金融の事情に於て主要なる物資の金融を——その大部分は従来民間金融機関に依つて融資されて来た——國家の金融機関が一手に掌握することは必ずしも適當ではない。これは一面に於て財政の負担を増大すると共に、従来此の方面に金融して来た民間金融機関の優良なる融資対象を奪うと共に、その資金を他の不要不急の方面に利用するこ

とを奨励する結果となる。

従つて問題は公園に対する民間の影響力を除去しつゝ、公園の所要資金の一部を民間金融機関から獲得することにある。

この方法については既に大蔵省及び日本銀行から司令部に対し意見が開陳せられた。

なお、復興金融金庫が公園の所要資金をその債券の消化を通じて民間金融機関から吸収することには実務上種々の難点がある。その最も大なるものは債券の利率の問題及び復興金融金庫及び民間金融機関の業務能力の再編成の問題である。

以上ノ諸情勢ヲ檢テ、公団ノ融資必要額ハ内、東京民
 間金融機関が担当することと適當とするものも、復興金融
 會庫の融資の對象から余さ、これ方の資金を公団に、
 若しくは公団引受の手形に依り前中、於て賄ふこと、す
 れば復興金融會庫への資金の逼迫は甚表のやうに著しく
 緩和せらるることとなる。然つて、その速やかなる実施を
 必要とするものがある。

第一四半期 (單位千円)

復興金融會庫より融 資の要	右の内、民間金融機関か ら融資するものと、東京民 間金融會庫からの融資との 別	全、民間金融機関 から融資し得るもの
復興金融會庫	(A)	(B)
石川 公団	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
足利 公団	四八,四〇〇	四八,四〇〇
合計	一四八,四〇〇	一四八,四〇〇

足利復興公団	四七三,八〇六	一八四,一〇〇	二六三,〇〇〇
船橋 公団	一三九,五七一	〇	〇
東武調整公団	四五〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇
合計	一,〇六三,三七七	一,〇五六,一〇〇	一,〇九四,四〇〇

(A)に依り、右の復興金融會庫より、融資を必要とする
 五七八、百万円(約三分の一)に減り、(B)に依り、
 とすは三四〇、三七七百万円(約五分の一)に減り、出
 る。

第一三四半期

裏面白紙

配炭 公団	一三四六〇〇〇	一三四六〇〇〇	一三四六〇〇〇
石油 公団	三五二〇〇〇	三五二〇〇〇	三五二〇〇〇
産業復興公団	七四〇〇〇〇	一六四五〇〇	三五〇〇〇
船橋 公団	三五八一七七		三五〇〇〇
横浜新築公団	八〇〇〇〇〇	八七〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇
合計	三五九六一七七	二六八三〇〇〇	二七三三〇〇〇

(A) K 帳簿より本年償還金庫より(融資)受取高は三
 四百万円(約四分の一)に減少し、(B) K 帳簿より本年
 六百四十四万円(約四分の一)に減少し、

引揚者事業に対する融資方針 (案) 乙

引揚者の国内に於て事業を行うに当りては従来更生事業対策協議会並びに更生事業推進中央会等官民の機関を中心として必要な資材の斡旋、資金の融通等に際し指導援助を圖つて来たが今回更に之を徹底強化するため地方更生事業対策協議会を設置することになったので、之を機会に今後引揚者の事業に対する融資は之の要領によることとする。

一 方針

引揚者の特殊事情により担保信用等が不足し内地業者に比し不利な立場にある事業であつて更生事業対策協議会に於て審査の結果吳適当と認められたものについて融資に当り金融機関は特別の考慮を為すものとする。従つて引揚者の事業であつてもその実力が既に内地業者と同等の立場にあるものについては一般と全様の取扱いとす。

二 取扱方法

(一) 融資金額五十万円を超過する事業については

更生事業推進中央会に於て受付し調査の上更生事業対策協議会に提出し審査の結果適当と認められたものにはその旨の訓申書を中央会經由、事業者に交付し、金融機関に由込ましめる

(二) 融資金額五十万円以下の事業については

1. 差当りたの方法により取扱うものとする

(1) 各地方更生事業対策協議会はその管内にある引揚者の事業につき四半期毎に融資希望事業計画書を取纏め審査の上意見を附してその期の最初の月の末日迄に更生事業対策協議会に送付する。但し東京地方経済安定局管下の地域にある事業については更生事業推進中央会が取纏め審査提出する

右の取纏めに當つては地方更生事業対策協議会は関係都道府県の協力を俟つと共に管下引揚者各種団体等を活用すること

(2) 更生事業対策協議会に於ては右事業計画書を更生事業推進中央会

として審査せしめ、その結果に基き適当と認められたものはその旨の

訓申書を地方更生事業対策協議会經由事業者に交付すると共に右事業に対する融資依頼状を関係金融機関に送付する

2. 地方更生事業対策協議会、民間団体等の機構の整備せられた後は、各地に毎に事業の適否の審査決定訓申書の作成等本業務を独立して運営する如くすること

三、その他

1. 地方協議会を経由するものは一應融資金額五十万円以下のものとするも、具体的な事業内容により必ずしも右金額によらざることを得るものとする

2. 本件融資に当りては極力自己資金の獲得を計らしめると共に融資が救済的性質を帯びぬよう嚴に注意する

3. 臨時資金調整法上の手續を簡略化する方途を講じ迅速な融資の実現を図るものとする

此引揚者に付し本件神資の趣旨並に手續を周知徹底せしめりため金
融機関更生事業推進中央会率をして適切に宣傳啓蒙を行はしめり。

2-11
18

公團融資実績 (自6月至10月)

(単位 千円)

配炭公団

月	貸出額	回収額	融資残高
6月	156,000	0	150,000
7月	1,168,000	270,000	1,028,000
8月	2,703,500	721,363	3,011,137
9月	2,640,000	2,726,237	2,754,900
10月	2,917,000	1,477,900	4,194,000

石油配給公団

6月	100,000	0	100,000
7月	0	100,000	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	360,000	0	360,000

價格調整公団

6月	50,000	0	50,000
7月	212,514	0	262,514
8月	979,000	8450	1,234,066
9月	1,084,260	131,666	2,186,600
10月	1,737,029	1,520,200	2,403,429

肥料配給公団

6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	1,080,000	40,000	1,040,000
9月	689,000	1,233,330	1,605,610
10月	1,192,000	673,660	2,124,010

裏面白紙

船船公田

月	貸出額	目・収額	融資残高
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	133,340	0	133,340
9月	430,739	0	564,079
10月	0	0	564,079

産業復興公団

6月	25,064	0	25,064
7月	6,466	0	31,530
8月	110,884	0	142,414
9月	12,869	0	155,283
10月	30,720	14,000	172,003

裏面白紙

第九 融資に関する事項

- 一 石炭公園は炭鉱（管理炭鉱である）と否とを問はない）
に対する金融（設備資金である）と運轉資金である）とを
問はない）をも行うものとする。但し市中銀行の資金
は極力之が利用に努める。
- 二 政府は炭鉱業の運営上必要資金を毎年度初めに於
一括して公園に出資するものとする。但し其の使用
に関しては國家資金計画の定める処に従う。
- 三 資金の貸出は管理炭鉱に関しては直接現場に対して為
すものとする。
- 四 資金調整法及制限会社令に依る手続を出来得る限り簡
素化する。
- 五 公園 管理炭鉱又は石炭企業の種類に關しては別に定
める処に従い政府は嚴重な監査を行う。

27

2-6

195

金融機関再建整備法に基く監査委員
の任命等に関する件

任命等の主體

中央経済再建整備委員会、地方経済再建整備委員会及
以都道府縣経済再建整備委員会の任命權等の分野を左の
如くする。

- (一) 特殊銀行（金庫を含む） 八六普通銀行、日本貯蓄
銀行、信託会社及び保険会社並びに (二) に掲げるもの
以外のもの……………中央経済再建整備委員会
- (二) 普通銀行及び貯蓄銀行 (一) に掲げるものを除く
無盡会社並びに市街地信用組合……………地方経済再建

整備委員会

- (一) 市町村農業会、漁業會及び産業組合
- (二) 都道府縣經濟再建整備委員会

二 任命の範圍

金融機關の債權者及び株主等のうちから左に掲げる標準に基づき監査委員の候補者と選抜する。

- (一) 債權者 当該金融機關に対し出動を属する債權を有する者であつて、当該金融機關の役員でない者のうちで、当該債權の額の最も多額者から順次五名（右の場合に於いては債權者たる金融債券の所有者は金融機關に知らざる者に限るものとする。）

(二) 株主等

当該金融機關の株主等であつて、当該出資額の最も多額者から順次五名

(註) 一 右の債權者又は株主等が法人であるときは、当該法人の指名する職員を以て監査委員の候補者とする。

二 該当者がそれより五名以内の数のときは、この数とする。

三 任命の場合

原則として暫定評價の結果整理債務が五名以上の損失を負担する虞がある場合にこれを任命する。

四 任命等の手続

- (一) 金融機關は監査委員を置くべき場合には、一の區分

に於て、その主任主務大臣、財務局長又は地方長官と
通じ、該經濟再建整備委員会に監査委員の候補者を
上申するものとする。

(二) 經濟再建整備委員会は、その金融機関に於て、要
査委員を置く必要があるとき、該金融機
関に於て、監査委員の候補者を上申せしめることと
する。

(三) 經濟再建整備委員会は、監査委員の候補者のうちか
り五名以内(四の場合には四名以内)の監査委員を選
任し、主務大臣、財務局長又は地方長官の認可を受
けて任命する。

(四) 金庫、銀行及び信託会社については、(三)の外日本銀

(五) 行の職員一名を監査委員として任命する。

經濟再建整備委員会が解任を要すると認め、監査委
員は主務大臣、財務局長又は地方長官の認可を受け、
解任する。



炭鉱特別運転資金融資方針

一 石炭非常増産対策に即應し、炭鉱経営の徹底的改善及び生産効率の向上を積極的に実施せんとする炭鉱にして当面資金を必要とするものに対しては、各個別に其の事情を審査し、生産再開資金として、一定期間最少限度の融資を考慮する。

二 融資申込をなし得る炭鉱は資金の着しく逼迫せるもので左の條件の孰れかを充足するものに限る。

1 (イ) 本年度中二四半期の生産能率が前年同期に比し二割以上向上せること

(ロ) 石炭非常増産対策に掲げる三作業方式の孰れか又は二

以上に準ずる作業方式を実行し生産効率の向上につき明確なる団体協約の成立せること。

(イ) 上期において三十万セベース生産割当を完遂せること。

三 融資の申込に当つては、経営の合理化及び融資の返済に因する具體案を石炭庁に提出せしめる。

四 融資申込の審査をなすため委員会をおく。

五 本方針により運転資金の貸付を受けた炭鉱に対しては、石炭庁、商工局及び復興金融庫において、書面又は実地につき特に嚴重な経理審査を行う。

六 炭鉱に対する緊急運転資金の融資は、本方針により嚴格に行うものとし、融資を受くることを得ずして経営不能に陥る炭鉱を生じ、又は労働争議の激発することあるも、これを強行するものとする。

炭鐵特別融資審査委員會の構成

(一) 委員

- 經濟安定本部總務長官
- 大藏大臣
- 商工大臣、石炭庁長官
- 物価庁次長
- 日銀総裁
- 復興金融公庫理事長
- 業者代表()
- 消費者代表(石川一郎)

(二) 幹事

- 經濟安定本部動力局長
- 財政金融局長
- 大藏省 銀行局長
- 理財局長
- 商工省 稅務局長
- 石炭庁 生産局長
- 物価庁 第三部長
- 復興金融公庫總務部長
- 融資部長
- 審査部長
- 監査部長

21.22
2-21-2

20

産業資金等の供給調整実施に関する

経済安定本部総務長官談話

政府においては、際々より経済安定本部を中心として大蔵省その他関係各省及び日本銀行等との緊密な連絡の下に産業資金の供給調整につき研究中であつたが、政策を採るの

で実施することにした。
最近の通貨金融の情勢、物資供給の状況、国民生活の喫緊等々鑑み、この際全力を傾注してインフレの進行を防止し、産業の復興を計画的に推進しなすべからぬ。そのために通貨面においては財政收支の均衡化、物資面においては石炭を中心とする重点的な生産増強、物資供給調整の適切化等について総合的な強力な施策が必要であり、こ

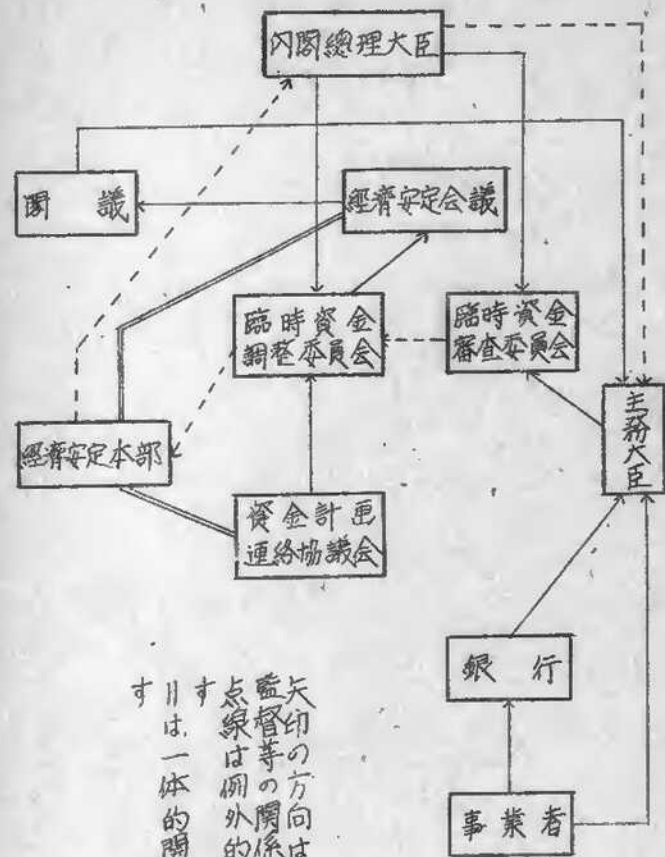
217
201

此等については目下鋭意努力して居るところであるが、産業資金の供給調整に關しては、その一環として適切なる施策の實行を必要と認めらる。

本措置は今後の産業資金供給總量を資金蓄積の一定限度内に抑え、この面よりする通貨増発を避けると共に、その限度内においては産業別に資金の優先順位を定め、これによつて融資を調整し、實に必要なる重要産業の資金を優先的に確保する一方不急産業への融資を抑制して所期の生産増強を助成しようとするものである。就中最重要産業に対する資金の供給については具体的にその目標額を定め、實際に金融が確保せられるよう努力する。この資金の産業別優先順位は現在の物資需給計画との関係、各産業の緊要度、

産業の收支状況等を充分検討して定めらるべきであつて、今後情勢変化に應じ迅速且つ機動的に改訂する趣向のものである。存続し、此等の實際の運用は従らり劃一的機械的に流れるようなことなく、充分実情に即して行われよう注意改し度い。

本措置実施の結果一部不急産業生産率等において整理を必要とするに至るものも生じて来るであらう。政府としてはこの点には充分に留意し公共事業の促進その他の方策を講じ、此が対策に遺憾なきを期して居る次第である。この措置は終戦後の経済の特別の事態に對処する緊急の措置であつて速かに経済の安定を図るため緊要已むを得ないものであるから金融機關並びに産業方面においてはその



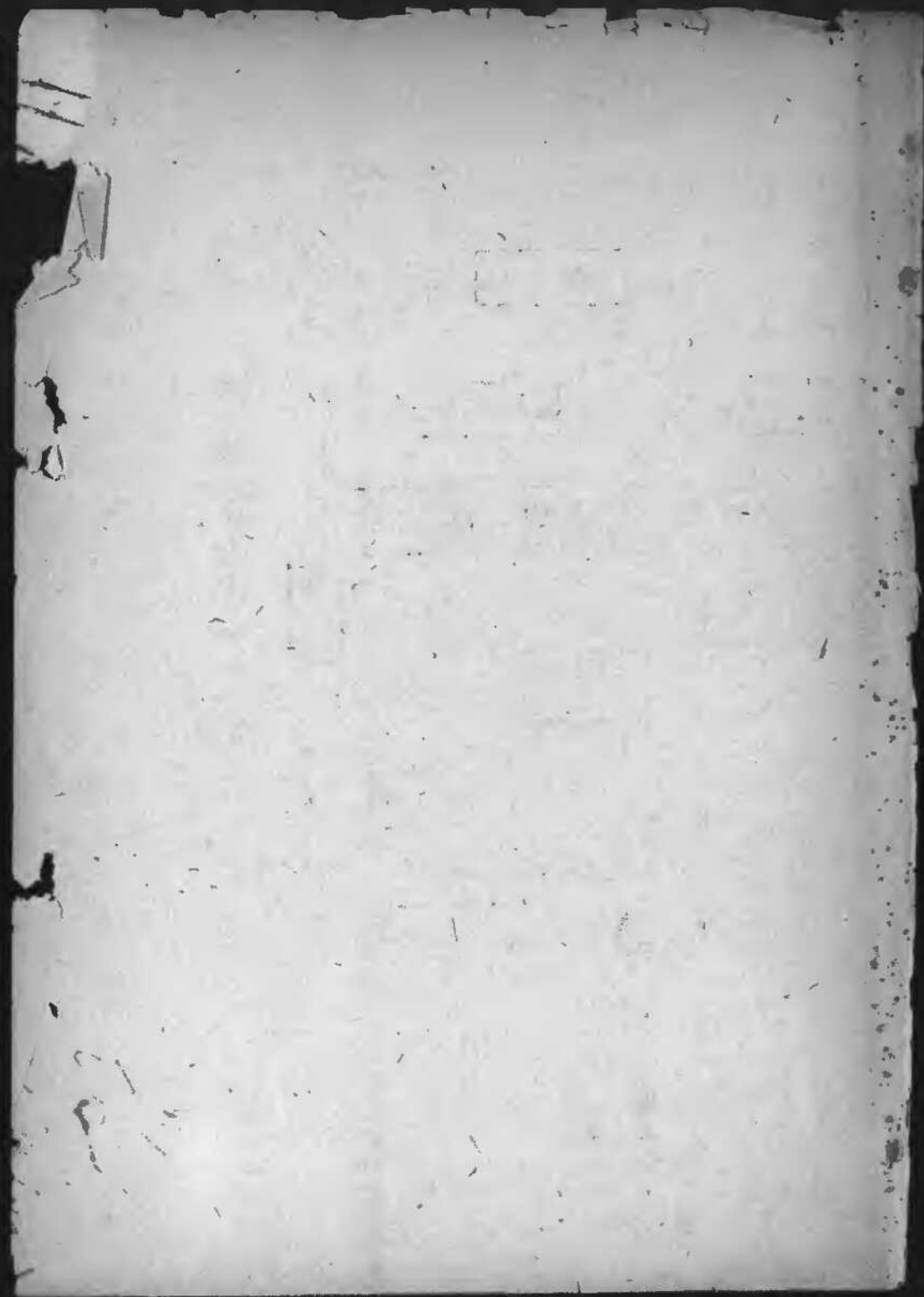
参考

産業資金割當計畫及び実施の機構(案)

矢印の方向は許可申請、附議、監督等の関係を示す
 点線は例外的な監督指示権を示す
 〓は一体的関係のあることを示す

17/9

趣旨を了とし充分協力せられるよう切望してまいりたい次第である。



21.2278
2-(2)-(9)

陸農資金割當順位策定の件

(陸安本第一節)

一、別冊(裏に配布のもの) 陸農資金調整課達の専業分類に

基き設備資金及運轉資金の夫々比件を左記口分類に依り
各事業に順位を付すること

二、左記分類の設備資金甲ノ一及甲ノ二は別冊事業資金調整
標準の甲に當るもの、又運轉資金甲ノ一及甲ノ二は別冊

の甲に當るもの全くと乙及丙は別冊の乙に當るものとする
是より加事情に依り若干の喰違を生ずるも止むを得ざ

いこと
三、甲ノ一は○、甲ノ二は○、乙は△、丙は×を以て標示せ
らるべきこと

四、未週月曜日午後一時半一部長室に持寄りのこと

設備資金

甲、一、現下の事業に於て事業設備の補修改良喫緊にして

場合依りては新設擴張をも必要とし之が資金の供給に付ては

金に於ては、(日銀の信用創造) 等を加ふべし

甲、二、前項に於けるものに於ては資金の供給に付ては

は金融機関の自己資金の範囲内於て最優先的に

乙、差償り事業設備の補修改良のみを必要とするもの

丙、當面国家的見地より設備の補修改良の必要度

運轉資金

く従つて設備資金の供給を重償り通常とせざるもの

甲 一 事業育成の爲運轉資金の供給を最も必要とし之

が供與の爲には格別力考慮を加ふべきもの

甲 二 前項に準ずるものにして金融機関の自己資金の

範囲内に於て最優先的に資金を供給すべきもの

乙 事業育成の必要あるも自己資金を有するが若く

は事業育成の必要度比較的低く之が資金の供給

は事情判定の上爲すを適當とするもの

丙 事業育成の必要度低く且自己資金を有し之が資

金の供給は差償り差控ふるを適當とするもの

以上の区分は拘らば個々の場合に於て特殊の必要ある
場合且進駐軍向隊等は一段階上世を適用すること

以上



1P

國民所得等	第四半期 (推定実績)	六三六	第四半期 (見込)	六〇〇	年度計	三三六四	摘要
	第三半期 (見込)	七五七	九〇八	一七三三			
國民總支出	第四半期 (推定実績)	一六六 (九六)	一五三	三五〇	年度計	一〇六四 (九四)	
	第三半期 (見込)	一三八	三五〇	三九五			
財政資金	第四半期 (推定実績)	一〇八 (八四)	一五	二〇	年度計	八三一 (八四)	
	第三半期 (見込)	一三八	一五	三〇			
國庫財政	第四半期 (推定実績)	一〇八 (八四)	一五	二〇	年度計	八三一 (八四)	
	第三半期 (見込)	一三八	一五	三〇			
地方財政	第四半期 (推定実績)	一〇八 (八四)	一五	二〇	年度計	八三一 (八四)	
	第三半期 (見込)	一三八	一五	三〇			

昭和二十一年度第四、四半期産業資金
暫定計画についての説明

産業資金供給総額について

国民所得との関係

本年度中の国民所得及び国民資力の配分等の推定実績、見透及び計画は大体次の通りである。

(單位：億圓)

産業資金	一二五	一四〇	一七六	一三〇	一三〇	五六一
金融機関融資	九〇	一一〇	一四〇	一〇〇	一〇〇	〇〇〇
企業自己資金	二五	三〇	三六	三〇	三〇	一一一
国民消費	四四	五四八	五九〇	五七五	七四八	二、三三〇
小計	七二五	八四一	一、二一六	一、一〇〇	一、二七三	三、九五五
既存資本費込	九九	八四	二〇八	一〇〇	一〇〇	四九一

備考

(一) 財政資金の欄の括弧書は二十年度の会計に属するものを内書したものの、

(二) 第四、四半期における國産財政資金は次のように推算した。

(1) 終戦処理費追加 三一億田 (九三億田の計上より繰越を生ずる額)

- (2) 〃 一〇〇 (九二回國會に提出した額)
 - (3) その他一般會計支出及び鉄道、通信面會計資本勘定 一九八 (既定予算の推定額)
 - (4) 〃 七九 (九一回國會に提出した額)
- 計 四〇八
- 復興金融金庫等への出資と控除 △ 四二
- 差引 三六八

(三) 右の如く復興金融金庫への出資は財政資金から控除してある一方、興銀の復興資金勘定の融資及び復興金融金庫の融資見込額は産業資金の方に計上してある。

(四) 第四、四半期における地方財政資金の内、一般金融機関より融資せられるべきもの左約二億田と見こんで居る。従つて融資一〇〇億田と合せ總額一二〇億田とする。

前記の如く第四四半期の財政資金は巨額なもので「目
 録」に示す通りに極力消費を抑制しなげればなら
 ないが、貨幣額としてはいかに第三四半期におい
 てかなり膨脹して居り、又消費は、後から考へれば、
 第四四半期においては「見透」欄の如く、なることは
 已むを得ないを認める。その場合において産業資金
 は企業自己資金を含む國民総支出の一〇%強相当額
 迄確保する方針を執つた。なお企業自己資金は今後
 増大する見込であるが、これに対しては貯蓄の推進
 特別所得に対する課税等に依り、これを吸収する方針
 である。
 (参考)

本年七月で歳当整理局請にかゝる本年七月乃至
 二十二年三月迄の産業資金需要予想額に基いて、
 これに調査減分を加へ、月割として三ヶ月分を
 計算すれば企業側への報告で約一〇〇億の見
 当、金融機関側の予想では約七六億となつて居
 る。

資金蓄積と資金供給及び國債消化との関係
 本措置の直接適用を受ける金融機関について実績及
 び見透を掲記すれば次の如くである。
 (単位億圓)

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	備	考
一般自由預金純増	五一	七〇	一四四	一九二	一般自由預金のみ	
封鎖預金減少	五九	五七	一三	五四	第四四半期においては財産税納入のため の減少を四一億と見込む	

差引純資金増減(A)	△	二	一〇	一三一	一三八
産業資金供給(自費)	△	五	二六	一五五	一三〇
日銀借入金増減(B)	△	三四	九二	一八△	一七
国債消化額又は消化能力△は差戻	△	一五	一	一四	三五

資料の關係でCがAとBとの純計と必ずしも一致しない。
原則として(C=D)が(イ)と一致すべきであるが資金繰りの關係、第三四半期以降は必に復興金融公庫の分を含んである關係から必ずしも一致しない。又第三四半期においては、削減は必ずしも減額に兩者が實際に振分けられるか所かでない。

此の外に農業会、市街地信用組合、無盡会社及び預金部等の資金を仮に自由預金増加六二億四(農業会より農林中金に預入せられるものを除く)封鎖預金の減少三〇億四(内財産税納入のためもの二二億四)を見積れば若干の融資々金を除いても約二十五億四の国債消化(この内預金部より地方財政資金融資約一〇億四)を見込み得る。

即ち第四四半期における金融機関の資金は大体次の如く利用せられることとなる。

- 総産業資金 九六 億四 (復金の貸出を除く)
- 財政資金又は日銀借入金返済 八七 (地方財政資金約三〇億四を含む又復興の外、復興金融公庫、政府短期証券等の引当を含む)
- 財産税納入資金 六三 (第一封鎖預金の拂出によるもの)

(二) 国債発行額との關係
第四四半期における国債発行額(支村公債を除く)

- 新規國債 億四
- (1) 終戦処理費關係(第九二回國會に提出見込みのもの) 一〇〇
- (2) 事業公債 三三
- (3) 復興金融公庫等への出資 四二

(4) 開拓資金公債

小計

名 既存債務を借替えるための國債

(1) 財産税特別会計分(大蔵省証券の借替)

(2) 終戦処理費仮拂(日銀)分借替

(3) 食糧証券(日銀保有)借替

(4) 臨時軍事費借入金(日銀)借替

小計

計

一七九	四
一八七	
九三	
一四	
五三	
三四七	
五二六	

と巨額に上る見込であるが第四四半期においての追加資金となるものは大体(4)の新規発行國債相当額で

あつて、この産業資金の計画がそのまま、実行せられるときは新規國債の約三分の一が金融機関に依り消化せられることとなる。金融機関資金を地方財政資金に廻さなければ約二分の一の消化が可能である。

ニ取重矣陸業所管資金
ハニ末尾ハ参考資料
頭調 日銀の昭和二十一年度第一期中産業資金 融資
実績ニ参考とし、興銀等以テ、自事業資金最低需要額算
定假案ハ本算定案日圓長経済研究所協会の物産供給力第三
次算定假案ハ於此將來の出生及配分を基準として机上算
定したるものなること比較して、整重度々分配し、
各資料間の首尾を差異を認め疑問ある部門ハ随て変更の
官廳、金融機関、関係業者及び其の団体より最近の資
需要額を求め、修正を加へたるものなること、左に若干の設
明を加えしむ

(1) 設重矣陸業所管資金

即ち石炭鑛業並に肥料工業の兩部門に就ては各業者より
引出さるる水は概して一、二ヶ所を要するに石炭鑛業に付ては、
石炭鑛、肥料工業に付ては、硫安、石炭、窒素、燐酸
肥料製造業組合並に逓増計画と照合して一應の査
度を加へた数字である

(1) 重要産業設備資金

重要産業と云ふは揚子江及び中、韓維部門に於いて
は將來數年の輸出を見越して供給力を想定した。右の
生産能力と比較すると、さば約十五倍に程度を予想され
る。右の如く限令に付する司令部が許可関係、所要資金
の算定等並に勘案して並期に於ける水予算の実行に到
る困難と認め、一應五億計上した。電力並に瓦斯兩部

河に就ては、西二、三、鉄道並に、自動車運輸の兩部門
に於ては、運輸省、水産省、農林省より夫々最
近の資金需要額を求めて裁定したものである。水産業
の分が頗る過多の如く見たり、兎に漁船の建造に着
手して居るものばかり多し、実情を考慮したものであ
る。
なおこの水産の産量の中には、就中水産業に於いて自己
資金に依るものはこれの外埠として考慮することとし
て考慮することとしてある。又第四回並期に許可を受
けざるものもあつた。また資金の使用が長期以降に及ぶ
見込のものはこれ以外埠として許可せざる場合があ
ること、そのつて居る。

以上何れも三箇年の基準であるが今後毛飽や半飽状態に於て
 許容範囲を修正することあり得る

（以下は手書きの文字がほとんど読めず、非常に淡く、また部分的に消えているように見えます。）

備考

昭和二十一年下期石灰鑛業所要資金内訳

計	設備資金		既取資金	備四、四半期 所要額		備考
	運轉資金	計		計	計	
	一、一八五	八二〇	三〇〇	五〇〇	七〇〇	
	二〇〇五	一、五〇〇	三〇〇	一、二〇〇	七〇〇	

口 昭和二十一年下期肥料工業設備資金所要額内訳

石灰 五〇〇 百万円
 石膏 三〇〇
 過磷酸 一〇〇
 計 一、三〇〇
 (既取資金 五〇〇 百万円
 前四四半期所要額 八〇〇 百万円)

三、金融機関別資金供給見込額トフヘテ

（一）次ノヨリ金融機関別ノ融資限度額ヲ推定シ、これヲ

資金供給見込額トシテ、融資限度は一級自由預金目録
額ノ五〇％である。

又、お實際ノ金融機関別、資金供給見込額トシテは金融機
関ノ間ニ資金ノ交換ハ例へば普通銀行ノ資金ハ金融債
ク依ツテ金庫、特別銀行等ト集メられ、そこから貸出さ
れる等カあるノヲ、使われも之ノ融資限度ト一致スル

特別銀行	600	300	
普通銀行	15000	7500	
貯蓄銀行	800	400	
信託会社	100	50	
保険会社	200	100	
農林中金	2500	1250	(農林中金、漢委金庫等で五〇億円の自由 資金を認められ、そのうち一〇億は 中央銀行に預入せられるものと見られ た)
農組中金	1200	600	

右に示す約二五％の回復程度が復興金融公庫より融資せられるものと推定し、こ
れを加算すれば総額一三〇億円となる。

参考(別表)

重要産業設備資金別年度別資料一覽

(單位百万円)

業種別	主要銀行等 二七—三三		主要産業公庫等 二七—三三		下期計画 年度
	(大蔵省)	(大蔵省)	(大蔵省)	(大蔵省)	
一、炭業	1051	800	800	24	800
石炭	965	800	800	49	
その他	86	1	1	25	
二、鑛山工業	1465	383	383	10	1350
鑛山工業	1465	383	383	10	
三、金属工業	297	155	155	4	150
金属工業	297	155	155	4	
鉄鋼	266	15	15	1	
その他	31				
四、機械	1427	36	36	37	

八 食留工業	九 電	可 瓦	二 炭 枚 炭	三 炭 林 直 産 業	三 水 産 業	四 交 通 業	五 其 他	計
529	1	1	9	1	1	1	1	6138
1	1	1	1	1	1	1	1	14039
49	42	△	(金印棚) 18	5	151	139	419	419
400	150	150	150	150	150	150	150	6000

陸 軍 機 械	自 動 車	五 航 空 機 械	六 農 業	七 化 學 工 業	八 其 他	九 其 他	計
1881	414	37	19	206	10	19	515
150	121	97	55	7514	35	55	4000
1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1
320	150	120	120	120	120	120	120

特許野信保			
特許野信保			
特許野信保			
特許野信保			
四八〇	二〇〇	七五〇〇	二七〇〇〇
二八八	一〇〇	九〇〇	一七〇〇〇
二〇〇	一〇〇	八〇〇	一五〇〇〇

(2) 友か本計画における一般自由資金追加目標額と之の確
 実時期とを居るは、自下に行け此の居る野信運動に和作
 の金融機関の資金吸収最低努力目標額より内輸を見積
 つてある。

兩者の關係は次の通りである。

(單位 百万円)

總計	新保及洋金	耶便野金	商工組合	百新地信組	興業會	順業會	農會
五〇、六三〇	六〇〇	七五〇	一五〇	一〇〇	七〇〇	三〇〇	一〇、〇〇〇
三〇、三六六	三六〇	四五〇	九〇	六〇〇	四〇〇	一八〇	六、〇〇〇
二六、五〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	六、〇〇〇

別紙

(一) 産業資金融通総額の限度算定の根拠

(1) 昭和二十一年度中の生産國民所得の見透

業種	昭和二十一年度		昭和二十二年		昭和二十三年	
	現在の公定 物価基準(1)	改訂後の公定 物価基準(2)	現在の実情 物価基準(3)	改訂後の公定 物価基準(4)	現在の実情 物価基準(5)	改訂後の公定 物価基準(6)
(一) 農林業	三〇	二六	四五〇	六〇〇	七三二	八一三
(二) 水産業	二	一	五六	五六	七四	八二
(三) 礦業	六	五	四三	五二	七五	八一
(四) 工業	九〇	二七	五五〇	六一一	七三五	八一六
(五) 交通業	一二	三一	一三二	一九七	一七四	二三九
(六) 運輸	九	一八	一一二	一七四	一四七	
(七) 通商	三	二	一〇	二二	二七	

業種	昭和二十一年度		昭和二十二年		昭和二十三年	
	現在の公定 物価基準(1)	改訂後の公定 物価基準(2)	現在の実情 物価基準(3)	改訂後の公定 物価基準(4)	現在の実情 物価基準(5)	改訂後の公定 物価基準(6)
(A) 物産販賣業	四〇	一八	二六〇	四〇〇	五七三	六二五
(B) 雑業	一三	一二	三〇〇	三三三	三〇〇	三三三
合 計	二〇三	一六	二八九一	二四九	二六五一	二九八九

注 (一) (A) 及び (B) の数値は昭和二十一年度と昭和二十一年度との生産力の比較と
の間の物価変動とを考慮して大蔵省に於て算定したもので、詳細は裁理昭
二二九三参照

(二) (C) 欄は今秋米價引上(石当三〇〇円)、炭價値上(石当一〇〇円)が所
はれるものと予想し之に應じて工業以下各産業製品の価格は上期中に比
し下期中平均二〇% (下期末に於ては三〇%) の騰貴を見るものと想定
した。

上期中と下期中との國民所得の比率は四対五(二五増)と考へられる

ので(依)標の数字の凡分の五に對して一〇%に相當する額を付加して算出した。但運輸業だけは下期首に於て上期中に對し約倍の運賃引上があるものとして計算した。

(三) 欄は下期中に於て實際物價も公定價格引上げと同じ程度で明約二〇%騰貴するもの規定し(依)欄の数字を基礎とし(二)と同様の方法で算出した。右の結果を上期及下期に分ければラウンドナンバーを次の如くなる。(後同)

	上期中	下期中	合計
現在の公定價格基準 (依)	八五〇	一〇五〇	一九〇〇
改訂後の "	八五〇	一四〇〇	二二五〇
現在の實際物價基準 (二)	二二〇〇	一四五〇	三六五〇
公定價格改訂後の實際物價基準 (依)	二二〇〇	一八〇〇	三〇〇〇

(五) 現在の支拂國民所得実績額を依れば

二十一年一月—三月	四月	五月
五〇、六二五	一五、五八五	一七、九五一

となつて居る。右の五月の数字を基礎として九月迄日銀物價指數の上昇と同程度に増加したものととして四月乃至九月の上半期の支拂國民所得は一、二〇、ニ三六百万円となる。之は生産國民所得と内容を若干相異し企業留保利益を含まないが概算所得を念入で居る。しかし兩者に大差は生じないものであり、實際前記現在の實際物價水準に依る生産國民所得上期中の数字と符合して居る。故に以下に於ては上期中の生産國民所得推定実績としては一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円といふ数字を採る。

(2)

昭和二十一年度上期中の資金配分の推定実績 (単位 億円)
配分せられるべき資金としては生産國民所得に加へなければならぬものが
あるが之を次の如く推定する。(単位 億円)

振替所得	上期中	下期中	計
	40	60	100
既存資本の増進	100	100	200

従つて上期中として配分せられた資金総額は一三四〇億円である。
その配分の推定実績は次の如きものと考へらる。

總資金	一三四〇億円
財政	二二〇
産業資金	一四〇
一般用	一二〇

自己金融

国民消費 九八〇

(一) 財政は一般會計費出四月一七月間実績 四五億円、之に八九月間に
五五億円と予想、進駐軍費八月迄にて約六〇億円、之に九月分三〇億円
と予想、その他特別會計の赤字約一〇億円あるものとして本年度分合
計二〇〇億円、之に實際の上半期の國庫金としては二十年度予算に属す
るもの約八〇億円の費出を見たがその大部分は本年度の所得に依り看做さ
れるい臨時關係の特殊のものであるのでその内の二〇億円大ける加へた。
(二) 産業資金に付ては資金計画の影響が大きいので確實な実績を把握し難い
が信用に依るものは七月中の貸出総増額二〇億円が大體その平均を示す
ものとしてその六倍と推定した。
自己金融に依るものは特に間所得が大きかつたことを考慮して推定した。

ものである。

(三) 国民消費は一世帯四人平均として農家八百万世帯、非農家一千万世帯とし、總人口七千八百万人、月平均家計支出を前者七〇〇円、後者一〇〇〇円として推定した。

(3) 昭和二十一年度下半期の資金配分

又、上述した所より生産國民所得とその配分を加へ下半期の配分せらるべき資金總額が定まつて居り、國民消費を上半期と同じベースとして考へれば次の如くなる。

	現在の定額 格差率の場合(イ)	推定の場合 格差率の場合(ロ)	現在の定額 格差率の場合(イ)	推定の場合 格差率の場合(ロ)	(単位 億円)
配分せらるべき資金	一、二二〇	一、五六〇	一、二二〇	一、九二〇	
内、國民消費	六〇〇	八四〇	九八〇	一、一八〇	
差引、歳入	六二〇	七二〇	六三〇	七三〇	

註(一) (イ)欄は一世帯家計支出を六〇〇円として計算した。一、三三三物價では平均五〇〇円と予定され居たが、その総予定以上に公定價格の引上げられたものがあるものでその二期増を見込んだ。

(ロ)欄は(イ)欄の約四〇%増とした。前述の如く物價の平均的騰貴率は二〇%程度と想定するが米の如き補給金を石当り一五〇円として、初期に一割ハ〇%の騰貴と行るので斯様に想定した。

(イ)欄は前更上期中推定実績をその儘計上した。(ロ)欄は(イ)欄の数字に物價の平均的騰貴率二〇%を乘じて加算した。下期中は上期中と比較し若干生産の増加があると見込んで居るが、それにも拘はらず

(四) 右の國民消費は何れも現在の水準と変わらないものとせられ居るが、あくまで主として若干貨幣額を減らし得る可能性がある一方、実際

的には現在の生活水準を抑へて置くことにはかなりの無理がある。

次に問題は財政と産業資金との配分如何であるが先づ財政の方から考へると現在確定して居る歳入は一般會計改訂予算五六〇億円、同追加予算一〇〇億円及特別會計の赤字四六億円であるが、追加予算中復興倉庫への出資金三八億円を控除するとへ之は産業資金として考へるゝ約六七〇億円となる。此の中取れ二〇〇億円を支出して居るから下期中支出は四七〇億円と有る。しかし實際には進駐軍費の如く既に不足を見越されるもの、在外財生活失に対する交付金、その他一般經費で計上せられ居るものもある。又米價減等の引上げかみ金は直接補納金としても予算の増加を来すのみならず一般的に物價騰貴で諸經費の増高を来すことは決定であり此等の金額を最近一五〇億円、最高三〇〇億円と推察する。之を加算すれば本年度下期中歳出予算額は六二〇億円乃至七七〇億円となる。前記計數を照して此

等の數字は余りに過大である。斯様な予算を実行するならば更け着しい物價騰貴を惹起するであらう。然つて極力之を圧縮し且支拂を繰延べる必要がある。又予算が極度大きくなると事務能力の衰よりして或る程度一〇%乃至二〇%は繰延べられざるを解なくなるものと思はれる。

c. 斯様な國民消費も財政にも余裕がないとすれば産業資金として配分せられぬのは極めて少額となる。こゝに於て産業資金の限度は必要最少限として考へられなければならない。その約には生産國民所得の内容に立入つて精密な検討を加へるべきであるが未完製品の増加は著しくなく基礎産業の基礎の充実から出發して精々主要産業に対する原料資材費の供給が行はれる程度で漸進的な増産を圖らなければならぬ状態と考へる。然つて産業資金の必要も大である。之を資金バランスの面より推算するのに昭和九年乃至十一年頃の実績を概し國民所得に對して少くとも一〇%程度(自己金

融は含まない)は絶対必要と考へることが出来る。上期中は自己金融も色めて大体その程度と推定される。下期に於ては上記の様為産業事情並に間利得の縮減に依つて自己金融の余力は少いものと考えらる。依つて下期中の財政及産業資金の配分を左の通りとする。

(単位 億円)

配分せらるべき財政及 産業資金總額	現物の金貨 準備の割合	現物の金貨 準備の割合	現物の金貨 準備の割合	公債引換券 準備の割合
四 財政資金	五〇五	五八〇	四八五	五五〇
五 産業資金	一〇五	一四〇	一四五	一八〇
六 用途	一〇五	一四〇	一四五	一七〇
七 自己金融				一〇

(4) 結論——昭和二十一年度下半年の産業資金融通総額の限度

前記の如く價格基準を何れに採るかについて産業資金の限度にも相當の差異が生ずる。しかし産業資金の限度は実情に即したものでなければならぬ。で現在の公定價格基準の場合として考へる訳には行かない。蓋し現在の實際物價基準又は予定せられた公定價格の改訂の場合の産業資金は當然に確保せられなければならない。然つて一四の億円を以て正常的産業資金の限度とする。

しかし公債改訂に伴ふ實際物價も或程度の上昇も必むを得ない。之を最少限に見積つて上期中実績の平均二〇%程度は必然であり且此の程度に止むべきものとした。その場合でも正常的産業資金の限度に束縛するならば産業資金融通は阻害せられるに至る。依つて上述の公債改訂後の實際物價基準の場合の産業資金の限度は予備的産業資金として留保し財政・消費の情勢と照み合せ相互に引締めつ、も此の限度は計画的に金融を行ふべきものとす。

別紙 (二)

主要産業資金需要見込及主要銀行貸出多額

一、産業資金融通総額の限度との関係

- (1) 主要産業資金需要見込はA表の如く本年七月以降年度末迄は二四二億円、内借入金に依るもの三三七億円、之には繰返したものが相當に有るので便宜上表に依つて右表以外の鑛業、セメント以外の窯業、皮革、製塩、製紙、ゴム以外に化學工業、製材、食肉及其他(主として商業)の産業別分を加算すれば総額二九四億、内借入金に依るもの二八九億円となる。之を月別にすると下半期分を推算すれば総額一九六億円、内借入金に依るもの一九三億円となる。主要銀行貸出予想はB表の如く大行で総額一五八億円、内借入金一四四億円、社債三三億円となる。右の大行に含み入れて見れば帝銀が他の六行と同程度の融資を行ふものとして行はれた四億となり、之を加へると金融機関

7

の八五五を占めるものとするは、金融機関の融資総額は二二八億円と推定される。之を月別にすると下半期分を推算すれば一五三億円となる。

- (2) 本計画の数字は通常の産業資金の限度に拘りては大体主要銀行貸出予想額に近く予備的産業資金の限度は産業の資金需要額の数字に近い。しかしA表及びB表の数字はその後の物價騰貴を見込めば更に増額を望まねばならぬ。結局本計画の数字に於て資金需要を適度に充て得るものと認めらる。

二、設備資金と運転資金との割合及各種産業に対する設備資金割合の関係

- (1) 設備資金の産業資金総額に対する割合はA表に依る約二〇%、B表に依る約四〇%と存つて居る。
- (2) 本計画に於ては主要産業の実際の設備計画を檢討して求めた設備資金総額が産業資金総額に対し三〇%と存つたのであつたが、偶々A表及びB表の中間に當つてゐる。

(31) 振備資金の各産業に於ける割合は重要産業へ右記、肥料、蠶絲等）に
ついで、
ては個々の内容を検討して定められたいものである。A表又はB表の数字を
照して居るものがあるが、その他は相当の上下の幅を許すに依りて
居る。

裏面白紙

A表

主要産業資金需要見込表

大蔵省理財局経済課調査 (單位百万円)

業種	昭和22年3月 迄/所要資金	所要資金の内訳			所要資金の調達				合計
		設備資金	運転資金	其他 (赤字除き)	株式 及 債	借入金	自己資金		
鉄鋼	1,000	150	350	500	0	0	1,000	0	1,000
石炭	1,112	800	312	0	0	0	1,112	0	1,112
○軽金属	375	5	370	0	0	0	300	75	375
産業機械	580	150	360	70	0	0	574	0	580
鉄道車輛	2,500	-	-	0	0	0	2,500	0	2,500
○造船	540	121	419	0	15	0	411	114	540
○自動車	490	97	325	68	12	0	410	58	490
○セメント	138	55	71	12	-	-	117	21	138
○化学(含肥料) 薬	7,000 (7,000)	-	-	-	-	-	7,000	-	7,000
○繊維	8,480	2,837	5,643	0	0	0	8,480	-	8,480
○建築	1,200	200	1,000	0	0	0	1,200	0	1,200
○その他	768	514	177	77	25	0	647	100	768
計	24,183	(4,929)	(9,027)	(727)	58	0	23,747	378	24,183

備考 1. 本表の調査期間は自本年七月一日を昭和二十二年三月三十一日までである。
 2. ○印を附せる業種については各統計団体が傘下企業者より報告を徴し之に適當な修正を加へた後集計した金額を掲げてある。
 3. ○印を附さない業種については各統計団体の手続資料による直観的数字を掲げてある。之はこれらについては尙正確な報告の提出を依頼中である。

裏面白紙

日表主主要張行出平想補 (大蔵省(高) 百万円)

業種	情		入		社債	債	計
	積立金	運送金	特別積立金	計			
銀行	31	155	38	224			224
信託	965	208	2	1,179			1,179
地産	53	70	1	154	3		157
工業	13	119	30	162	253		415
鉄道	135	541		676			676
船舶	15	108	1	124			124
船隻	474	116		590	20		610
自動車	37	28	10	75			75
機械	461	289	8	1,156	20		1,176
化学工業	9	25		34			34
肥料	10	9		19			19
皮革	311	257	5	573	1,275		1,848
繊維	1	12		13			13
製糖	509	27		436			436
製菓	20			35			41
石油	5	61	1	67			67
其他化学工業	106	381	5	492			492
繊維	682	1,977	10	2,669	773		3,442
製糖	9	46		55			55
製菓	3	662	3	668			668
石油	2	292		294	527		821
其他	65	2054	47	2,716	490		3,196
合計	4,795	7,557	159	12,411	3,347		15,758

備考
 本年七月一日至昭和二十二年三月末日までの間に於ける興業、勸業三安、
 本表日、位支の融資平想の十二集計である。
 不在債は当張銀行の単性又はは在債の信用及び銀行として募集し受託に應ずるもの
 合の記載は在。商果運送金と主との合計は、6,500万円の三分の一の金額を計上
 運送金中朝査期間内の上三回敷するものもこの三分の一の金額を計上
 九十日当朝査期間内の上三回敷するものもこの三分の一の金額を計上
 報告未探出の帯銀が前記大行の平均額を全額、廉貸及社債の引受之行不足のものも
 札七十大銀行の総額が1,938万円の故、右七行の全金融機関の総額が
 分号を占めるものもこの全金融機関の融貸及社債の引受の総額が2,280万円の
 故

別紙(三)最近の金融機關資金異動
A 貸出増減(公)異動

(單位百万円)

項目	二十一年一月		二十一年四月		二十一年七月	
	1月	3月	4月	7月	7月	中
總計	791	1441	1641	1911	1911	439
銀行	778	1511	1737	2142	2277	151
八六銀行			488	513	767	211
その他			53	148	100	40
貯蓄	46	109	102	134	105	13
信託	62	74	77	81	81	9
市町村農林會	102	102	74	77	77	13
市町村信託	12	23				2

項目	二十一年一月		二十一年四月		二十一年七月	
	1月	3月	4月	7月	7月	中
總計	341	118	107	349	349	162
農林中金	428	176	107			162
その他金融	109	167				
生保	38					
預金	442					
合計	835	835	835	835	835	835

(一) 二十一年一月—三月の間は於ても貸出は金融機關の貸出に依りて行はれり。推定此の如く。之を差引ければ約四〇億円の貸出は増加の傾向にあり。之を考へる。

(二) 二十一年四月—六月の間は於て貸出は金融機關の貸出に依りて行はれり。推定此の如く。之を差引ければ約四〇億円の貸出は増加の傾向にあり。之を考へる。

(三) 二十一年六月—七月の間は於て貸出は金融機關の貸出に依りて行はれり。推定此の如く。之を差引ければ約四〇億円の貸出は増加の傾向にあり。之を考へる。

日預金増減 (△) 実績

項目	二十一年四月一六月		二十一年七月	
	前月	当月	前月	当月
特 派	一九九	△五八八	△一四六	△一四七
普 通	一四六三	△一四六	△一四六	△一四七
八 大 行	五九八	△一〇五	△一〇五	△一〇五
其 他	八六三	△一三三	△一三三	△一三三
計	一七〇三	△一〇五	△一〇五	△一〇五
信 託	△五八八	△一三三	△一三三	△一三三
前貯蓄会	九六四	△一三三	△一三三	△一三三
百貯蓄会	五八八	△一三三	△一三三	△一三三

項目	二十一年一月一三月		二十一年四月一六月	
	前月	当月	前月	当月
農 村 中 心	△七四二	△一〇五	△一〇五	△一〇五
生 産 保 険	二二八	△一〇五	△一〇五	△一〇五
預 金 前	△三三七	△一〇五	△一〇五	△一〇五
合 計	△三三七	△一〇五	△一〇五	△一〇五

(一) 二十一年一月一三月の計は同知り如く日銀券預入金に依り増加を認め、
 (二) 二十一年四月一六月の計は特設預金の増加が著しかり、その際、日銀券の減少を認め、
 預金の減少額を認め、日銀券の減少額を認め、日銀券の減少額を認め、日銀券の減少額を認め、
 融接関係に見れば、日銀券の減少額を認め、日銀券の減少額を認め、日銀券の減少額を認め、

裏面白紙

さな

(三) 自由預金は七月に入つても増加額二十一年四月—六月の間に同程度である。

今後も当分此の程度と考へて融資限度の割合は寧ろ定めた。計銀預金の減少額は若干低減した様であるが依然として資金増は極く僅かである。

(四) 自由預金の五〇%として融資限度を定められた場合に、計銀預金の貸出増額と対照して

大銀行は相当窮乏にあるが現実に資金は不足してゐる力で己志を伸ばし。

地方銀行では充分融資活動を行つ得ること、ある。銀行の外に融資限度の定め

に依つて現実に融資し得る資金を持つ得る力は農林中央金庫大けと考へられる。

(資料の三)

昭和二十二年度第二四半期公債借入金実行見込額

(単位百万円) (昭二二七、二八理)

会計名	区分	年周子定期限度		第四半期実績	七月	八月	九月	計
		借入金	借入金					
鉄道会計	借入金	二〇〇	八三九	二〇〇				
	借入金	五三〇	五三〇	一三七八				
通信	借入金	二一九四	二一九四	(一三五〇)				
開拓者	借入金	七六	七六	七六				
食糧	借入金	九〇五	九〇五	三九二				
貿易資金	借入金	五〇〇	五〇〇	四〇〇				
自作農	借入金	一九	一九	一九				
合計	借入金	二、一六六	二、一六六	一、三五六	一〇七	一〇〇	二〇七	二、一六六

新炭礦会計	アルコール	小計	一般会計	合計	
				借入金	借入金
一時借入金	一時借入金(返債)	其の他	借入金	借入金	
一	三〇	四	七〇〇	七〇〇	
		小計	一八六七	一八六七	
		一五五〇	二三一九	二三一九	
		(三七八)	(二六七五)	(二六七五)	
		二七四三	二七四三	二七四三	
		三三八七	三三八七	三三八七	

備考

1. 追加予算額が確定しないから、いずれも暫定的な見込額であり、殊に鉄道の公債の公債借入金及び通信の八九月の公債見込額は空白にしておいた。

2. 括弧内は償還額を示す。

3. 一般会計及び貿易資金の※印は二一年度分を含む歳入となるべき額を示す。

※ 借入金

昭和二十二年地方歳出入推定概算調

(單位 百万円)

歳出	歳入計	歳入		歳出		摘要
		内分与税	税外收入	内分与税	税外支出	
五〇、八三	五〇、八三	二六、七二八	二三、三五五	二四、九三六	二七、五七	给与改善費は 给与局見込
同上	同上	七、二三〇	三一、四〇	同上	同上	
同上	同上	八、四五〇	五、七七七	(〇)	(〇)	()内は推定国庫 支出金は年額の二〇
同上	同上	一、〇二二	一、六四八七	(〇)	(〇)	%が第二四半期に繰 入れらるものとす。
同上	同上	(二、九五〇)	一〇、二四六	(〇)	(〇)	
同上	同上	五、五〇〇	五、五七五	(〇)	(〇)	
同上	同上	五、五〇〇	二四、九三六	(〇)	(〇)	
同上	同上	二、二〇〇		給与改善費 二七、五七		

備考

追加予算内訳

支出

- 一 予定起債事業費 三一・一五 (公債一三〇〇 国庫補助一七二五)
 - 二 六三制度追加分 三一・二二 (〃 一七一九 (一四〇三))
 - 三 公共事業費追加分 五八・一四 (〃 二六五六 (三一五八))
 - 四 職員給与改善費 一〇・一八五 (住民税二二二三 分与税五七七七 国庫補助一七二〇)
 - 五 生活保護費追加分 二二・五〇 (住民税四五 国庫補助一八〇〇)
 - 六 農地調整法施行費追加分 四五・〇 (国庫補助四五)
- 計 二四、九三六

(資料の五)

産業資金計画(経本査定済額)

(単位 百万円)

区	分	金額	摘	要
(一)	統制金融機関融資増	一五〇〇〇		
(II)	一般産業資金	一四〇〇〇		
	A 設備資金	五四七〇		
	B 運轉資金	八五三〇		
(III)	地方公共団体資金	一〇〇〇		
(二)	復興金融庫融資増	一六三六〇		
(I)	一般産業資金	一〇二三〇		

9

A	設備資金	六一六五
B	運轉資金	三〇一五
C	赤字資金	一〇五〇
(II)	公団資金	九六三〇
	A 設備資金	八五二
	B 運轉資金	八七七八
(III)	既融資回収(△)	△ 三五〇〇
(三)	非統制金融機関融資増	二五〇〇
(I)	一般産業資金	一五〇〇
(II)	地方公共団体資金	一〇〇〇

(四)は赤字金融回収分

合 計	三三八六〇	地方公共団体融資は地方債の起債 進捗に従ひ之に振替へられるものと する。
内地方公共団体融資増	二〇〇〇	
差引産業資金純計	三一八六〇	

裏面白紙

（資料の六）

金融機関資金需給見込

（単位 億円）

資 力	資 金 運 用		
	区 分	△	◎
区 分	△	◎	◎
	△	◎	◎
統制金融機関	I 一般自由資金増	二七〇	二五五
	II 第一封鎖資金(△)	△五五	△五四
差引純資金増	合計	二一六	一九四
	合計	二〇一	一九四
区内	I 一般産業融資増	一四〇	一四〇
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	二一六	一〇一
区内	I 一般産業融資増	一四〇	一四〇
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	二一六	一〇一
区内	I 一般産業融資増	一四〇	一四〇
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	二一六	一〇一
合計	I 一般産業融資増	一四〇	一四〇
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	二一六	一〇一
合計	I 一般産業融資増	一四〇	一四〇
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	二一六	一〇一

III 貿易手形決済用特種
引当金回収
△五〇

資 力	資 金 運 用		
	区 分	△	◎
区 分	△	◎	◎
	△	◎	◎
非統制金融機関	I 一般自由資金増	九〇	八五
	II 第一封鎖資金(△)	△三六	△三六
差引純資金増	合計	五四	四九
	合計	五四	四九
区内	I 一般産業融資増	一五	一五
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	三九	三四
区内	I 一般産業融資増	一五	一五
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	三九	三四
区内	I 一般産業融資増	一五	一五
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	三九	三四
合計	I 一般産業融資増	一五	一五
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	三九	三四
合計	I 一般産業融資増	一五	一五
	II 財政資金(含公共団 体融資)及金債引受 余力	三九	三四

IV 内自主的融資
A. 五〇%
非外統制的融資
△五〇

III 貿易手形決済用特種
引当金回収
△五〇

III 貿易手形決済用特種
引当金回収
△五〇

裏面白紙

合 計	Ⅱ 貿易手形大許所類 統制金融機関 依る資金回収		差引純資金増
	三二。	四。	二七。
	二九。	四。	二五。
	二八。	四。	二四。
— 合 計			
	三二。		
	二九。		
	二八。		

備考

- 一 統制金融機関の一般自由予金増は総額の七五%に当る。
- 二 統制金融機関の第一封鎖予金減は総額の六%に当る。

(資料の七)

財政資金及復金債引受見込

(単位 億円)

区分	発行(借入)純増			引受		
	A 案	B 案	C 案	A 案	B 案	C 案
国債	311	299	153	284	27	27
地方債	46	31	23	23	15	11
地方公共団体借入金	0	0	0	0	16	12
合計	357	330	176	307	48	50

合計	復金債			不消化(日銀引受)		
	非統制金融機関	統制金融機関	不消化(日銀引受)	非統制金融機関	統制金融機関	不消化(日銀引受)
164	164	164	164	16	18	19
521	424	340	366	39	34	31
685	588	480	502	55	52	50

備考

一 本表の不消化(日銀引受)額は其の仮通貨増発となる。
 二 財政資金及復金債の引受割合はたに依るものとする。
 (1) 国債利上に伴ひその市中消化が若干行はれるべきものとして復金債の消化を50%にとり、向地方債及借入金は全額引受れるものとする。
 (2) 地方債及借入金は統制金融機関と非統制金融機関と各半額を引受けるものとする。
 (3) 復金債は引受総額の約40%、即ち発行総額の約40%を統制金融機関が引受けるものとする。

（資料の八）

金融機関別資金増加見込

（単位 百万円）

区 分	一般自由資金増			第一封 予式	差引純資金増			備 考
	A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案	
(一) 銀行	258.00	245.00	238.00	5.00	206.00	195.00	188.00	220.18
特殊銀行	15.00	14.00	14.00	8.00	14.00	13.20	13.20	13.41
普通銀行	237.00	226.00	221.00	45.00	182.00	171.00	165.00	197.15
(内九大銀行)	130.00	124.00	120.00	24.00	106.00	100.00	96.00	109.82
貯蓄銀行	16.00	15.00	14.00	4.00	11.80	10.80	9.80	16.22
(二) 信託会社	15.00	1.00	1.00	25.00	△1.00	△1.50	△2.50	4.5
(三) 生命保険会社	4.00	3.50	3.50	1	4.00	3.50	3.50	3.37

区 分	一般自由資金増			第一封 予式	差引純資金増			備 考
	A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案	
(四) 損害保険会社	2.00	2.00	2.00	1	2.00	2.00	2.00	1
(五) 農林中央金庫	6.00	5.00	5.00	1.20	4.80	3.60	3.80	1
(六) 商工中央金庫	3.00	3.00	3.00	3.00	0	0	0	2.5
(七) 統制金融機関計	27.00	25.50	24.80	54.00	22.60	22.10	19.40	
(八) 預金部	135.00	133.00	132.00	24.00	11.00	9.00	8.00	32.75
(九) 農一業会	40.00	37.00	35.00	9.00	31.00	28.00	26.00	5.42
(十) 無盡会社	7.00	7.00	7.00	1	7.00	7.00	7.00	6.55
(十一) 市街地信用組合	6.00	6.00	6.00	3.00	3.00	3.00	3.00	4.7
(十二) その他	2.00	2.00	2.00	1	2.00	2.00	2.00	1.68
(十三) 非統制金融機関	9.00	8.50	8.20	3.60	5.40	4.90	4.60	
合 計	360.00	340.00	330.00	9.00	27.00	25.00	24.00	

備考 農林中央金庫予金増は農中予金増加を控除せるものとす。

（別紙）

國有鉄道追加予算査定案（主計高二、八、五）（單位百万円）

収入	運輸収入	当予算	追加要求	計	査定案	計	摘要
予備費	九〇三三	一六一五八	五〇〇	二五一九一	一七〇三七	二六〇七二	収入増 五%
合計	九三三三	一六六五八	二五九九一	一七五三七	二六八七〇		
支出	事業費	一六三九四	二三一三四	三九四二八	一九九九四	三六二八八	
人件費	八二四二	六二七八	一四四二〇	五九六四	一四二〇六	人員 要求一五二六千人 査定一五一〇〇	
物件費	八〇五二	一六九五五	二五〇〇七	一四〇三〇	二二〇八二	物件費 当初予算に對する 節減	
債務取扱費	八九八	四二四	一三三二	一七四	一〇七二	石炭 八万七 電力 五%	
予備費	五〇〇	八〇〇	一三〇〇	五〇〇	一〇〇〇	其他 二%	
計	一七六九三	二四三五八	四二〇五〇	二〇六六八	三八三六〇		
差引過不足	△八三四九	△七七〇	△二六〇五九	△三一三一〇	△二四九〇		

通信追加予算査定案（主計高二、八、五）

収入	業務収入	当予算	追加要求	計	査定案	計	摘要
他会計収入	二〇二八	三六〇五	四六三三	二二四二	四一七〇		
予備収入	三〇	〇	三〇	四〇	七〇		
計	四〇八四	八四三九	一二五二四	七九四三	一二〇二八		
支出	業務支出	九二八〇	九三五七	一八六三八	七五九一	一六八七一	
計	二〇三六	五八三四	七八六一	五七六〇	七七八七		
差引過不足	△八三四九	△七七〇	△二六〇五九	△三一三一〇	△二四九〇		

差引過不足 (△)	計	予備支出	債務取扱費
△五五八	九五三	五〇	二一三
△一三二七	九七五七	四〇〇	
△六七七六	一九三〇	四五〇	二一三
三三四	七六〇八	五〇	△三二
△五一二四	一七二五二	一〇〇	一八〇
			人員 要求一四四千人 査定一四二二〇 物件費二〇%節減

裏面白紙

16

241